

杉並区職員措置請求監査結果

(杉並芸術会館（座・高円寺）に関する住民監査請求)

令和3年6月

杉 並 区 監 査 委 員

目 次

第1	請求の概要と受理	
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の概要	1
4	請求の受理	1
第2	監査の実施	
1	証拠の提出	2
2	監査対象事項	2
3	対象部局とその抗弁要旨	2
第3	監査の結果	
1	結 論	3
2	事実認定	3
3	判 断	5
4	意見・要望	14
<別紙>		
1	職員措置請求書等	
1-1	職員措置請求書	1
1-2	追加の証拠資料	43
2	杉並区長の抗弁書等	
2-1	杉並区長の抗弁書	49
2-2	修正及び追加の資料	73
<資料>		
1	杉並区立杉並芸術会館条例	77
2	杉並区立杉並芸術会館条例施行規則	83
3	杉並区立杉並芸術会館の管理に関する基本協定書（平成28年3月31日締結）	95
4	平成31年度 杉並区立杉並芸術会館の管理に関する年度協定書	115

【注】 請求人の氏名は仮名（A、B）で表示し、その住所等の記載は省略した。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

A

B

2 請求書の提出

令和3年4月30日

3 請求の概要

杉並区立杉並芸術会館（座・高円寺）は、地方自治法第244条第1項に基づく「公の施設」として設置された区立施設であり、設置の当初より特定非営利活動法人劇場創造ネットワークを指定管理者に指定し、施設の管理運営（指定管理業務）を行わせている。

指定管理業務の遂行に必要な費用（指定管理料）は、杉並区と指定管理者との間で締結された杉並区立杉並芸術会館の管理に関する年度協定書に基づいて支払われている。

例えば、平成31年度（令和元年度）は3億937万円が支払われていたが、その指定管理業務収支報告書（芸術文化普及振興事業決算を含む。）は、杉並区の決算とも特定非営利活動法人劇場創造ネットワークの決算とも食い違いがあることが確認され、疑問が尽きない。

よって、請求人は、杉並区長に対し、①過去5年にわたる指定管理業務収支計算書（芸術文化普及振興事業決算を含む。）の黒塗り非公開を改めたうえで、②特定非営利活動法人劇場創造ネットワークに適正な収支報告を行わせるとともに、③本来支出する必要のない公金支出を区に返還させるなど必要な措置を講ずるよう勧告することを監査委員に求める。

詳細については、請求人が提出した職員措置請求書（別紙1-1）のとおりである。

4 請求の受理

本件監査請求は、令和3年5月14日の監査委員会会議において、監査委員4名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員、内山忠明監査委員及び小川宗次郎監査委員）の合議により、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと判断し、受理することに決定し、請求人には、同年5月18日付けで文書によりこの旨を通知した。

なお、令和3年5月19日付けで小川宗次郎監査委員が退任し、同年5月20日付けで、吉田愛監査委員が就任した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

令和3年5月24日に、請求人から、追加の証拠（別紙1-2）の提出として、同年3月4日の予算特別委員会（区民生活分科会）での区民生活部文化・交流課長の答弁（特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク（以下「本件NPO法人」という。）職員への退職金共済掛金の支出については、杉並区立杉並芸術会館条例（以下「条例」という。）第18条で定める杉並区立杉並芸術会館の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第27条第1項の指定管理料（以下「指定管理料」という。）からは支出しておらず同法人の会計の中から支出しているとの答弁）及び同年3月9日の予算特別委員会（文教分科会）での同課長の答弁（指定管理料から支出していないとした答弁は誤りで、当該年度に在職した職員の退職金共済掛金を指定管理料から支払うことは差支えなく本来、給与手当に含めるべきものを誤って保険料に含めていたとの答弁）の音声反訳並びに令和元年度決算に基づく「杉並区立施設長寿命化方針」の施設別コスト計算で、杉並区立杉並芸術会館（以下「杉並芸術会館」という。）について杉並区（以下「区」という。）が支出した指定管理料が、309,372,000円になっていることが記載された同方針の写しが提出された。

なお、請求人の陳述聴取については、令和3年5月14日にその候補日を提示したところ、同年5月17日に請求人から陳述しない旨の回答があったことから、同年5月18日に本件監査においては実施しないことに決定した。

2 監査対象事項

請求人は、区に提出された杉並芸術会館指定管理業務収支計算書及び芸術文化普及振興事業決算書（以下「区収支報告書」という。）は、区の決算とも東京都（以下「都」という。）に提出した活動計算書（以下「都収支報告書」という。）とも食い違いがあるので、区収支報告書の黒塗り非公開を改めた上で、本件NPO法人に適正な収支報告を行わせ不要であった公金支出を区に返還させることを主張するとともに、杉並区長（以下「区長」という。）の判断及び不作為並びに裁量権の逸脱濫用がみられ違法不当は明らかであるなどと主張していることから、指定管理料の支出（平成27年度から令和元年度までの支出）について、その違法性・不当性の有無等を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

3 対象部局とその抗弁要旨

区民生活部文化・交流課を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、令和3年5月21日に区長の抗弁書（以下「抗弁書」という。）の提出を受けるとともに、同年5月25日に説明聴取を行った。

抗弁書は、別紙2-1のとおりである。

また、抗弁書の記載内容の一部に誤りがあったこと及び追加の資料を提出するため、同年5月27日付けで修正及び追加の資料（別紙2-2）の提出を受けた。

第3 監査の結果

1 結 論

本件監査請求については、令和3年6月28日に監査委員4名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員、内山忠明監査委員及び吉田愛監査委員）の合議により、次のように決定した。

本件監査請求には、理由がないものと認められるので、これを棄却する。

2 事実認定

- (1) 本件NPO法人は、条例第14条第1項及び杉並区立杉並芸術会館条例施行規則（以下「規則」という。）第15条第1項に基づく公募型プロポーザル（以下「公募型プロポーザル」という。）の実施後、条例第14条第3項により平成22年12月7日の杉並区議会本会議（以下「本会議」という。）で議案第72号「杉並区立杉並芸術会館の指定管理者の指定について」が可決され、杉並芸術会館の指定管理者に指定された（指定期間は、平成23年4月1日から5年間）。
- (2) 区と本件NPO法人は、平成23年3月30日付けで、基本協定書を締結した。
- (3) 区と本件NPO法人は、基本協定書第26条第4項により、平成27年4月1日付けで、平成27年度の杉並区立杉並芸術会館の管理に関する年度協定書（以下「年度協定書」という。）を締結した。
また、年度協定書別紙で、指定管理料として「芸術文化の普及振興事業の実施に関する業務」（以下「芸術文化実施業務」という。）38,486,000円及び「施設の運営管理に関する業務」（以下「運営管理業務」という。）225,458,920円を、それぞれ分割して四半期ごとに支払うことが定められた。
- (4) 区は、年度協定書に基づき平成27年4月、7月、10月及び平成28年1月に指定管理料を支出した。
- (5) 本件NPO法人は、平成27年7月、10月、平成28年1月及び同年4月に、基本協定書第21条（平成28年度以降は第22条）第5項による四半期報（以下「四半期報」という。）を区に提出した。また、平成28年5月31日付けで、平成27年度の条例第17条及び規則第16条による事業報告書（以下「事業報告書」という。）を区に提出した。
- (6) 本件NPO法人は、公募型プロポーザルの実施後、条例第14条第3項により平成28年3月13日の本会議で議案第33号「杉並区立杉並芸術会館の指定管理者の指定について」が可決され、杉並芸術会館の指定管理者に指定された（指定期間は、平成28年4月1日から5年間）。
- (7) 区と本件NPO法人は、平成28年3月31日付けで、基本協定書を締結した。
- (8) 区と本件NPO法人は、基本協定書第27条第4項により、平成28年4月1日付けで、平成28年度の年度協定書を締結した。
また、年度協定書別紙で、指定管理料として、芸術文化実施業務47,000,000

円及び運営管理業務 239,903,340 円を、それぞれ分割して四半期ごとに支払うことが定められた。

- (9) 区は、年度協定書に基づき平成 28 年 5 月、7 月、10 月及び平成 29 年 1 月に指定管理料を支出した。
- (10) 本件 N P O 法人は、平成 28 年 7 月、10 月、平成 29 年 1 月及び同年 4 月に四半期報を区に提出した。また、平成 29 年 5 月 31 日付けで平成 28 年度の事業報告書を区に提出した。
- (11) 区と本件 N P O 法人は、基本協定書第 27 条第 4 項により、平成 29 年 4 月 1 日付けで、平成 29 年度の年度協定書を締結した。
また、年度協定書別紙で、指定管理料として、芸術文化実施業務 45,600,000 円及び運営管理業務 240,219,176 円を、それぞれ分割して四半期ごとに支払うことが定められた。
- (12) 区は、年度協定書に基づき平成 29 年 4 月、7 月、10 月及び平成 30 年 1 月に指定管理料を支出した。
- (13) 本件 N P O 法人は、平成 29 年 7 月、10 月、平成 30 年 1 月及び同年 3 月に四半期報を区に提出した。また、平成 30 年 5 月 31 日付けで平成 29 年度の事業報告書を区に提出した。
- (14) 区と本件 N P O 法人は、基本協定書第 27 条第 4 項により、平成 30 年 4 月 1 日付けで、平成 30 年度の年度協定書を締結した。
また、年度協定書別紙で、指定管理料として、芸術文化実施業務 45,600,000 円及び運営管理業務 250,928,376 円を、それぞれ分割して四半期ごとに支払うことが定められた。
- (15) 区は、年度協定書に基づき平成 30 年 5 月、7 月、10 月及び平成 31 年 1 月に指定管理料を支出した。
- (16) 本件 N P O 法人は、平成 30 年 7 月、10 月、平成 31 年 1 月及び同年 3 月に四半期報を区に提出した。また、令和元年 5 月 20 日付けで平成 30 年度の事業報告書を区に提出した。
- (17) 区と本件 N P O 法人は、基本協定書第 27 条第 4 項により、平成 31 年 4 月 1 日付けで、令和元年度の年度協定書を締結した。
また、年度協定書別紙で、指定管理料として、芸術文化実施業務 47,400,000 円及び運営管理業務 251,871,067 円を、それぞれ分割して四半期ごとに支払うことが定められた。
- (18) 区は、年度協定書に基づき令和元年 5 月、7 月、10 月及び令和 2 年 1 月に指定管理料を支出した。
- (19) 本件 N P O 法人は、令和元年 7 月、10 月、令和 2 年 1 月及び同年 3 月に四半期報を区に提出した。また、令和 2 年 3 月 31 日付けで令和元年度の事業報告書を区に提出した。

- (20) 令和2年3月31日に、区と本件NPO法人は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る杉並芸術会館休館に伴う指定管理者の損害等に関する覚書を締結し、同年5月22日に当該損害等に係る補填金（以下「補填金」という。）10,100,921円が支出された。
- (21) 令和元年度の杉並芸術会館の指定管理料の支出額（決算額）は、309,371,988円であり、内訳は、指定管理料（299,271,067円）と補填金（10,100,921円）である。

3 判断

請求人は、区が支出した指定管理料には、違法又は不当な公金支出があるため、当該支出分については、本件NPO法人から返還させるなど必要な措置を講ずるよう求めていることから、区が支出した平成27年度から令和元年度までの指定管理料について、その違法性・不当性の有無を以下、判断する。

(1) 黒塗り部分の開示等について

請求人の情報公開請求に対して区が非公開情報と決定したことに、不服があることについては、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為ではなく、行政不服審査法に基づく審査請求又は訴訟の手続により解決を図るべきものと判断する。以下、その理由を述べる。

杉並区情報公開条例第6条第1項では、実施機関の管理する情報は、原則公開とするとし、同項第3号で、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報であって、公開することにより当該法人等に著しい不利益を与えると認められるものについては、公開の対象から除いている。また、同条例第13条の2で、処分に不服がある場合は、行政不服審査法の規定に基づく審査請求ができることが規定されている。

ただし、本請求に係る芸術文化普及振興事業の各公演事業費の内訳等の黒塗り部分（以下「本件黒塗り部分」という。）について、情報を開示しなければ、公金の支出の全貌が把握できないと主張していることから、杉並芸術会館の指定管理業務（以下「指定管理業務」という。）の収入計上額、指定管理料収入及び利用料金収入額の妥当性並びに都収支報告書と区収支報告書との差額（人件費、芸術文化普及振興事業（協賛金）及び法人税）について、それぞれ、本請求を判断する上で支障があるか確認し、結果を導くため必要である事項は、区から報告を受け判断することとした。

本件黒塗り部分の開示については、上述のとおりであるが、区収支報告書に係る違法性・不当性の有無の判断については、(2)の中で述べることとする。

なお、令和3年5月27日の監査委員会会議で、監査委員4名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員、内山忠明監査委員及び吉田愛監査委員）は、区から提出された事業報告書（平成27年度から令和元年度まで）の原本を閲覧したことを付言しておく。

(2) 指定管理業務に係る都・区収支報告書の差額について

ア 令和元年度の区決算額と都収支報告書の指定管理料収入の差について

請求人は、令和元年度の区決算額（指定管理業務）の収入は、309,373,000円であるが、都収支報告書の指定管理料収入は299,271,067円となっており、区の支出額が10,101,933円上回っており、区の損害額と判断するほかないと主張する。

令和元年度の指定管理料に係る区決算額の309,373,000円は、計画値であり、上記2(21)のとおり、309,371,988円が区決算額である。

計画値と区決算額の差額は、1,012円となる。区決算額309,371,988円と都収支報告書の指定管理料収入299,271,067円との差額10,100,921円は、上記2(20)のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による休館に伴う指定管理者の損害等の区負担分として区が支出した補填金である。補填金10,100,921円に上記差額1,012円を合わせると10,101,933円となり、金額は一致する。よって区の損害は認められない。

イ 指定管理料（芸術事業）の収入報告がないことについて

請求人は、平成30年度の本件NPO法人が提出した杉並芸術会館芸術文化普及振興事業決算書（以下「区芸術事業収支報告書」という。）の「区補助金」が45,600,000円となっているが、都への報告には一切そのような報告はされていない。他の年度も同様であると主張する。

これは、区芸術事業収支報告書の収入の中には、「指定管理料」という科目名では計上されておらず、「区補助金」の科目名で計上されているが、「区補助金」と記載された欄は、本来「指定管理料（芸術文化普及振興事業）」として計上すべき欄であった。

平成27年度から令和元年度までの年度協定書で定める指定管理料については、上記2(4)、(9)、(12)、(15)及び(18)のとおり「運営管理業務」と「芸術文化実施業務」に対して支出されている。

上記年度協定書の「芸術文化実施業務」で定められた支払金額は、いずれの年度も区芸術事業収支報告書の「区補助金」の金額と一致している。

したがって、「芸術文化実施業務」に対して支出した「指定管理料」は、区芸術事業収支報告書の「区補助金」に該当する。

また、都への報告については、例えば、平成30年度の都収支報告書の指定管理料収入は、296,528,376円であるが、年度協定書で定めた指定管理料45,600,000円（芸術文化実施業務）と250,928,376円（運営管理業務）との合計額は、都収支報告書の指定管理料収入と一致する。

ただし、区は、区芸術事業収支報告書に誤りがあれば修正するよう本件NPO法人に求めるべきであったところ、少なくとも5年間は修正されていなかったことは、不適切である。

ウ 都・区収支報告書（助成金・協賛金等）の差額について

都収支報告書は、特定非営利活動促進法第29条及び都の特定非営利活動

促進法施行条例第4条に基づき知事に提出することが義務付けられた報告であり、自主事業の収支報告を含む本件NPO法人に関する全事業の収支報告となっているのに対し、区収支報告書は、区の指定管理業務の収支報告であり、当該自主事業の収支報告を含まない報告となっているものである。

請求人は、都収支報告書と区収支報告書の差額について合理的な説明がつかないと主張するが、次ページの表1のように整理すると理解することができる。なお、表1は、請求人の理解の便宜のために作成したものである。

区に提出された平成27年度から平成30年度までの区芸術事業収支報告書については、報告すべき助成金の一部が未計上であることが判明し、各年度の区芸術事業収支報告書は、誤った報告をしていたことが認められた。

区によれば、未計上の助成金について、本件NPO法人は、平成27年度から平成30年度までの間に実施した公演事業に係る助成金の中で事業費として必要となる出演費や文芸費、音楽費等は、「公演費」及び「派遣費」として助成金にしていたが、光熱費等の「一般管理費」については、性質が異なるため指定管理業務には当たらないと判断し、自主事業の収入としていたものである。

当該助成金の一部が未計上であったことにより区の支出額に影響を及ぼすかという点については、指定管理料の算定が支出額に基づき算定されているため、収入額の異同は影響を与えない。過年度分の指定管理料にも影響を与えていない。

ただし、区への報告に誤りがある以上、修正した平成27年度から平成30年度までの区芸術事業収支報告書を区に提出すべきである。

また、請求人は、都収支報告書で平成30年度の助成金収入を事業収入とは別に計上している一方で、区収支報告書では、区芸術事業収支報告書の中の「助成金・協賛金」という項目で、国や公共団体から受けた「助成金」と企業・個人から受けた「協賛金」とを合算して計上し、その額は63,179,756円となっており、都収支報告書の「助成金収入」63,167,617円を差し引くと協賛金収入は12,139円となり、社会通念に照らしても不自然であると主張する。

平成30年度の都収支報告書の「事業収入（文化芸術振興）」と「助成金収入」の合計額と、区収支報告書の「チケット・参加費・提携収入」と「助成金・協賛金」の合計額の差額12,139円が生じていることについては、請求人の主張のとおりである。

しかしながら、先に述べた未計上の助成金があったことを考慮すると、以下のようなになる。

平成30年度の区芸術事業収支報告書の「助成金・協賛金」63,179,756円の内訳は、表1の「助成金」60,879,756円と、「協賛金（対価性の低いもの）」170,000円と「協賛金（対価性の高いもの）」2,130,000の合計額になる。

また、都収支報告書の「助成金収入」63,167,617円の内訳は、表1の「助成金」60,879,756円、先に述べた「未計上の助成金」2,117,861円及び「協賛金（対価性の低いもの）」170,000円の合計額になり、差し引くと差額12,139円になる。また、区収支報告書に計上されている「協賛金（対価性の高いもの）」2,130,000円は、都収支報告書では、「事業収入（文化芸術振興）」の

中に含まれている。

区芸術事業収支報告書「助成金・協賛金」に、「未計上の助成金」2,117,861円を加えると、合計額は、65,297,617円となる。また、都収支報告書の「助成金」63,167,617円に、「事業収入（文化芸術振興）」の中に含まれている「協賛金（対価性の高いもの）」2,130,000円を加えると合計額は、65,297,617円となり一致し、差額は生じていない。

なお、本件NPO法人の経理担当者は、助成金を、対価性の高いものと低いものに分けて、対価性の高いものは、都収支報告書の「事業収入（文化芸術振興）」に、対価性の低いものは、同じく「助成金収入」に分け計上している。

このことが都・区収支報告書の整合性を理解する上で支障の一つとなっていると思われるが、本件NPO法人の所轄庁（都）への収支報告について、対価性の高いものと低いものを収支報告上どのように仕訳するかについては、法令上、特段の定めはなく、内閣府が作成した「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き」においても記載はされていないことから、本件NPO法人の経理担当者が上記判断により、協賛金を「助成金収入」と「事業収入（文化芸術振興）」に振り分けて計上したとしても、それをもって当該担当者がした行為に違法性があったとは認められない。

以上のことから、都・区収支報告書の差額（助成金・協賛金等）による違法又は不当な公金支出は認められない。

表 1

○区収支報告書

(円)

区（科目）		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
助成金		50,036,184	63,106,619	55,340,550	60,879,756	52,484,340
未計上助成金		1,101,518	1,622,054	1,521,953	2,117,861	0
協賛金	対価性が低いもの	450,000	100,000	180,000	170,000	220,000
	対価性が高いもの	2,160,000	2,130,000	2,000,000	2,130,000	2,000,000
チケット・参加費・提携収入		56,463,116	39,231,062	46,064,766	40,066,585	45,750,363
計		110,210,818	106,189,735	105,107,269	105,364,202	100,454,703

○都収支報告書

(円)

都（科目）		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
助成金 収入	助成金	50,036,184	63,106,619	55,340,550	60,879,756	34,832,200
	区では未計上分	1,101,518	1,622,054	1,521,953	2,117,861	0
	協賛金（対価性が低いもの）	450,000	100,000	180,000	170,000	220,000
（小計）		51,587,702	64,828,673	57,042,503	63,167,617	35,052,200
事業収入 （文化）	協賛金（対価性が高いもの）	2,160,000	2,130,000	2,000,000	2,130,000	2,000,000
	チケット・参加費・提携収入	56,463,116	39,231,062	46,064,766	40,066,585	63,402,503
計		110,210,818	106,189,735	105,107,269	105,364,202	100,454,703

<表1の構成>

表1は、区収支報告書と都収支報告書の助成金・協賛金等について、調査し比較した表である。令和元年度を例にとって説明する。

<表（区収支報告書）>

- ・「区芸術事業収支報告書」の「助成金・協賛金」54,704,340円から「協賛金」2,220,000円を控除したものが、表1の「助成金」52,484,340円となる。
- ・「協賛金」が2段に分かれているのは、「協賛金」中「対価性の低いもの」と「対価性の高いもの」があり、都収支報告書では仕訳が異なっていることを示すためである。
- ・「協賛金」中「対価性の低いもの」とは、その受取の代わりに、チラシ等に企業名を掲載するもの等が挙げられる。
- ・「協賛金」中「対価性の高いもの」とは、その受取の代わりに、チケット等を渡すもの等が挙げられる。
- ・「区芸術事業収支報告書」の「チケット・参加費・提携収入」の合計額49,445,178円から、「NPOからの自己資金」3,694,815円を引いた額が、表1の「チケット・参加費・提携収入」の45,750,363円となる。

<表（都収支報告書）>

- ・「助成金収入」が3段に分かれているのは、区収支報告書の「未計上助成金」と「協賛金（対価性の低いもの）」が、都収支報告書では、「助成金」に含まれていることを示すために3段としている。
- ・「事業収入（文化）」が2段に分かれているのは、区収支報告書の「協賛金（対価性の高いもの）」が、都収支報告書では、「事業収入（文化）」に含まれていることを示すために2段としている。
- ・「都収支報告書」の「助成金収入」35,052,200円は、「助成金収入」中「助成金」34,832,200円に「協賛金（対価性が低いもの）」220,000円を足したものである。
- ・「事業収入（文化）」の「協賛金（対価性の高いもの）」2,000,000円は区の抗弁書により確認した数値である。
- ・「チケット・参加費・提携収入」の63,402,503円は、「都収支報告書」の「事業収入（文化芸術振興）」72,849,463円から調査で確認した「自主事業である事業収入（文化）」の7,446,960円を控除し、区の抗弁書により確認した「協賛金（対価性の高いもの）」2,000,000円を控除した額である。
この額は、一公演事業の事業収入17,652,140円を含むが、「区収支報告書」においては、この額は「助成金」として計上されている。このため、都・区間で「助成金」の額と、「チケット・参加費・提携収入」の額が、それぞれ異なるのである。
- ・なお、表1中の以下の項目の金額については、請求人に区から開示された情報では知ることができず、監査委員が、区の抗弁書から取得し、又は、区に報告を求めた（調査した）項目である。

<区収支報告書>

- ・「未計上助成金」(抗弁書及び調査)
- ・「協賛金(対価性の低いもの)」(抗弁書)
- ・「協賛金(対価性の高いもの)」(抗弁書)

<都収支報告書>

- ・「区では未計上分」(抗弁書、再掲)
- ・「協賛金(対価性の低いもの)」(抗弁書、再掲)
- ・「協賛金(対価性の高いもの)」(抗弁書、再掲)
- ・「自主事業である事業収入(文化)」(調査)

エ 退職金共済掛金の支出について

本件NPO法人が、指定管理業務に従事する者(以下「指定管理業務従事者」という。)に係る退職金共済掛金を支出することについて、違法性・不当性は認められない。以下、その理由を述べる。

指定管理業務従事者に対して指定管理料の中から退職金共済掛金を支出することについて、地方自治法等の法令に特段の定めはないため、当該支出の判断は、区と本件NPO法人との間で締結された協定書の定めによることになる。

基本協定書第14条では、本件NPO法人は、運営管理業務及び芸術文化実施業務等(以下「本業務」という。)を「実施するため必要な資格および人材を確保」することが定められており、第27条第1項で、区は本業務の実施の対価として指定管理料を支払うと定めている。

基本協定書第31条に基づき経理区分された運営管理業務の口座(以下「運営管理業務口座」という。)には、運営管理業務に係る出入金が行われており、指定管理料収入、施設利用料金収入及び雑収入分がこの口座の中に入っている。そして、指定管理業務従事者の退職金共済掛金の支払いは、この口座から行われていた。上記のことから、退職金共済掛金が、指定管理料から支払われているとまでは言うことができない。

指定管理料から支払われていたとしても、人材を確保するために、人件費の一部である退職金共済掛金を支払うことは、基本協定書により行われたものであるから不適切であるとは言えない。

(ア) 令和元年度の退職金共済掛金の支出について

本件NPO法人が行った令和元年度の退職金共済掛金の独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部への支払いについては、基本協定書第31条第1項で定める本業務の経理区分のうち、運営管理業務口座から毎月、指定管理業務従事者分と本件NPO法人の自主事業に従事する職員(以下「自主事業従事者」という。)分が一括で支払われ、その後3日以内に、本件NPO法人本体の口座(以下「NPO法人口座」という。)及びカフェ事業の口座(以下「カフェ口座」という。)から、運営管理業務口座に、自主事業従事者分の退職金共済掛金が入金されていた。

自主事業従事者分の退職金共済掛金を最初に運営管理業務口座から一括して支払った後、本件NPO法人が自主事業従事者分を当該運営管理業務口座に入金(返金)する形式をとっているが、複数回の支払いを行う煩瑣を省くためと解せられ、違法性・不当性は認められない。

(イ) 令和元年度の都・区収支報告書(人件費)の差について

令和元年度の杉並芸術会館指定管理業務収支計算書の人件費と都収支報告書の人件費に差額が生じることについては、請求人の主張のとおりである。

差額が生じているのは、表2のとおり、退職金共済掛金 813,500 円が、区への報告では、人件費の「給料手当」の中に含まれているため、都への報告では、「その他経費」の「保険料」の中に含まれていることにより生じたものである。

表 2 (円)

	都：事業費（指定管理）	区：指定管理業務費	差
給与手当	87,651,300	88,464,800	-813,500
保険料	1,499,737	686,237	813,500
合計	89,151,037	89,151,037	0

区への収支報告において、退職金共済掛金を給与手当の中に計上していることについて、一般的には、人件費の中に「退職給付費用」等の科目を設け計上することが望ましいものであるが、法令等に特段の定めはなく、給与手当や福利厚生費に含める場合もあるため、給与手当の中に退職金共済掛金を計上していることについて、違法性・不当性は認められない。

また、都への収支報告で退職金共済掛金を保険料で計上していることについても、当該計上したことが違法であるとは言えない。

オ 法人税を指定管理料から支出することについて

指定管理業務に係る法人税を指定管理料から支出することについて、違法性・不当性は認められない。以下、その理由を述べる。

法人税を指定管理料から支出することについて、地方自治法等の法令に特段の定めはないため、当該支出の判断は、区と本件NPO法人との間で締結された協定書の定めによることになる。

基本協定書第 27 条第 1 項で、区は、本業務の実施の対価として指定管理料を支払うと定めている。

先にも述べたとおり運営管理業務口座は、運営管理業務に係る出入金が行われており、指定管理料収入、施設利用料金収入及び雑収入分がこの口座の中に入っている。法人税の支払いは、この口座から行われていた。

上記のことから、法人税が、指定管理料から支払われているとまでは言うことができない。

指定管理料から支払われていたとしても、指定管理業務により生じた利益に係る法人税を支払うことは、基本協定書により行われたものであるから不適切であるとは言えない。

(ア) 平成 30 年度の法人税の支出について

法人税の納付については、運営管理業務口座から法人税と消費税(以下「法人税等」という。)を一括で支払い、業務ごとに税引前利益に応じて按分された額を、芸術文化実施業務の口座(以下「芸術文化実施業務口座」という。)、カフェ口座及びNPO法人口座から、それぞれの業務について法人税等を振替していたものと確認できた。

平成 30 年度の法人税等は、総額 4,580,000 円であり、内訳は以下の表のとおりであった。

表 3 平成 30 年度法人税等支出内訳 (円)

口座	運営管理業務 口座	芸術文化実施業務口座		カフェ口座	NPO法人 口座	計
		区	自主事業			
法人税	762,000	-67,000	28,000	-464,000	1,235,300	1,494,300
消費税	621,800	1,201,000	31,400	720,700	510,800	3,085,700
計	1,383,800	1,134,000	59,400	256,700	1,746,100	4,580,000

税金の支払いについては、令和元年 5 月 29 日に 4,580,000 円が、運営管理業務口座から一括で支払われ、同日に、芸術文化実施業務口座から区の事業分 1,134,000 円、自主事業分 59,400 円、カフェ口座から 256,700 円及び NPO法人口座から 1,746,100 円が運営管理業務口座に振り込まれており、按分された法人税等の額は確かに一致していた。

(イ) 指定管理料の予算見積の増額について

平成 27 年度から令和元年度までの本件 NPO 法人が提出した各年度の収支予算書に基づいて区が立てた予算では、租税公課として「消費税」及び「収入印紙等」が見積られており、いずれの年度においても法人税は見積もられていなかった。

このため、請求人が主張する本件 NPO 法人が指定管理業務の支出を大きく見せたと言うには当たらない。

カ 指定管理者が行った利用料金の減免について

請求人は、「もし、全ての利用団体から公平に利用料金を得ていないなら、特定団体に利益供与を行っていることになる」と主張する。しかしながら、本件 NPO 法人が行った減免の手續及び区への報告に違法性・不当性はなく、また、

地方自治法第244条第3項が禁じる「不当な差別的取扱い」に該当する事実は存しないものと判断する。以下、その理由を述べる。

(ア) 指定管理者が実施した減免の実績について

施設利用の手続きについては、条例第4条第1項で、会館の施設並びに附帯設備及び備付器具を利用しようとするものは、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならないとし、条例第5条第4項で、利用料金は指定管理者の収入とし、別表で施設の利用料金を定めている。

また、利用料金の減免については、条例第6条により、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができるとし、規則第10条第1項各号は、表4の(1)から(7)までとなり、平成27年度から令和2年度までの実績は、表4のとおりである。

表4

規則第10条第1項に規定されている減免の種類	利用実績（コマ数＊）					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(1) 区が自ら行政目的のために利用するとき 免除	73	50	49	67	55	28
(2) 官公署が直接公益のために利用するとき 5割	1	6	2	1	2	0
(3) 指定管理者が条例第2条に規定する事業のために利用するとき 免除	4,562	4,541	4,543	4,336	4,256	3,268
(4) 公共的団体が直接公益のために利用するとき 5割	0	4	0	0	0	0
(5) 区又は指定管理者との共催で行う事業のために利用するとき 免除	0	3	9	0	2	8
(6) 区又は指定管理者の後援で行う事業のために利用するとき 5割	37	34	29	54	40	6
(7) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要と認めたとき 免除	0	0	0	0	0	0

＊コマ数とは、施設利用の時間帯枠（午前・午後・夜間）のことをいう。

(1)から(3)までは、いずれも指定管理者が利益供与できるような「特定団体」ではなく、(4)についても非公務員型の公法人及び公益財団法人による利用であり、これも指定管理者が利益供与できるような「特定団体」ではない。

また、(5)及び(6)は、いずれも区との共催又は後援で行う事業によるものであるが、指定管理者との共催又は後援で行う事業の実績はなく、これも利益供与できるような「特定団体」ではない。

指定管理者が「特定団体」へ利益供与ができる余地のあるものは、(7)「指定管理者が特に必要と認めたととき」となるが、平成27年度から令和2年度のいずれの年度においても実績はない。

(イ) 不当な差別的取扱いについて

地方自治法第244条第3項が禁じる「不当な差別的取扱い」について、一般的には、公の施設の利用に当たり、信条・性別・社会的身分、年齢等により合理的な理由なく利用を制限し或いは使用料を減額する等は、不当な差別的取扱いに該当すると考えられているが、上述したとおり、当該減免の手続については、条例等に規定する手続きにより行われている。

(ウ) 減免の実績報告について

基本協定書第22条第5項では、3か月に一度過去3か月間の業務内容を総括した四半期報を作成し、区に提出することが定められており、本件NPO法人は、四半期ごとに減免の実績状況を記載した施設利用状況報告を区に提出している。

(3) まとめ

以上のことから、本件監査請求については、全て理由がないものと認められるので、これを棄却する。

4 意見・要望

(1) 本件NPO法人の区収支報告書について、区は、「区補助金」という科目名で記載された欄を、「指定管理料（芸術文化普及振興事業）」と改めるよう指導すべきところ、少なくとも5年間はこのままを放置していた。

区は、本件NPO法人に対し、過去に遡って過年度分も含めて修正を行い区に提出するよう指導されたい。

(2) 本件NPO法人は、平成27年度から平成30年度までの間に実施した公演事業に係る助成金の「一般管理費」については、自主事業の収入としていた。

本来、指定管理業務の助成金収入として計上すべきところ、本件NPO法人の誤った判断により、未計上であったことが判明した。指定管理料の支出に問題はなかったとはいえ、不適切な対応であったことは明らかであり、区は、本件NPO法人に対し、区芸術事業収支報告書を、過去に遡って過年度分も含めて修正を行い、区に提出するよう指導されたい。

(3) 本件NPO法人の自主事業に関する報告については、基本協定書第 22 条第 1 項第 2 号により、自主事業の実施状況に関する事項を報告することが定められおり、当該報告の中には、区の「指定管理者制度の手引（令和 2 年 10 月改訂版）」にもあるように自主事業に係る収支の報告も含まれているところ、区は、この収支報告を受けておらず、不適切な対応をしていた。

今後、区は、本件NPO法人の収支の全貌を把握し、都・区に提出された収支報告書の整合性を確認する上でも、自主事業の収支報告書を徴されたい。

(4) 退職金共済掛金に関しては、都収支報告書と区収支報告書の間での会計処理（仕訳）が区々になっている。今後、区は、「退職金給付費用」等の科目を設定するなど都収支報告書と区収支報告書で整合性のある対応をされたい。

また、退職金共済掛金に限らず、収支全般にわたり、都収支報告書と区収支報告書の整合性を容易に確認することができるように科目名の設定や仕訳を行うよう、本件NPO法人を指導されたい。

別紙

杉並芸術会館（座・高円寺）に関する職員措置請求書

令和3年4月30日

杉並区監査委員様

請求人 A
B

地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

1. 請求の要旨

杉並芸術会館（通称：座・高円寺）は、地方自治法244条1項に基づく「公の施設」として設置された区立施設である。設置の当初より特定非営利活動法人劇場創造ネットワークを指定管理者に指定し、施設の管理運営（指定管理業務）を行わせている。

指定管理業務の遂行に必要な費用（指定管理料）は、杉並区と指定管理者との間で締結された杉並区立杉並芸術会館の管理に関する年度協定書に基づいて支払われている。例えば、平成31年度／令和元年度は3億937万円が支払われていた（事実証明書1）。

しかし、その指定管理業務収支報告書（芸術文化普及振興事業決算を含む）は、杉並区の決算とも特定非営利活動法人劇場創造ネットワークの決算とも食い違いがあることが確認され、疑問の尽きないものとなっている。

よって、請求人は、杉並区長に対し、①過去5年にわたる指定管理業務収支計算書（芸術文化普及振興事業決算を含む）の黒塗り非公開を改めたうえで、②特定非営利活動法人劇場創造ネットワークに適正な収支報告を行わせるとともに、③本来支出する必要のない公金支出を区に返還させるなど必要な措置を講ずるよう勧告することを監査委員に求める。

以下、杉並区長の判断及び不作為が違法であることを指摘するとともに、裁量権の逸脱濫用がみられることを指摘し、その違法不当を明らかにする。

(1) 現在も続く決算情報の黒塗り非公開

- ① 請求人 B は、当該区立施設の指定管理期間の更新にあたり、その決算の子細について確認するべく、令和2年7月29日に情報公開請求を行った。指定管理者の再指定を審議する杉並区議会区民生活委員会（9月15日）に先立つ本会議に間に合うよう請求したものである。

だが、その可否決定には約2か月もかかり、請求情報の一部が公開されたのは9

月28日と審議後に後回しされている（事実証明書2）。

審議後に一部公開された情報も、本来、予算及び決算の中で公開されるはずの数値が非公開となったほか、特定非営利活動法人の本体決算の中で公表されている数値まで非公開とするなど、極めて異常な行政処分が行われた（事実証明書3）。

具体的には、杉並芸術会館指定管理業務収支計算書に示されている①指定管理業務に係る収入内訳（指定管理料収入を含む）、②指定管理業務の各事業費の内訳、③芸術文化振興事業に係る費用内訳が黒塗り非公開となっていたのである。

- ② 請求人 A は、令和2年10月19日、同じく本件にかかる過去5年分の情報について公開請求を行った。請求情報の一部が公開されたのは11月4日のことである（事実証明書4）。ここでも特定非営利活動法人の本体決算で公表されている数値まで黒塗り非公開とする異常なものが示されている。

新たに公開されたのは、杉並芸術会館指定管理業務収支計算書に示されている①指定管理業務の収入内訳のみであり、②指定管理業務の各事業費の内訳、③芸術文化振興事業に係る費用内訳は、引き続き黒塗り非公開とされたのである（事実証明

- ③ 請求人 A も、請求人 B も、このような指定管理業務に係る収支報告書等に疑問があることを問題視し強く抗議した（令和2年杉並区議会本会議11月19日など）。

その後、紆余曲折を経て改めて請求人 B が令和3年1月14日に公開請求を行ったところ、同年3月1日、ようやく一定範囲の情報公開が行われるところとなった（事実証明書6）。

これによって、多少なりとも事実が解明されることとなったものの、芸術文化振興事業に係る収支の内訳については、依然として大部分が黒塗り非公開とされたままになっており（事実証明書7）、実態が解明されていないのが現状である。

(2)決算処理についての疑問

やっとのことで一部公開された収支報告書を確認したところ、次の疑問が発生した。いずれも会計上、軽視できない問題ばかりである。

第1の疑問は、指定管理業務の収入計上額である。

例えば、平成31年度（令和元年度）指定管理業務の収入は、①指定管理業務収支計算書（劇場創造ネットワークが指定管理者として杉並区に提出）によると2億5187万1067円であるが、②活動計算書（劇場創造ネットワークがNPO法人として東京都に提出）では2億9927万1067円となっている（事実証明書8）。

	①劇場創造ネットワーク 指定管理業務収支報告書に記載 の指定管理料収入	②劇場創造ネットワーク NPO法人活動計算書に記載 の指定管理料収入
平成31年度 (令和元年度決算)	2億5,187万1,067円	2億9,927万1,067円

しかし、③杉並区決算においては、前述のとおり 3 億 9 3 7 万 3 0 0 0 円の支払いが行われていることがわかる（事実証明書 1）。

区支出額と N P O 法人の収入計上額に差があり、区の支出額が 1 0 1 0 万 1 9 3 3 円上回っているのである。この差額はどこに消えたのであろうか。

同じ指定管理業務に係る収入及び支出でありながら、それぞれ報告されている数値が全く異なるのである。区の損害額と判断するほかない。

	②劇場創造ネットワーク N P O 法人活動計算書に記載の 指定管理料収入	③杉並区 令和元年度区政経営報告書に 記載の区支払額
平成31年度 (令和元年度決算)	2億9,927万1,067円	3億937万3,000円

区の経費は、その目的を達成するために必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない（地方財政法 4 条 1 項）。

指定管理料は、指定管理業務を遂行するために支出されるものである。指定管理料として区から受けた収入については、その全額を「指定管理料収入」として収入計上したうえで、その支出明細を明らかにさせなければならない。

年度協定に基づき支払われた指定管理料は、その収支報告において全額を「指定管理料収入」として収入計上する必要があるところ、この収支報告から全貌を読み取ることができないのである。

杉並区立杉並芸術会館条例 1 7 条は、事業報告書の作成及び提出について定めるとともに、これを受けた同条例施行規則 1 6 条各号において、当該事業報告書に「管理の業務の実施状況」「施設等の利用状況」及び「利用料金の収入状況その他の管理の業務に係る経費の収支状況」等を記載しなければならない旨を定めている。

指定管理者である劇場創造ネットワークは、この義務の履行を怠っているとともに、杉並区長もまたこれを長く放置しているのである（条例違反）。

第 2 の疑問は、指定管理料収入及び利用料金収入額の妥当性についてである。

指定管理者が行った施設利用料金の減免は、令和元年度約 5 6 0 0 万円であると説明されているが（令和 2 年杉並区議会本会議 1 1 月 1 9 日）、そのことは収支計算書を含む事業報告書に何ら記載がない。

しかし、減免の是非は、債権放棄に当たる重要事項であって、決算の是非を判断するにあたり無視できない観点である。公の施設に課された「不当な差別的取扱いの禁止」は、地方自治法 2 4 4 条 3 項が定める重要要件だからである。

例えば、ホールの貸し出しについて、各公演ごとの会場利用料金（徴収実態等）が経営ノウハウを理由に開示されていないのは、極めて不自然である。もし、全ての利用団体から公平に利用料金を得ていないなら、特定団体に利益供与を行っていることになるが、情報が非公開であるがゆえに、その有無を確認することさえできないのである。

仮に、ホールの貸出料金の条件が公演団体との個別の関係によって変わる、つまり、「指定管理者NPO法人と関係の深い劇団には安く貸す」というケースがあった場合、その分については、本来得られるはずの利用料金収入が減少するわけである。これは区が支出する指定管理料が増える要因となる可能性があるだけでなく、地方自治法244条3項が禁じる「不当な差別的取扱い」にも該当する。前述のとおり区支出額とNPO法人の収入計上額に差がある事実を踏まえると、この可能性があることをも疑わざるを得ないのである。

指定管理者は、杉並芸術会館が「公の施設」であることを踏まえ、自ら実施した減免等が「不当な差別的取扱い」に当たらないことを立証しなければならない立場にあるが、これも怠っている（杉並芸術会館条例17条及び同条例施行規則16条各号違反）。

第3の疑問は、①東京都に対する決算報告（活動計算書）と②杉並区に対する決算報告（収支報告書）との食い違いである。

指定管理業務の事業費内訳については、②杉並区に対する決算報告（指定管理業務収支計算書）において当初一部が黒塗り非公開とされたことは前述したとおりである。しかし、その内容は、①東京都に対する決算報告（活動計算書）において公表されているものであった。

すでに公表されている決算数値を敢えて黒塗り非公開としたのである。なぜ、このような不自然な対応をしなければならないのであろうか。

a) 人件費

3月1日に開示された指定管理業務収支報告書を確認すると、まず人件費の総額が食い違っていることがわかる。

指定管理業務収支計算書には1億599万8267円とされているが、活動計算書には1億518万4767円と報告されており、その数値は同一ではない。保険料についても同様に食い違いが発生している。

	①劇場創造ネットワーク 指定管理業務収支報告書に記載 の人件費	②劇場創造ネットワーク NPO法人活動計算書に記載 の人件費
平成31年度 (令和元年度決算)	1億599万8,267円	1億518万4,767円

同じ指定管理業務に係る収支報告でありながら、杉並区への決算報告と東京都への決算報告で報告数値が異なるのである。

なぜ、このような不自然な会計処理をしたのか理由は定かではないが、議会答弁によれば、退職共済掛金の計上ミスであるとの説明が行われた。この点については、特定非営利活動法人劇場創造ネットワークに対し、是正するよう申し入れた旨の説明も行われたところである（令和3年杉並区議会予算特別委員会3月9日）。

しかし、NPO法人の職員は、指定管理業務のみに従事しているわけでないことを

考えると、本件公金支出が適正なものであるか否かは不明である。区も当初は指定管理料から退職共済掛金を支払うことはできない旨の説明を議会で行っていたところである（同令和3年3月4日）。

b) 芸術文化普及振興事業

活動計算書等によれば、特定非営利活動法人劇場創造ネットワークの事業は、大きく分けると、①指定管理事業、②芸術文化振興事業、③レストラン事業の3種類とされている（事実証明書8）。

しかし、杉並区立杉並芸術会館の管理に関する年度協定書を確認すると、指定管理料は、「施設の管理運営に関する業務」及び「芸術文化の普及振興事業の実施に係る業務」に支払われていることがわかる。

すなわち、活動計算書においては、①のみが指定管理業務であるかのように読めてしまうが、これは誤りであって、②もまた指定管理業務の一部であることに注意が必要である（あたかも指定管理業務でないかのように報告している活動計算書の記載にも問題があることから、これについても是正勧告されたい）。

杉並芸術会館 芸術文化普及振興事業 年度間比較

●平成31年・令和元年度

①東京都への提出決算（活動計算書）		
事業収入（文化芸術振興）	72,849,463	収入合計
助成金収入	35,052,200	107,901,663
※協賛金は事業収入に含まれている		
		(①-②)
		3,752,145
②杉並区への提出決算（事業決算）		
チケット・参加費・提携収入	49,445,178	収入合計
助成金・協賛金	54,704,340	104,149,518
区補助金（収入実績－支出実績）		
※区補助金と記載されているが、指定管理料の一部と思われる		47,400,000

●平成30年度

①東京都への提出決算（活動計算書）		
事業収入（文化芸術振興）	50,331,784	収入合計
助成金収入	63,167,617	113,499,401
※協賛金は助成金収入に含まれている		
		(①-②)
		9,981,168
②杉並区への提出決算（事業決算）		
チケット・参加費・提携収入	40,338,477	収入合計
助成金・協賛金	63,179,756	103,518,233
区補助金（収入実績－支出実績）		
※区補助金と記載されているが、指定管理料の一部と思われる		45,600,000

芸術文化普及振興事業の収入部分について、①東京都への決算報告（活動計算書）と②杉並区への決算報告とを比較対照したのが、前ページの表である。

平成31年・令和元年度と平成30年度との間には、活動計算書における「協賛金」の処理に大きな違いがあり、次の4点について疑問がある。

協賛金について第1の疑問は、平成31年・令和元年度については協賛金を「事業収入（文化芸術振興）」に計上している一方、平成30年度は協賛金を「助成金収入」に計上していることである。

なぜ、このように科目処理を変更しているのか、その理由は定かでない。しかし、年度によって異なる処理を行っているにもかかわらず、決算上そのことを注記していないことは不自然で不当である。

協賛金について第2の疑問は、収支の詳細が黒塗り非公開となっている影響で、収入の内訳が判然とせず、全貌が把握できないことである。例えば、次の疑問がある。

【平成31年・令和元年度】

①東京都への報告（活動計算書）には「事業収入（文化芸術振興）」7,284万9,463円、国などから受けた「助成金収入」3,505万2,200円の合計1億7,901万6,663円が計上されている。

一方で、②杉並区への報告（事業決算）には、芸術文化普及振興事業の収入として、「チケット・参加費・提携収入」4,944万5,178円、「助成金・協賛金」5,470万4,340円の合計1億4,149万9,518円が計上されている。

この結果として、①都への報告と②区への報告との間で3,752万2,145円の差額（①－②）が生じている。

【平成30年度】

①東京都への報告（活動計算書）には「事業収入（文化芸術振興）」5,033万1,784円、国などから受けた「助成金収入」6,316万7,617円の合計1億1,349万9,401円が計上されている。

一方で、②杉並区への報告（事業決算）には、芸術文化普及振興事業の収入として、「チケット・参加費・提携収入」4,033万8,477円、「助成金・協賛金」6,317万9,756円の合計1億3,511万8,233円が計上されている。

この結果として、①都への報告と②区への報告との間で9,981万1,688円の差額（①－②）が生じている。

なぜ、このような差額が発生しているのか、黒塗り非公開部分が多いため、全くわからない。これは過去も同様である。

芸術文化普及振興事業は、あくまで指定管理業務であって、NPO法人の自主事業ではないことに注意が必要である。指定管理業務は、区立施設の使用許可権限を含む公務の一環であるにもかかわらず、このような不明瞭な報告では全く実態を把握することができず、不当である。

協賛金について第3の疑問は、①都に提出された活動計算書「事業収入（芸術文化振興事業）」と②区に提出された事業決算「芸術文化普及振興事業の収入」との食い違いに合理的な説明がつかないことである。

これについては、令和2年杉並区議会本会議1月19日に次の発言がある（岡本勝実・地域活性化担当部長）。

「指定管理者として区に提出する会計報告と、NPO法人として東京都に提出する会計報告における収入部分の差異については、区への報告で、チケット販売等収入と協賛金収入を別科目としているものを、東京都への報告では、これらの収入とNPO法人が経営努力として得た収入を合算して事業収入に計上していることから、約1,000万円の差が生じているものであります」

つまり、芸術文化普及振興事業の収入として、杉並区への会計報告で「チケット販売等の収入」、東京都への会計報告で「チケット販売等収入+NPO法人独自の収入」を計上しているだけで、差額が生じても不正経理ではないというのが区の主張となっている。

しかし、そうであれば、区に提出されている事業決算を黒塗り非公開とする必要はないはずであろう。指定管理業務は、あくまで杉並区の事業であって、NPO法人の自主事業ではない。むしろ、会計報告に記載されている「区補助金」の妥当性を立証するためにも、指定管理業務として実施された「芸術文化普及振興事業」の収入内訳を公開することが不可欠というべきである。

なお、当該年度（平成30年度）の会計報告において、当該NPO法人が杉並区に提出した芸術文化普及事業の「区補助金」は4560万円となっているが、都に提出した会計報告には一切そのようには報告されていない。これは他の年度も同様である。

協賛金について第4の疑問は、協賛金の収入規模及び内訳についてである。

例えば、指定管理者NPO法人は、東京都への会計報告（活動計算書）において、平成30年度の助成金収入を事業収入とは別に計上している。

一方で、同NPO法人は、杉並区への会計報告においては、芸術文化普及振興事業の中に「助成金・協賛金」という項目において、国や公共団体から受けた「助成金」と企業・個人から受けた「協賛金」とを合算して計上している。

杉並区への会計報告に記載の「助成金・協賛金」は6317万9756円となっていることから、ここから東京都への会計報告に記載の「助成金」6316万7617円を差し引くと、協賛金収入は1万2139円ということになる。

しかし、これを真に受けることはできない。例えば、当該NPO法人は、観劇プログラム「劇場へいこう！」を毎年開催しているが、この事業については、東邦ホールディングス株式会社（売上高1兆2千億円を超える一部上場企業）から継続的に協賛金を得ていることが杉並芸術会館のホームページにも明記されている。

売上規模1兆円超の一部上場企業が、地域貢献事業と位置付け、その報告書にまで実績と記載している本公演への協賛金が1万2139円というのは、社会通念に照らしても不自然というべきではないだろうか。

当該企業のCSR報告書を確認すると、「劇場にいこう！」に参加した学校の数や生徒数などが具体的に記載され、実績とされているところであり、2018年度（平成30年度）については「杉並区の公立28校の小学4年生2,672人を招待するとともに、一般来場者1,942人が観劇しました」との記載を確認することができる。

【参考】東邦ホールディングスCSR報告書 2019 P25

https://www.tohohd.co.jp/assets/data/CSR2019_all.pdf

杉並芸術会館のホームページによると、当該NPO法人の芸術文化関連事業のうち、協賛金を得ている事業として、「劇場にいこう！」以外にも、観劇回数券の割引分を企業（一部上場企業を含む20社以上）から協賛金として受領する「なみちけパートナー」という事業や、1口3万円で劇場地下ホールの座席にネームプレートを付ける「フレンズ」という事業があるが、これも詳細な実績がわからない。

杉並区への会計報告では、芸術文化普及振興事業（指定管理業務）の通常経費の項目として、「チケット運営費」「協賛金・フレンズ」の欄が設けられているが、具体的な収入金額は黒塗り非公開とされており、再三の公開請求にも関わらず、現在なおも把握することができない。あまりにも透明性を欠いており、不当である。

c) 法人税

杉並区への決算報告においては、指定管理事業の経費として租税公課（消費税・法人税・印紙税ほか）の計上があるが、そもそも法人税は、法人全体の収益をもとに計算するものであり、指定管理事業の経費に含めるべきものではない。極めて問題のある決算と指摘しなければならない。

①東京都に対する決算報告（活動計算書）と②杉並区に対する決算報告（収支報告書）を比較しても、②杉並区への報告では、法人税を租税公課に計上し、指定管理事業の経費として事業費に含めているのに対し、①東京都への報告では、これを事業費には含めていない。

これは、当該NPO法人は指定管理事業の規模を実際よりも大きく見せることで、指定管理料の値上げを要求し、指定管理料の額が膨らんだのではないかの疑念がある。

令和3年杉並区議会予算特別委員会3月4日に行われた質疑（平成31年度決算との比較で例示された平成30年度における「租税公課」（指定管理）の都・区会計報告間の差額76万2000円の発生理由について）は、当日答弁が保留された後に、3月9日になって「NPO法人に確認したところ、都への会計報告では税理士の指導のもと、法人税分を『法人税等』の別費目に計上したため、区への会計報告『租税公課』の金額と一致していないものであり、特段の問題はありません。」との回答が同予算特別委員会の中で行われている。

これは、本来であればNPO法人独自の会計の中から支払われるべき法人税76万2000円を、区が支払った指定管理料の中から払っていたということではないのか。当該NPO法人は、これまでの間、指定管理事業の支出を大きく見せかけ、それを根

拠に、翌年度以降の指定管理料の値上げを要求してきたとも考えられるのである。

実際に、平成30年度から平成31年度（令和元年度）にかけて、指定管理料の予算は94万2691円増額されている。このうち、少なくとも76万2000円については、杉並区の損害というべきであり、当該NPO法人はこれを区に返還しなければならない。

言うまでもないことであるが、法人税は、法人全体の利益に対して課税されるものであって、事業ごとに課税される性質の税ではない。同様の会計処理は、過去においても確認されるため、監査委員は、過去に遡って監査を実施し、是正勧告を行う必要がある。

2. 監査請求の起算日

本件の全貌は、依然として黒塗り非公開となっている部分が残っていることから不明である。

ただし、指定管理業務収支計算書（芸術文化普及振興事業の事業決算を除く部分）については、令和2年11月4日に指定管理料収入について公開（黒塗り解除）され、その他の黒塗り部分も令和3年3月1日になって解除されたことにより、おぼろげながら全体像を確認することができるようになった。これらの情報公開を踏まえて、請求人は、本件監査請求を提起することとしたものである。

したがって、本件監査請求期間は、全体の情報が公開された令和3年3月1日の翌日が起算日となるものであり、本件監査請求は過去5年に遡って監査を求める正当な理由を満たしていることを指摘しておく。

監査委員におかれては、本件請求の指摘を踏まえ、過去5年度分について監査を実施されるよう要請するものである。

3. 事実証明書

- (1) 令和元年度 区政経営報告書 令和2年9月発行 366～367ページ (写し)
- (2) 請求人 B が行った公開請求に対する可否決定通知書
2情第158号 (写し)
- (3) 平成31年度杉並芸術会館指定管理業務 収支計算書
平成31年・令和元年度 芸術文化普及振興事業 事業決算
【令和2 9 28 に公開された情報 (写し)】
- (4) 請求人 A が行った公開請求に対する可否決定通知書
2情第300号 (写し)
- (5) 平成27年度～平成31年度杉並芸術会館指定管理業務 収支計算書
平成27年度～平成31年・令和元年度 芸術文化普及振興事業 事業決算
【令和2年11月4日に公開された情報 (写し)】
- (6) 請求人 B が再度行った公開請求に対する可否決定通知書
2情第449号 (写し)
- (7) 平成27年度～平成31年度杉並芸術会館指定管理業務 収支計算書
平成27年度～平成31年・令和元年度 芸術文化普及振興事業 事業決算
【令和3年3月1日に公開された情報 (写し)】
- (8) 平成31年度特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク活動計算書 (写し)
平成30年度特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク活動計算書 (写し)

4 請求人

A
B

可否決定通知書

2 情 第 1 5 8 号
令和2年9月25日

B 様

杉並区長 田中



令和2年7月29日に請求のありました情報の公開については、次のとおり決定しましたので、杉並区情報公開条例第10条第1項の規定に基づき通知します。

1 情報の件名	<p>《請求対象情報》</p> <p>1) 各指定管理者との間で締結した協定書 ・年次協定 (令和2年度) ・基本協定 (ただし、令和2年度に新たに締結したもの及び令和2年度に内容変更したものに限る)</p> <p>2) 各指定管理者から提出を受けた報告書 ・年次報告 (令和元年度)</p> <p>《実施機関で特定した情報》 別紙「情報公開請求 (2 情第 158 号) 特定した文書一覧」のとおり</p>
2 決定の区分	一部公開します。
3 公開する日時・場所	<p>日時：令和2年9月28日から令和2年10月27日まで (土日・祝日を除く。) 8時30分から17時00分まで</p> <p>場所：政策経営部情報政策課情報公開係 (区役所西棟2階)</p> <p>※ お越しの際は、この通知書を提示してください。</p>
4 公開することができない理由	<p>○ 民間事業者従事職員の氏名・電話番号・顔の写っている部分・退職に関する情報、利用者の氏名・顔の写っている部分、理事・監事・評議員の氏名・報酬額及び公開することにより報酬額がわかることとなる箇所、運営委員会の第三者委員の氏名、講師の氏名・所属・肩書は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの (他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることとなるものを含む。) なので、杉並区情報公開条例第6条第1項第2号 (個人に関する情報) に該当し、公開することができません。</p> <p>○ 法人の代表者の印影、その他非公開とした箇所は、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人に著しい不利益を与えると認められるため、杉並区情報公開条例第6条第1項第3号 (事業活動情報) に該当し、公開することができません。</p> <p>○ 請求対象情報中、「基本協定 (ただし、令和2年度に新たに締結したもの及び令和2年度に内容変更したものに限る)」について、実施機関は作成又は取得していないため、当該情報は存在せず、公開することができません。</p>
5 公開できる予定	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として (訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提

起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ この通知についてのお問い合わせは、政策経営部情報政策課情報公開係へ。
電話 3312-2111（大代表）

平成31年度杉並芸術会館指定管理業務 収支計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

単位：円

I 収入の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	残額	執行率
指定管理料収入						
	指定管理料収入					
利用料金収入						
	施設利用料金収入					
雑収入						
区施設利用料金損失分補填金						
収入合計(A)			270,001,067	273,385,901	▲ 3,384,834	101.3

II 支出の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	残額	執行率
杉並芸術会館指定管理業務費						
	1	人件費	108,004,223	105,998,267	2,005,956	98.1
		給料手当	90,688,250	88,464,800	2,223,450	97.5
		交通費	2,543,008	2,375,224	167,784	93.4
		法定福利費	11,976,464	12,364,430	▲ 387,966	103.2
		福利厚生費	222,036	217,900	4,136	98.1
		運営管理委託費	2,574,465	2,575,913	▲ 1,448	100.1
	2	総務管理費	8,810,230	8,202,160	608,070	93.1
		郵送費				
		備品消耗品費				
		新聞図書費				
		旅費交通費				
		通信回線費				
		賃借料				
		諸謝金				
		保険料				
		研修費				
		交際費				
		雑費				
		諸会費				
		保守費				
	3	施設維持管理費	63,410,152	66,858,939	▲ 3,448,787	105.4
		光熱水費				
		受信料				
		施設管理委託費				
		施設監視システム保守費				
		修繕費				
		備品消耗品費				
	4	舞台設備維持管理費	73,523,443	75,442,856	▲ 1,919,413	102.6
		舞台保守費				
		舞台管理委託費				
		舞台備品消耗品費				
		舞台修繕費				
	5	広報費	7,853,019	8,029,545	▲ 176,526	102.2
		印刷費				
		郵送費				
		屋外内掲出費				
		ホームページ維持費				
	6	租税公課	8,400,000	9,004,300	▲ 604,300	107.2
	7	繰越金	0	▲ 150,166	150,166	
支出合計(B)			270,001,067	273,385,901	▲ 3,384,834	101.3
収支差額(A) - (B)			0	0		

平成31年・令和元年度 芸術文化普及振興事業

○平成31年度事業決算

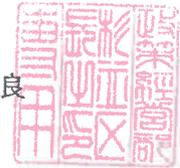
	支出実績	収入実績			区補助金
		チケット 参加費 提携収入	助成金・協賛金	その他	
◎ 公演事業					
あしたの劇場「世界をみよう！」					
あしたの劇場「劇場へいこう！」					
主催公演「ピアノと物語」					
主催公演「男たちの中で」					
主催公演「地方公演」					
舞踊企画「座・高円寺ダンスアワード」					
劇場創造アカデミー修了上演					
音楽企画					
リトル高円寺					
高円寺演芸まつり					
座・高円寺ドキュメンタリーフェスティバル					
地域・国際交流企画					
ギャラリー「アノビバ」・座の市					
提携公演企画					
◎ 教育普及事業					
あしたの劇場「遊ぼうよ」(絵本の旅・作業場W/S)					
人材育成					
劇場創造アカデミー					
演劇塾対空					
◎ 通常経費					
広報宣伝費					
フロントスタッフ人件費					
制作補助人件費					
紙原稿託置費					
チケット運営費					
協賛金・フレンズ					
共通事業運営費					
NPOからの自己資金					
合計	151,549,518	49,445,176	54,704,340		104,149,518
					47,400,000

可否決定通知書

2情第300号
令和2年11月2日

A 様

杉並区長 田中 良



令和2年10月19日に請求のありました情報の公開については、次のとおり決定しましたので、杉並区情報公開条例第10条第1項の規定に基づき通知します。

1 情報の件名	<p>《請求対象情報》 杉並区立杉並芸術会館（座・高円寺）の指定管理者から杉並区に対して提出されている事業報告及び収支報告書 平成27～31年度分</p> <p>《実施機関で特定した情報》 (1) 平成27年度 杉並区立杉並芸術会館 指定管理業務 事業報告書 収支計算書 (2) 平成28年度 杉並区立杉並芸術会館 指定管理業務 事業報告書 収支計算書 (3) 平成29年度 杉並区立杉並芸術会館 指定管理業務 事業報告書 収支計算書 (4) 平成30年度 杉並区立杉並芸術会館 指定管理業務 事業報告書 収支計算書 (5) 平成31年度 杉並区立杉並芸術会館 指定管理業務 事業報告書 収支計算書</p>
2 決定の区分	一部公開します。
3 公開する日時・場所	<p>日時:令和2年11月4日から令和2年12月3日まで(土日・祝日を除く。) 8時30分から17時00分まで 場所:政策経営部情報政策課情報公開係(区役所西棟2階)</p> <p>※ お越しの際は、この通知書を提示してください。</p>
4 公開することができない理由	<p>○ 民間事業者従事職員の氏名・電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることとなるものを含む。)なので、杉並区情報公開条例第6条第1項第2号(個人に関する情報)に該当し、公開することができません。</p> <p>○ その他非公開とした箇所は、法人の経理に関する情報であって、公開することにより、当該法人に著しい不利益を与えると認められるため、杉並区情報公開条例第6条第1項第3号(事業活動情報)に該当し、公開することができません。</p>
5 公開できる予定	

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつ

た日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ この通知についてのお問い合わせは、政策経営部情報政策課情報公開係へ。
電話 3312-2111（大代表）

平成31年度杉並芸術会館指定管理業務 収支計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

単位：円

I 収入の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	残額	執行率
指定管理料収入						
		指定管理料収入	251,871,067	251,871,067	0	100.0
利用料金収入						
		施設利用料金収入	17,330,000	19,335,000	▲ 2,005,000	111.6
雑収入			800,000	1,226,118	▲ 426,118	153.3
区施設利用料金損失分補填金			0	953,716	▲ 953,716	
収入合計(A)			270,001,067	273,385,901	▲ 3,384,834	101.3

II 支出の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	残額	執行率
杉並芸術会館指定管理業務費						
	1	人件費	108,004,223	105,998,267	2,005,956	98.1
		給料手当	90,688,250	88,464,800	2,223,450	97.5
		交通費	2,543,008	2,375,224	167,784	93.4
		法定福利費	11,976,464	12,364,430	▲ 387,966	103.2
		福利厚生費	222,036	217,900	4,136	98.1
		運営管理委託費	2,574,465	2,575,913	▲ 1,448	100.1
	2	総務管理費	8,810,230	8,202,160	608,070	93.1
		郵送費				
		備品消耗品費				
		新聞図書費				
		旅費交通費				
		通信回線費				
		賃借料				
		諸謝金				
		保険料				
		研修費				
		交際費				
		雑費				
		諸会費				
		保守費				
	3	施設維持管理費	63,410,152	66,858,939	▲ 3,448,787	105.4
		光熱水費				
		受信料				
		施設管理委託費				
		施設監視システム保守費				
		修繕費				
		備品消耗品費				
	4	舞台設備維持管理費	73,523,443	75,442,856	▲ 1,919,413	102.6
		舞台保守費				
		舞台管理委託費				
		舞台備品消耗品費				
		舞台修繕費				
	5	広報費	7,853,019	8,029,545	▲ 176,526	102.2
		印刷費				
		郵送費				
		屋外内掲出費				
		ホームページ維持費				
	6	租税公課	8,400,000	9,004,300	▲ 604,300	107.2
	7	繰越金	0	▲ 150,166	150,166	
支出合計(B)			270,001,067	273,385,901	▲ 3,384,834	101.3
収支差額(A) - (B)			0	0		

平成31年・令和元年度 芸術文化普及振興事業

○平成31年度事業決算

	支出実績	収入実績				区補助金
		チケット 参加費 提携収入	助成金・協賛金	その他	収入合計	
◎ 公演事業						
あしたの劇場「世界をみよう！」						
あしたの劇場「劇場へいこう！」						
主催公演「ピアノと物語」						
主催公演「男たちの中で」						
主催公演「地方公演」						
舞劇企画「座・高円寺ダンスアワード」						
劇場創造アカデミー修了上演						
音楽企画						
リトル高円寺						
高円寺演芸まつり						
座・高円寺ドキュメンタリーフェスティバル						
地域・国際交流企画						
ギャラリー「アソビバ」・座の市						
提携公演企画						
◎ 教育普及事業						
あしたの劇場「遊ぼうよ」(絵本の旅・作業場WS)						
人材育成						
劇場創造アカデミー						
演劇資料室						
◎ 運営経費						
広報宣伝費						
フロントスタッフ人件費						
制作補助人件費						
託児委託運営費						
チケット運営費						
協賛金・フレンズ						
共通事業運営費						
NPOからの自己資金						
合計	151,549,518	49,445,178	54,704,340		104,149,518	47,400,000

平成30年度杉並芸術会館指定管理業務 収支計算書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

単位：円

I 収入の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	差額	備考
指定管理料収入						
	指定管理料収入		250,928,376	250,928,376	0	
利用料金収入						
	施設利用料金収入		17,330,000	23,854,100	-6,524,100	
雑収入			800,000	780,915	19,085	カフェ光熱費他
収入合計(A)			269,058,376	275,563,391	-6,505,015	

II 支出の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	差額	
杉並芸術会館指定管理業務費						
1	人件費		102,976,600	100,933,355	2,043,245	
		給料手当	85,722,000	83,950,195	1,771,805	
		交通費	3,372,000	2,603,614	768,386	
		法定福利費	11,223,600	11,679,302	-455,702	
		福利厚生費	151,000	188,405	-37,405	
		運営管理委託費	2,508,000	2,511,839	-3,839	
2	総務管理費		9,840,670	9,581,609	259,061	
		郵送費				
		備品消耗品費				
		新聞図書費				
		旅費交通費				
		通信回線費				
		賃借料				
		諸謝金				
		保険料				
		研修費				
		交際費				
		雑費				
		諸会費				
		保守費				
3	施設維持管理費		67,933,426	72,288,505	-4,355,079	
		光熱水費				
		受信料				
		施設管理委託費				
		施設監視システム保守費				
		修繕費				
		備品消耗品費				
4	舞台設備維持管理費		73,141,680	72,684,957	456,723	
		舞台保守費				
		舞台管理委託費				
		舞台備品消耗品費				
		舞台修繕費				
5	広報費		7,766,000	7,922,777	-156,777	
		印刷費				
		郵送費				
		屋内外掲出費				
		ホームサイン維持費				
6	租税公課		7,400,000	8,976,466	-1,576,466	消費税・法人税・印紙税ほか
7	繰越金			3,175,722	-3,175,722	NPO法人劇場創造センター本会計へ
支出合計(B)			269,058,376	275,563,391	-3,329,293	
収支差額(A)-(B)			0	0		

平成30年度 芸術文化普及振興事業

支出実績	収入実績				区補助金実績	支出・収入内訳
	チケット・参加費・鑑賞収入	助成金・協賛金	その他	収入合計		
◎ 公演事業						
あしたの劇場「世界をみよう！」						
あしたの劇場「劇場へいこう！」						
主催公演「ピアノと物語」						
主催公演「地方公演」						
舞踊企画「座・高円寺ダンスアワード」						
劇場創造アカデミー修了上演						
音楽企画						
リトル高円寺						
高円寺演芸まつり						
座・高円寺ドキュメンタリーフェスティバル						
地域・国際交流企画						
ギャラリー「アノバノ」座の市						
提携公演企画						
◎ 教育普及事業						
あしたの劇場「遊ぼうよ」(絵本の旅・作業場WS)						
人材育成						
劇場創造アカデミー						
演劇資料室						
◎ 運営経費						
広報宣伝費						
フロントスタッフ人件費						
制作補助人件費						
託児委託運営費						
チケット運営費						
協賛金・フレンズ						
共通事業運営費						
NPOからの自己資金						
合計	149,119,233	40,338,477	63,179,756	103,518,233	45,800,000	

平成29年度杉並芸術会館指定管理業務 収支計算書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

単位：円

I 収入の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	差額	備考
指定管理料収入						
	指定管理料収入		240,219,176	240,219,176	0	
利用料金収入						
	施設利用料金収入		17,330,000	21,076,890	-3,746,890	
雑収入			800,000	887,501	-87,501	カフェ光熱費他
収入合計(A)			258,349,176	262,183,567	-3,834,391	

II 支出の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	差額	備考
杉並芸術会館指定管理業務費						
1	人件費		101,258,600	100,263,411	995,189	
		給料手当	84,040,000	83,421,516	618,484	
		交通費	3,372,000	2,795,921	576,079	
		法定福利費	11,223,600	11,346,953	-123,353	
		福利厚生費	151,000	220,248	-69,248	
		運営管理委託費	2,472,000	2,478,773	-6,773	
2	総務管理費		9,664,480	8,832,575	831,905	
		郵送費				
		備品消耗品費				
		新聞図書費				
		旅費交通費				
		通信回線費				
		賃借料				
		諸謝金				
		保険料				
		研修費				
		交際費				
		雑費				
		諸会費				
		保守費				
3	施設維持管理費		68,121,280	67,320,087	801,193	
		光熱水費				
		受信料				
		施設管理委託費				
		施設監視システム保守費				
		修繕費				
		備品消耗品費				
4	舞台設備維持管理費		64,138,816	66,186,954	-2,048,138	
		舞台保守費				
		舞台管理委託費				
		舞台備品消耗品費				
		舞台修繕費				
5	広報費		7,766,000	8,094,479	-328,479	
		印刷費				
		郵送費				
		屋外内掲出費				
		ホームページ維持費				
6	租税公課		7,400,000	8,667,200	-1,267,200	消費税・法人税・印紙税ほか
7	繰越金			2,818,861	-2,818,861	NPO法人劇場創造ラボラトリー本会計へ
支出合計(B)			258,349,176	262,183,567	-1,015,530	
収支差額(A)-(B)			0	0	0	

○平成事業予算(案)

	支出実績		取入実績				区補助金実績	支出・取入内訳
	チケット・参加費・提携収入	助成金・協賛金	助成金・協賛金	その他	合計			
③ 公演事業								
あしたの劇場「世界をみよう！」								
あしたの劇場「劇場へいこう！」								
主催公演「ピアと物語」								
主催公演「地方公演」								
舞踊企画「座、高円寺ダンスアワード」								
劇場創造アカデミー終了上演								
音楽企画								
リトル高円寺								
高円寺演芸まつり								
座・高円寺ドキュメンタリーフェスティバル								
地域・国際交流企画								
ギャラリー「アソビバ」座の市								
提携公演企画								
④ 教育普及事業								
あしたの劇場「遊ぼうよ」(絵本の旅・作業場WS)								
人材育成								
劇場創造アカデミー								
演劇資料室								
⑤ 通常経費								
広報宣伝費								
フロントスタッフ人件費								
制作補助人件費								
託児委託運営費								
チケット運営費								
協賛金・プレス								
共通事業運営費								
NPOからの自己資金								
合計	148,990,871	45,870,321	57,520,550		103,390,871		45,800,000	

平成28年度杉並芸術会館指定管理業務 収支計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

単位：円

I 収入の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	差額	備考
指定管理料収入						
	指定管理料収入		239,903,340	239,903,340	0	
利用料金収入						
	施設利用料金収入		16,000,000	21,435,340	-5,435,340	
雑収入			800,000	815,836	-15,836	カフェ光熱費他
収入合計(A)			256,703,340	262,154,516	-5,451,176	

II 支出の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	差額	備考
杉並芸術会館指定管理業務費						
	1	人件費	91,312,000	88,131,061	3,180,939	
		給料手当	70,308,000	70,606,786	-298,786	
		交通費	3,264,000	2,399,209	864,791	
		法定福利費	9,768,000	9,384,256	383,744	
		福利厚生費	136,000	149,384	-13,384	
		運営管理委託費	7,836,000	5,591,426	2,244,574	
	2	総務管理費	9,663,560	9,129,151	534,409	
		郵送費				
		備品消耗品費				
		新聞図書費				
		旅費交通費				
		通信回線費				
		賃借料				
		諸謝金				
		保険料				
		研修費				
		交際費				
		雑費				
		諸会費				
		保守費				
	3	施設維持管理費	74,861,480	71,191,131	3,670,349	
		光熱水費				
		受信料				
		施設管理委託費				
		施設監視システム保守費				
		修繕費				
		追加修繕費				
		備品消耗品費				
	4	舞台設備維持管理費	65,985,300	71,243,781	-5,258,481	
		舞台保守費				
		舞台管理委託費				
		舞台備品消耗品費				
		舞台修繕費				
	5	広報費	7,881,000	8,343,757	-462,757	
		印刷費				
		郵送費				
		屋外内掲出費				
		ホームページ維持費				
	6	租税公課	7,000,000	8,924,500	-1,924,500	法人税消費税印紙他
	7	繰越金		5,191,135	-5,191,135	NPO法人劇場創造ネットワーク本会計へ
支出合計(B)			256,703,340	262,154,516	-5,451,176	

収支差額(A)-(B)	0	0
-------------	---	---

○ 平成事業決算

	支出実績		収入実績				区補助金実績			
	支出	実績	チケット・参加費・提振収入	助成金・協賛金	その他	合計	補助金	助成金	協賛金	収入内訳
◎ 公演事業										
あしたの劇場「世界をみよう！」										
あしたの劇場「劇場へいこう！」										
主催公演「ピアノ物語」										
主催公演「地方公演」										
買断企画「座・高円寺ダンスアワード」										
劇場創造アカデミー修了上演										
音楽企画										
リトル高円寺										
高円寺演習まつり										
座・高円寺ドキュメンタリーフェスティバル										
地域・国際交流企画										
ギャラリー「アソビバ」座の市										
提携公演企画										
◎ 絵画普及事業										
あしたの劇場「通ぼうよ」(絵本の旅・作業場WS)										
人材育成										
劇場創造アカデミー										
演劇資料室										
◎ 運営経費										
広報宣伝費										
フロントスタッフ人件費										
制作補助人件費										
記帳委託運営費										
チケット運営費										
協賛金・グッズ										
共通事業運営費										
NPOからの自己資金										
合計	152,188,940		39,852,321	65,306,519		105,189,940			47,000,000	

平成27年度杉並芸術会館指定管理業務 収支計算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

I. 収入の部

単位：円

大科 目	中 科 目	小 科 目	予算額	執行額	残額	備考
		指定管理料収入	225,458,920	225,458,920	0	
		指定管理料収入	225,458,920	225,458,920	0	
		利用料金収入(区の利用収入見込額1,733万円)	17,330,000	20,281,360	-2,951,360	
		施設利用料金収入	17,330,000	20,281,360	-2,951,360	
		座・高円寺2、そのほか利用料金収入	0	20,271,260	-20,271,260	
		座・高円寺1利用料金収入	0	10,100	-10,100	
		雑収入	786,000	913,582	-127,582	かつ及び自販機の光熱費
		繰越金(追加修繕費)	1,328,980	1,328,980	0	
		収 入 合 計 (A)	244,903,900	247,982,842	-3,078,942	

II 支出の部

大科 目	中 科 目	小 科 目	予算額	執行額	残額	備考
		杉並芸術会館指定管理業務費				
	1	人件費	86,485,700	83,031,653	3,454,047	
		給料手当	66,518,000	64,826,929	1,691,071	
		交通費	3,240,000	2,082,038	1,157,962	
		法定福利費	9,172,800	8,332,790	840,010	
		福利厚生費	107,800	93,911	13,889	
		運営管理委託費	7,447,100	7,695,985	-248,885	
	2	総務管理費	8,534,280	8,512,914	21,366	
		郵送費				
		備品消耗品費				
		新聞図書費				
		旅費交通費				
		通信回線費				
		賃借料				
		諸謝金				
		保険料				
		研修費				
		交際費				
		雑費				
		諸会費				
		保守費				
	3	施設維持管理費	72,863,996	68,769,625	4,094,371	
		光熱水費				
		受信料				
		施設管理委託費				
		施設監視システム保守費				
		修繕費				
		追加修繕費				
		備品消耗品費				
	4	舞台設備維持管理費	62,053,924	61,013,209	1,040,715	
		舞台保守費				
		舞台管理委託費				
		舞台備品消耗品費				
		舞台修繕費				
	5	広報費	7,966,000	7,217,988	748,012	
		印刷費				
		郵送費				
		屋外内掲出費				
		ホームページ維持費				
	6	租税公課	7,000,000	9,824,870	-2,824,870	法人税消費税印紙他
	7	繰越金		9,612,583	-9,612,583	NPO法人劇場創造ネットワーク本会計へ
		支 出 合 計 (B)	244,903,900	247,982,842	-3,078,942	
		収 支 差 額 (A) - (B)		0	0	

○平年事業決算

事業内容	支出実績		収入実績		区補助金			支出・収入内訳
	事業費	補助金	チャラト・お加賀・現預収入	助成金・協賛金	その他	合計		
③ 公演事業								
あしたの劇場「世界をみよよ！」								
あしたの劇場「劇場へいこう！」								
主催公演「ピアノと物語」								
主催公演「リア」								
主催公演「地方公演」								
協賛企画「劇・楽団キッズアワード」								
劇場創設アカデミー格7上決								
音楽企画								
びっくり水遊楽								
劇団育成楽まつり								
劇・舞台キッズ・ガリィフェスティバル								
地域交流企画								
キッズ「アパバ」劇の節								
劇場公演企画								
④ 教育普及事業								
あしたの劇場「遊ぼうよ」(絵本の旅・作業部HS)								
人材育成								
劇場創設アカデミー								
演劇史料館								
音楽普及								
広野区民館								
フロントスタッフ研修								
制作補助人研修								
託児所研修会								
チケット運営費								
協賛金・フレンズ								
元金返還型助成金								
NPOからの自己資金								

可否決定通知書

2情第449号
令和3年2月26日

B 様

杉並区長 田中 良



令和3年1月14日に請求のありました情報の公開については、次のとおり決定しましたので、杉並区情報公開条例第10条第1項の規定に基づき通知します。

1 情報の件名	<p>《請求対象情報》 杉並区立杉並芸術会館 指定管理業務 事業報告書 収支計算書 過去5年分</p> <p>《実施機関で特定した情報》 (1) 平成27年度 杉並区立杉並芸術会館 指定管理業務 事業報告書 収支計算書 (2) 平成28年度 杉並区立杉並芸術会館 指定管理業務 事業報告書 収支計算書 (3) 平成29年度 杉並区立杉並芸術会館 指定管理業務 事業報告書 収支計算書 (4) 平成30年度 杉並区立杉並芸術会館 指定管理業務 事業報告書 収支計算書 (5) 平成31年度 杉並区立杉並芸術会館 指定管理業務 事業報告書 収支計算書</p>
2 決定の区分	一部公開します。
3 公開する日時・場所	<p>日時：令和3年3月1日から令和3年3月31日まで（土日・祝日を除く。） 8時30分から17時00分まで</p> <p>場所：政策経営部情報政策課情報公開係（区役所西棟2階）</p> <p>※ お越しの際は、この通知書を提示してください。</p>
4 公開することができない理由	<p>○ 民間事業者従事職員の氏名・電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることとなるものを含む。）なので、杉並区情報公開条例第6条第1項第2号（個人に関する情報）に該当し、公開することができません。</p> <p>○ その他非公開とした箇所は、法人の経理に関する情報であって、公開することにより、当該法人に著しい不利益を与えると認められるため、杉並区情報公開条例第6条第1項第3号（事業活動情報）に該当し、公開することができません。</p>
5 公開できる予定	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ この通知についてのお問い合わせは、政策経営部情報政策課情報公開係へ。
電話 3312-2111（大代表）

平成31年度杉並芸術会館指定管理業務 収支計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

単位：円

I 収入の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	残額	執行率
		指定管理料収入				
		指定管理料収入	251,871,067	251,871,067	0	100.0
		利用料金収入				
		施設利用料金収入	17,330,000	19,335,000	▲ 2,005,000	111.6
		雑収入	800,000	1,226,118	▲ 426,118	153.3
		区施設利用料金損失分補填金	0	953,716	▲ 953,716	
		収入合計(A)	270,001,067	273,385,901	▲ 3,384,834	101.3

II 支出の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	残額	執行率
		杉並芸術会館指定管理業務費				
	1	人件費	108,004,223	105,998,267	2,005,956	98.1
		給料手当	90,688,250	88,464,800	2,223,450	97.5
		交通費	2,543,008	2,375,224	167,784	93.4
		法定福利費	11,976,464	12,364,430	▲ 387,966	103.2
		福利厚生費	222,036	217,900	4,136	98.1
		運営管理委託費	2,574,465	2,575,913	▲ 1,448	100.1
	2	総務管理費	8,810,230	8,202,160	608,070	93.1
		郵送費	205,889	186,413	19,476	90.5
		備品消耗品費	3,251,026	2,421,996	829,030	74.5
		新聞図書費	302,778	304,296	▲ 1,518	100.5
		旅費交通費	105,922	172,101	▲ 66,179	162.5
		通信回線費	1,136,654	1,115,083	21,571	98.1
		賃借料	102,672	98,100	4,572	95.5
		諸謝金	1,671,333	1,877,739	▲ 206,406	112.3
		保険料	655,970	686,237	▲ 30,267	104.6
		研修費	127,167	121,900	5,267	95.9
		交際費	100,000	67,828	32,172	67.8
		雑費	322,963	324,703	▲ 1,740	100.5
		諸会費	182,676	180,240	2,436	98.7
		保守費	645,180	645,524	▲ 344	100.1
	3	施設維持管理費	63,410,152	66,858,939	▲ 3,448,787	105.4
		光熱水費	20,858,332	23,959,417	▲ 3,101,085	114.9
		受信料	147,722	149,104	▲ 1,382	100.9
		施設管理委託費	36,740,913	36,717,540	23,373	99.9
		施設監視システム保守費	603,837	245,660	358,177	40.7
		修繕費	3,967,922	4,937,154	▲ 969,232	124.4
		備品消耗品費	1,091,426	850,064	241,362	77.9
	4	舞台設備維持管理費	73,523,443	75,442,856	▲ 1,919,413	102.6
		舞台保守費	9,844,315	9,670,660	173,655	98.2
		舞台管理委託費	55,649,313	55,305,498	343,815	99.4
		舞台備品消耗品費	4,420,556	7,581,240	▲ 3,160,684	171.5
		舞台修繕費	3,609,259	2,885,458	723,801	79.9
	5	広報費	7,853,019	8,029,545	▲ 176,526	102.2
		印刷費	1,314,815	966,751	348,064	73.5
		郵送費	1,914,815	2,194,237	▲ 279,422	114.6
		屋外内掲出費	4,523,389	4,694,957	▲ 171,568	103.8
		ホームページ維持費	100,000	173,600	▲ 73,600	173.6
	6	租税公課	8,400,000	9,004,300	▲ 604,300	107.2
	7	繰越金	0	▲ 150,166	150,166	
		支出合計(B)	270,001,067	273,385,901	▲ 3,384,834	101.3

収支差額 (A) - (B)	0	0
----------------	---	---

○平成31年度事業決算

	支出実績	収入実績				区補助金
		チケット 参加費 提携収入	助成金・協賛金	その他	収入合計	
◎ 公演事業						
あしたの劇場「世界をみよう！」						
あしたの劇場「劇場へいこう！」						
主催公演「ピアノと物語」						
主催公演「男たちの中で」						
主催公演「地が公演」						
舞踊企画「座・高円寺ダンスアワード」						
劇場創造アカデミー修了上演						
音楽企画						
リトル高円寺						
高円寺演芸まつり						
座・高円寺ドキュメンタリーフェスティバル						
地域・国際交流企画						
ギャラリ－「アンビバ」・鹿の市						
提携公演企画						
◎ 教育及事業						
あしたの劇場「遊ぼうよ」(絵本の旅・作業場WS)						
人材育成						
劇場創造アカデミー						
演劇資料室	328,187	6,930	0		6,930	321,257
◎ 通常経費						
広報宣伝費						
フロントスタッフ人件費	10,684,580	0	0	0	0	10,684,580
制作補助人件費	140,000	0	0	0	0	140,000
託児委託運営費	272,060	0	0	0	0	272,060
チケット運営費						
協賛金・フレンズ						
共通事業運営費						
NPOからの自己資金		3,694,815			3,694,815	-3,694,815
合計	151,549,518	49,445,178	54,704,340		104,149,518	47,409,000

平成30年度杉並芸術会館指定管理業務 収支計算書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

単位：円

I 収入の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	差額	備考
指定管理料収入						
		指定管理料収入	250,928,376	250,928,376	0	
利用料金収入						
		施設利用料金収入	17,330,000	23,854,100	-6,524,100	
雑収入			800,000	780,915	19,085	カフェ光熱費他
収入合計(A)			269,058,376	275,563,391	-6,505,015	

II 支出の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	差額	
杉並芸術会館指定管理業務費						
	1	人件費	102,976,600	100,933,355	2,043,245	
		給料手当	85,722,000	83,950,195	1,771,805	
		交通費	3,372,000	2,603,614	768,386	
		法定福利費	11,223,600	11,679,302	-455,702	
		福利厚生費	151,000	188,405	-37,405	
		運営管理委託費	2,508,000	2,511,839	-3,839	
	2	総務管理費	9,840,670	9,581,609	259,061	
		郵送費	204,000	193,012	10,988	
		備品消耗品費	3,371,200	4,175,305	-804,105	
		新聞図書費	340,000	276,845	63,155	
		旅費交通費	264,000	61,373	202,627	
		通信回線費	1,500,000	1,126,654	373,346	
		賃借料	126,000	118,584	7,416	
		諸謝金	1,656,000	1,611,200	44,800	
		保険料	592,470	532,112	60,358	
		研修費	150,000	90,116	59,884	
		交際費	156,000	67,200	88,800	
		雑費	320,000	336,268	-16,268	
		諸会費	270,000	210,480	59,520	
		保守費	891,000	782,460	108,540	
	3	施設維持管理費	67,933,426	72,288,505	-4,355,079	
		光熱水費	26,380,000	29,162,284	-2,782,284	
		受信料	157,400	146,594	10,806	
		施設管理委託費	35,600,000	35,623,920	-23,920	
		施設監視システム保守費	1,400,000	593,837	806,163	
		修繕費	3,510,000	5,154,573	-1,644,573	
		備品消耗品費	886,026	1,607,297	-721,271	
	4	舞台設備維持管理費	73,141,680	72,684,957	456,723	
		舞台保守費	9,754,000	9,714,160	39,840	
		舞台管理委託費	53,287,680	52,043,085	1,244,595	
		舞台備品消耗品費	4,800,000	7,648,631	-2,848,631	
		舞台修繕費	5,300,000	3,279,081	2,020,919	
	5	広報費	7,766,000	7,922,777	-156,777	
		印刷費	1,500,000	1,310,015	189,985	
		郵送費	1,700,000	2,049,678	-349,678	
		屋内外掲出費	4,266,000	4,476,684	-210,684	
		ホームページ維持費	300,000	86,400	213,600	
	6	租税公課	7,400,000	8,976,466	-1,576,466	消費税・法人税・印紙税ほか
	7	繰越金		3,175,722	-3,175,722	NPO法人劇場創造財団7-7本会計へ
支出合計(B)			269,058,376	275,563,391	-3,329,293	

収支差額(A) - (B) 0 0

平成30年度 芸術文化普及振興事業

○平成30年度事業決算

	支出実績		収入実績				区補助金実績	支出・収入内訳
	チケット・参加費・提携収入	助成金・協賛金	その他	収入合計				
④ 公演事業								
あしたの劇場「世界をみよう！」								
あしたの劇場「劇場へいこう！」								
主催公演「ピアノと物語」								
主催公演「地方公演」								
舞踊企画「座・高円寺ダンスアワード」								
劇場創造アカデミー修了上演								
音楽企画								
リトル高円寺								
高円寺演芸まつり								
座・高円寺コミュニケーションフェスティバル								
地域・国際交流企画								
ギャラリー「アンバール座の市」								
提携公演企画								
④ 教育普及事業								
あしたの劇場「遊ぼうよ」(絵本の旅・作業場WS)								
人材育成								
劇場創造アカデミー								
演劇資料室	244,964	0		5,350		239,614		
④ 運営経費								
広報宣伝費								
フロントスタッフ人件費	10,058,134	0		0		10,058,134		
制作補助人件費	148,000	0		0		148,000		
総務委託運営費	253,500	0		0		253,500		
チケット運営費								
協賛金・フレンズ								
共通事業運営費								
NPOからの自己資金				271,892		271,892	-271,892	
合計	149,118,233	40,338,477	63,179,756	103,518,233	45,600,000			

平成29年度杉並芸術会館指定管理業務 収支計算書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

単位：円

I 収入の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	差額	備考
		指定管理料収入				
		指定管理料収入	240,219,176	240,219,176	0	
		利用料金収入				
		施設利用料金収入	17,330,000	21,076,890	-3,746,890	
		雑収入	800,000	887,501	-87,501	カフェ光熱費他
		収入合計(A)	258,349,176	262,183,567	-3,834,391	

II 支出の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	差額	備考
		杉並芸術会館指定管理業務費				
	1	人件費	101,258,600	100,263,411	995,189	
		給料手当	84,040,000	83,421,516	618,484	
		交通費	3,372,000	2,795,921	576,079	
		法定福利費	11,223,600	11,346,953	-123,353	
		福利厚生費	151,000	220,248	-69,248	
		運営管理委託費	2,472,000	2,478,773	-6,773	
	2	総務管理費	9,664,480	8,832,575	831,905	
		郵送費	204,000	176,371	27,629	
		備品消耗品費	3,421,200	3,359,781	61,419	
		新聞図書費	340,000	283,459	56,541	
		旅費交通費	264,000	50,949	213,051	
		通信回線費	1,500,000	1,286,576	213,424	
		賃借料	126,000	120,528	5,472	
		諸謝金	1,630,000	1,545,600	84,400	
		保険料	599,280	480,430	118,850	
		研修費	108,000	79,400	28,600	
		交際費	156,000	143,240	12,760	
		雑費	320,000	311,141	8,859	
		諸会費	180,000	180,240	-240	
		保守費	816,000	814,860	1,140	
	3	施設維持管理費	68,121,280	67,320,087	801,193	
		光熱水費	26,380,000	26,207,964	172,036	
		受信料	157,400	146,594	10,806	
		施設管理委託費	35,800,000	35,400,240	399,760	
		施設監視システム保守費	1,400,000	302,917	1,097,083	
		修繕費	3,520,000	3,371,198	148,802	
		備品消耗品費	863,880	1,891,174	-1,027,294	
	4	舞台設備維持管理費	64,138,816	66,186,954	-2,048,138	
		舞台保守費	9,854,000	9,717,840	136,160	
		舞台管理委託費	45,684,816	45,372,016	312,800	
		舞台備品消耗品費	4,300,000	8,593,188	-4,293,188	
		舞台修繕費	4,300,000	2,503,910	1,796,090	
	5	広報費	7,766,000	8,094,479	-328,479	
		印刷費	1,500,000	1,329,180	170,820	
		郵送費	1,700,000	2,147,487	-447,487	
		屋外内掲出費	4,266,000	4,585,412	-319,412	
		ホームページ維持費	300,000	32,400	267,600	
	6	租税公課	7,400,000	8,667,200	-1,267,200	消費税・法人税・印紙税ほか
	7	繰越金		2,818,861	-2,818,861	NPO法人劇場創造ネットワーク本会計へ
		支出合計(B)	258,349,176	262,183,567	-1,015,530	

収支差額(A) - (B)	0	0
---------------	---	---

○ 平成29年度予算(案)

	支出実績		取入実績		区補助金実績	変動・取入内訳
	予約料・割引料・経費控除	加算金・経費控除	予約料・割引料・経費控除	その他		
● 公演事業						
あしたの劇場「世界をみよう！」						
あしたの劇場「劇場へいこう！」						
主催公演「ピアノ物語」						
主催公演「地方公演」						
舞踊企画「座・高円寺ダンスアワード」						
劇場創造アカデミー修了上演						
音楽企画						
リトル高円寺						
高円寺演芸まつり						
座・高円寺ドキュメンタリーフェスティバル						
地域・国際交流企画						
ギャラリー「アズバ」・座の市						
提携公演企画						
● 教育普及事業						
あしたの劇場「進ぼうよ」(絵本の旅・作業場WS)						
人材育成						
劇場創造アカデミー						
演劇資料室	222,271	3,920	0		3,920	218,351
● 運営経費						
広報宣伝費						
フロントスタッフ人件費	8,510,826	0	0		0	8,510,826
制作補助人件費	123,000	0	0		0	123,000
託児委託運営費	218,390	0	0		0	218,390
チケット運営費						
協賛金・グッズ						
共通事業運営費						
NPOからの自己資金						
合計	140,999,527	45,970,322	-184,445		-184,445	103,790,821
						45,806,376

平成28年度杉並芸術会館指定管理業務 収支計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

単位：円

I 収入の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	差額	備考
		指定管理料収入				
		指定管理料収入	239,903,340	239,903,340	0	
		利用料金収入				
		施設利用料金収入	16,000,000	21,435,340	-5,435,340	
		雑収入	800,000	815,836	-15,836	カフェ光熱費他
		収入合計(A)	256,703,340	262,154,516	-5,451,176	

II 支出の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	差額	備考
		杉並芸術会館指定管理業務費				
	1	人件費	91,312,000	88,131,061	3,180,939	
		給料手当	70,308,000	70,606,786	-298,786	
		交通費	3,264,000	2,399,209	864,791	
		法定福利費	9,768,000	9,384,256	383,744	
		福利厚生費	136,000	149,384	-13,384	
		運営管理委託費	7,836,000	5,591,426	2,244,574	
	2	総務管理費	9,663,560	9,129,151	534,409	
		郵送費	180,000	163,897	16,103	
		備品消耗品費	3,342,600	3,636,781	-294,181	
		新聞図書費	340,000	275,964	64,036	
		旅費交通費	360,000	183,543	176,457	
		通信回線費	1,757,800	1,326,539	431,261	
		賃借料	126,000	120,528	5,472	
		諸謝金	1,630,000	1,545,600	84,400	
		保険料	587,160	535,650	51,510	
		研修費	60,000	30,300	29,700	
		交際費	60,000	84,174	-24,174	
		雑費	320,000	233,667	86,333	
		諸会費	180,000	177,648	2,352	
		保守費	720,000	814,860	-94,860	
	3	施設維持管理費	74,861,480	71,191,131	3,670,349	
		光熱水費	30,000,000	24,941,907	5,058,093	
		受信料	157,400	146,594	10,806	
		施設管理委託費	36,150,000	35,428,320	721,680	
		施設監視システム保守費	1,600,000	702,979	897,021	
		修繕費	3,275,400	3,278,912	-3,512	
		追加修繕費	1,975,400	2,255,083	-279,683	
		備品消耗品費	1,703,280	4,437,336	-2,734,056	
	4	舞台設備維持管理費	65,985,300	71,243,781	-5,258,481	
		舞台保守費	9,950,000	9,765,360	184,640	
		舞台管理委託費	45,457,300	45,425,388	31,912	
		舞台備品消耗品費	7,078,000	10,120,738	-3,042,738	
		舞台修繕費	3,500,000	5,932,295	-2,432,295	
	5	広報費	7,881,000	8,343,757	-462,757	
		印刷費	1,500,000	893,406	606,594	
		郵送費	1,815,000	2,082,789	-267,789	
		屋内外掲出費	4,266,000	4,244,362	21,638	
		ホームページ維持費	300,000	1,123,200	-823,200	
	6	租税公課	7,000,000	8,924,500	-1,924,500	法人税消費税印紙他
	7	繰越金		5,191,135	-5,191,135	NPO法人劇場創造ネットワーク本会計へ
		支出合計(B)	256,703,340	262,154,516	-5,451,176	

収支差額(A) - (B)	0	0
---------------	---	---

○ 平成28年度 芸術文化普及振興事業

区補助金要項	収入実績		支出実績		収入実績		合計	支出・収入内訳
	チケット・参加費・観劇収入	助成金・協賛金	その他	その他	チケット・参加費・観劇収入	助成金・協賛金		
⑥ 公演事業								
あしたの劇場「世界をみよう！」								
あしたの劇場「劇場へいこう！」								
主催公演「ピアノ物語」								
主催公演「地方公演」								
舞踊企画「座・高円寺ダンスアワード」								
劇場創造アカデミー修了上演								
音楽企画								
リトル高円寺								
高円寺演芸まつり								
座・高円寺ドキュメンタリーフェスティバル								
地域・国際交流企画								
ギャラリー「アソビバ」座の市								
提携公演企画								
⑦ 教育及事業								
あしたの劇場「遊ぼうよ」(絵本の旅・作業書WS)								
人材育成								
劇場創造アカデミー								
演劇資料室	234,032	0	7,290				7,290	226,742
⑧ 運営経費								
広報宣伝費								
フロントスタッフ人件費	9,477,419	0	0				0	9,477,419
制作補助人件費	241,610	0	0				0	241,610
託児委託運営費	263,338	0	0				0	263,338
チケット運営費								
協賛金・グッズ								
共通事業運営費								
NPOからの自己資金			621,259				621,259	-621,259
合計	152,188,940	39,852,321	65,336,619				105,188,940	47,000,000

平成27年度杉並芸術会館指定管理業務 収支計算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

単位：円

I 収入の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	残額	備考
指定管理料収入			225,458,920	225,458,920	0	
		指定管理料収入	225,458,920	225,458,920	0	
利用料金収入(区の利用収入見込額1,733万円)			17,330,000	20,281,360	-2,951,360	
		施設利用料金収入	17,330,000	20,281,360	-2,951,360	
		座・高円寺2、そのほか利用料金収入	0	20,271,260	-20,271,260	
		座・高円寺1利用料金収入	0	10,100	-10,100	
雑収入			786,000	913,582	-127,582	及び自販機の光熱費
繰越金(追加修繕費)			1,328,980	1,328,980	0	
収入合計(A)			244,903,900	247,982,842	-3,078,942	

II 支出の部

大科目	中科目	小科目	予算額	執行額	残額	備考
杉並芸術会館指定管理業務費						
	1	人件費	86,485,700	83,031,653	3,454,047	
		給料手当	66,518,000	64,826,929	1,691,071	
		交通費	3,240,000	2,082,038	1,157,962	
		法定福利費	9,172,800	8,332,790	840,010	
		福利厚生費	107,800	93,911	13,889	
		運営管理委託費	7,447,100	7,695,985	-248,885	
	2	総務管理費	8,534,280	8,512,914	21,366	
		郵送費	170,000	152,959	17,041	
		備品消耗品費	2,618,400	3,246,588	-628,188	
		新聞図書費	337,000	275,964	61,036	
		旅費交通費	360,000	67,401	292,599	
		通信回線費	1,584,000	1,476,956	107,044	
		賃借料	115,800	116,128	-328	
		諸謝金	1,535,000	1,425,600	109,400	
		保険料	569,080	452,890	116,190	
		研修費	60,000	31,900	28,100	
		交際費	136,000	78,483	56,517	
		雑費	320,000	262,437	57,563	
		諸会費	50,000	177,648	-127,648	
		保守費	680,000	747,960	-67,960	
	3	施設維持管理費	72,863,996	68,769,625	4,094,371	
		光熱水費	33,378,000	28,115,932	5,262,068	
		受信料	155,520	146,594	8,926	
		施設管理委託費	35,410,000	35,400,240	9,760	
		施設監視システム保守費	450,000	212,312	237,688	
		修繕費	1,300,000	1,611,489	-311,489	
		追加修繕費	1,328,980	1,344,600	-15,620	
		備品消耗品費	841,496	1,038,458	-1,096,962	
	4	舞台設備維持管理費	62,053,924	61,013,209	1,040,715	
		舞台保守費	9,930,000	9,482,385	447,615	
		舞台管理委託費	44,323,924	43,882,448	441,476	
		舞台備品消耗品費	4,300,000	4,603,847	-303,847	
		舞台修繕費	3,500,000	3,044,529	455,471	
	5	広報費	7,966,000	7,217,988	748,012	
		印刷費	1,500,000	781,890	718,110	
		郵送費	1,700,000	1,922,206	-222,206	
		屋外内掲出費	4,466,000	4,513,892	-47,892	
		ホームページ維持費	300,000	0	300,000	
	6	租税公課	7,000,000	9,824,870	-2,824,870	法人税消費税印紙他
	7	繰越金		9,612,583	-9,612,583	NPO法人劇場創造ネットワーク本会計へ
支出合計(B)			244,903,900	247,982,842	-3,078,942	

収支差額(A)-(B) 0 0

平成27年度 芸術文化普及振興事業

180517 作成

〇半年事業決算

事業内容	支出金額				収入金額				区別勘定	出 入 の 差
	ソフト・ハード費	印刷費	通信費	雑費金	ソフト・ハード費	印刷費	通信費	雑費金		
① 公演事業										
あしたの劇場「世界をみよう！」										
あしたの劇場「劇場へいこう！」										
主催公演「アノと物語」										
主催公演「ア」										
主催公演「地方公演」										
舞踊企画「劇・舞台イベント」										
劇場創造アカデミー修了上級										
音楽企画										
びっくり大選挙										
演劇発表会まつり										
劇・舞台イベント「アーティスト・マーケット」										
地域連携企画										
キャリアリー「アノバビ」後の市										
芸術家交流										
② 教育及事業										
あしたの劇場「道ぼうよ」(松木の旗・作業場WS)										
人材育成										
劇場創造アカデミー										
公演費控除	373,041				14,940				0	358,101
③ 通常経費										
広報宣伝費										
フロントスタッフ人件費	8,444,572								0	8,444,572
制作補助人件費	397,453								0	397,453
班長委託選考費	191,716								0	191,716
チケット運営費										
修繕金・フレンズ										
企画事業運営費										
NPOからの自己資金										
					-332,497					-332,497

特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業		
【Ⅰ経常収入の部】			
受取助成金等			
助成金収入	35,052,200	35,052,200	
事業収益			
指定管理料収入	299,271,067		
施設利用料収入	19,335,000		
事業収入(文化芸術振興)	72,849,463		
事業収入(レストラン)	15,732,200	407,187,730	
その他収益			
雑収入	2,180,964	2,180,964	
経常収入合計			444,420,894
【Ⅱ経常支出の部】			
事業費(指定管理)			
人件費			
給与手当	87,651,300		
法定福利費	12,364,430		
通勤費	2,375,224		
福利厚生費	217,900		
委託人件費	2,575,913	105,184,767	
その他経費			
外注費	47,279,384		
支払報酬	57,183,237		
広報宣伝費	8,029,545		
諸会費	180,240		
賃借料	98,100		
保険料	1,499,737		
修繕維持費	7,822,612		
消耗品費	10,853,300		
水道光熱費	23,959,417		
交際接待費	67,828		
旅費交通費	172,101		
通信費	1,450,600		
租税公課	9,004,300		
新聞図書費	304,296		
支払手数料	185,268		
雑費	261,335	168,351,300	
事業費(芸術文化振興)			273,536,067
人件費			
給与手当	9,566,439		
雑給	1,662,157		
通勤費	1,079,466	12,308,062	
その他経費			
原材料費	179,337		
外注費	3,884,422		
支払報酬	80,937,821		
広報宣伝費	27,972,801		
賃借料	1,398,484		
保険料	2,163,004		
道具運搬費	3,457,686		
消耗品費	7,527,650		
交際接待費	752,239		
旅費交通費	10,006,846		
通信費	846,079		
租税公課	1,169,800		
支払手数料	1,750,057		
印刷製本費	396,808		
雑費	1,814,745	144,257,779	
事業費(レストラン)			156,565,841
人件費			
給与手当	10,174,523		
雑給	44,938		
法定福利費	744,215		
通勤費	674,440		
福利厚生費	20,482	11,658,598	
その他経費			
原材料費	5,207,974		
外注費	1,667,470		
支払報酬	529,847		
広報宣伝費	31,164		
諸会費	84,000		
賃借料	70,632		
減価償却費	13,692		
消耗品費	443,193		
水道光熱費	569,171		
通信費	56,436		
租税公課	602,300		
支払手数料	140,282		
雑費	69,780	9,485,941	
管理費			21,144,539
その他経費			
交際接待費	8,000		
支払手数料	2,172		
諸会費	12,000		
広報宣伝費	5,000		
雑費	254,666	281,838	
経常支出合計			451,528,285
経常収支差額			▲ 7,107,391
【Ⅲ経常外収入の部】			
【Ⅳ経常外支出の部】			
雑損失	952		952
経常外支出合計	952		952
税引前当期収支差額			▲ 7,108,343
法人税等			70,172
当期収支差額			▲ 7,178,515
前期繰越収支差額			83,908,586
次期繰越収支差額			76,730,071

平成30年度 活動計算書
平成 30年 4月 1日から 平成 31年 3月 31日まで

特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク
(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業		
【Ⅰ 経常収入の部】			
受取助成金等			
助成金収入	63,167,617	63,167,617	
事業収益			
指定管理料収入	296,528,376		
施設利用料収入	23,854,100		
事業収入(文化芸術振興)	50,331,784		
事業収入(レストラン)	20,126,880	390,841,140	
その他収益			
雑収入	782,010	782,010	
経常収入合計			454,790,767
【Ⅱ 経常支出の部】			
事業費(指定管理)			
人件費			
給与手当	83,950,195		
法定福利費	11,679,302		
通勤費	2,603,614		
福利厚生費	188,405		
委託人件費	2,511,839	100,933,355	
その他経費			
外注費	46,714,377		
支払報酬	53,654,285		
広報宣伝費	7,922,777		
諸会費	210,480		
賃借料	118,584		
保険料	532,112		
修繕維持費	8,433,654		
消耗品費	13,431,233		
水道光熱費	29,162,284		
交際接待費	67,200		
旅費交通費	61,373		
通信費	1,466,260		
租税公課	8,214,466		
新聞図書費	276,845		
支払手数料	176,460		
雑費	249,924	170,692,314	
			271,625,669
事業費(芸術文化振興)			
人件費			
給与手当	9,144,925		
雑給	1,588,887		
通勤費	876,652	11,610,464	
その他経費			
原材料費	200,719		
外注費	915,661		
支払報酬	74,862,256		
広報宣伝費	28,341,206		
賃借料	1,388,814		
保険料	262,428		
道具運搬費	3,307,214		
消耗品費	9,786,123		
交際接待費	874,373		
旅費交通費	14,210,854		
通信費	610,875		
租税公課	1,757,400		
支払手数料	1,405,495		
印刷製本費	808,529		
雑費	2,299,221	141,031,168	
			152,641,632
事業費(レストラン)			
人件費			
給与手当	10,549,839		
雑給	27,840		
法定福利費	667,119		
通勤費	672,014		
福利厚生費	67,662	11,984,524	
その他経費			
原材料費	5,890,067		
外注費	88,668		
支払報酬	2,148,310		
広報宣伝費	48,068		
諸会費	84,000		
賃借料	69,984		
減価償却費	13,724		
消耗品費	579,338		
水道光熱費	703,333		
旅費交通費	280		
通信費	65,676		
租税公課	720,700		
支払手数料	116,670		
雑費	10,087	10,538,905	
			22,523,429
管理費			
その他経費			
交際接待費	3,000		
支払手数料	1,512		
諸会費	12,000		
広報宣伝費	5,000		
雑費	252,932	274,444	
			274,444
経常支出合計			447,065,174
経常収支差額			7,725,593
【Ⅲ 経常外収入の部】			
【Ⅳ 経常外支出の部】			
経常外支出合計			0
税引前当期収支差額			7,725,593
法人税等			1,494,467
当期収支差額			6,231,126
前期繰越収支差額			77,677,460
次期繰越収支差額			83,908,586

令和3年5月22日

杉並区監査委員 様



監査請求人 A

監査請求人 B

事実証明書（証拠）の追加提出について

1. 指定管理業務に係る人件費及び保険料について

職員措置請求書に記載の「(2)決算処理についての疑問」のうち第3の疑問が発生するに至った根拠の一つとして、杉並区議会3月4日及び9日のやり取り（質疑及び答弁）の一部を下記のとおり提出する。まだ会議録が公表されていないため、議会公式ページから配信中の録画に基づき音声反訳を行ったものである。

具体的には、指定管理業務に係る人件費及び保険料について、①東京都への決算報告（活動計算書）と②杉並区への決算報告（収支報告書）との間に食い違いがあることから、これを確認している内容である。

3月4日においては「しっかり確認していますけども、退職金の掛金については、指定管理費から払っているということはありません」「指定管理者に確認しておりますけども、NPO法人の会計の中から出させていただきます」「他施設の指定管理業務とも勘案しまして（中略）協議の上で、退職金の掛金はNPO法人の中で支出をしているということでございます」と説明していることがわかる。

ところが、3月9日になると「指定管理料から支払っていないとした答弁は誤りでした」「当該年度に在職した職員の退職金共済金掛金であり、指定管理料から支払うこととして差し支えない」「本来、給与手当に含めるべきものを誤って保険料に含めていた」と答弁を変更している。

記

杉並区議会 3月4日 予算特別委員会（区民生活分科会）

堀部委員 次に人件費を確認します。これもね、同じ指定管理業務なんだけれど、都にこれ報告している人件費の金額と、区に報告してる金額が違います。なぜですか。

文化・交流課長 指定管理業務とは別にですね、カフェ事業を自主事業でやっておりますので、カフェ事業に関わるスタッフの人件費というのがNPOの方に入っておりますので、その人件費が変わっている、違っているというところがございます。

堀部委員 私は指定管理業務について今聞いたんですよ。カフェ事業は自主事業だから、別の報告になってますよね。知ってて言ってるでしょ、これ。

今聞いたのは、指定管理業務についてですよ。

文化・交流課長 すみません。具体的に人件費の数字のところはどこの辺りを指していらっしゃるのでしょうか。

堀部委員 まずね、区への報告を見るとですよ、人件費は1億500万ぐらいになってますね。都への報告を見ると、そうではないような形になっているんだけど、違わないんですか。

文化・交流課長 これ、おそらくですけども、NPO法人で退職金、職員の退職金の掛金をNPO法人として掛金もですね、この料率を指定できますので、そのあたりの差が出てるのかなというふうに認識してございます。

堀部委員 他を見ると、例えばね、同じ指定管理業務に係る経費なんだけれど、保険料これも金額が違いますね。なぜですか。

文化・交流課長 あのすみません、先ほど申し上げたですね、退職金の掛金といいますか、その保険料のところは、差異が出ていまして、人件費というのはですね、カフェ事業のその人件費の差が出ているものかと思います。

堀部委員 だから、都への報告と、区への報告で違っているのはどういうことなの、ということを知っているんです。

文化・交流課長 保険料の差につきましては、退職金の掛金になるかと思います。

堀部委員 もう一遍いいますよ。都への報告（A3）のほうを見ると、保険料のところを見るとですよ、指定管理業務・事業費の保険料を見ると、149万円と出てますよね。

で、杉並区の方に報告されている内容を見ると、68万円と出てますよね。

なんでこういうふうに違って報告をしてるんですか。それをまた何で区として容認しているんですかってことを聞きたいんです。

文化・交流課長 まず前提として指定管理業務として報告を受けているものについては把握してまますけども、NPO法人として、NPO法人の活動をつぶさにですね、確認してるわけではございません。

堀部委員 これ、収支報告は、指定管理業務に対する収支報告になっているでしょ。東京都のほうの資料を見たって、ちゃんと事業費（指定管理）ってはっきり書いてあるわけですよ。同じ業務の報告ですよ、これ。指定管理という意味では。数字が食い違っているのに、はいそうですかと受けて何もチェックしていないのってことが聞きたいんですよ、趣旨としては。

文化・交流課長 少々確認させください。

委員長 先に質問できますか。

堀部委員 同じ人に聞くことになりまますけども…

文化・交流課長 すみません、先ほど申し上げましたとおり、保険料の差っていうのがですね、職員の退職金の掛金、その差でございます。

堀部委員 それはわかりましたよ、それはわかりました。なぜ違っているんですか、こういう科目を変えてやってることについて、なんで…

文化・交流課長 退職金の掛金は、指定管理費として指定管理料を支払うするんじゃなくて、それはNPO独自の資金として賄っているんで、NPO法人の会計の中でそこは払ってるということで異なっているということでございます。

堀部委員 これ、重要な話だな。退職金の掛金の保険料は、指定管理料に含めちゃいけないってことですね。

文化・交流課長 他施設の指定管理業務とも勘案しまして、含めちゃいけないってわけじゃないですが、協議の上で、退職金の掛金はNPO法人の中で支出をしているということでございます。

堀部議員 指定管理業務の収支について、ずっとやりとりしてるんですよ。指定管理業務でその退職金の掛金は支払われてるんですよ、これを見ると。この形でいくと。そういうことじゃないの。

文化・交流課長 これ、委員おっしゃってるのは、東京都の活動計算書と区に報告されたその保険料の差を聞いてらっしゃると思うんですけども、区の保険料のほうが安いんですよね。なので、何度も申し上げていますように、東京都にNPO法人として報告してますので、その分は退職金の掛金がNPO法人として独自に支出しているんで、高くなっているということです。

堀部委員 独自に支出してますか。ちょっとこれ非常に重要なとこだよ。本当に独自に支出してますか。指定管理のこの会計から出てるんじゃないんですか。

文化・交流課長 指定管理者に確認しておりますけども、NPO法人の会計の中から出してございます。

堀部委員 保険料の差額、区への報告と都への報告との差額は81万3500円です。で、人件費、都への報告と区への報告で、数字違いますね。見ればわかるけど。この差額も81万3500円なんですよ。指定管理料から保険料を出しているんでしょ、さっきの話。

文化・交流課長 具体的な数字でお示しいただけますでしょうか。

堀部委員 都の活動計算書で、経常支出の部分がありますね。そこ最初上に「事業費（指定管理）」と書いてあって、冒頭に人件費が出てきます。

この人件費の合計は1億518万円と出てきますね。出てきますよね。で、杉並区のほうを見ると、1億599万円と出てきますよね。

これ数字合ってますよね、どっちも。この差額が、東京都に報告している保険料と、杉並区に報告している保険料の差額と全く一致するんですよ。それは間違っていないですね、81万3500円だと

思うけど。

文化・交流課長 はい、81万3500円となっています。

堀部委員 どう説明するの。それは指定管理料から保険料を払っているんじゃないの。

文化・交流課長 あのですね、この保険料っていう費目があるんですけども、そこNPO法人の都に提出したNPO法人として保険をどのようにかけてるかっていう、すいません、そこまで明確には私の方で把握はしてないんですけども、その指定管理料から会計にもしっかり確認していますけども、退職金の掛金については指定管理費から払っているということはありません。

杉並区議会 3月9日 予算特別委員会（文教分科会）

文化・交流課長 平成31年度の都区会計報告におきます人件費と保険料の差額81万3500円につきましては、杉並芸術会館の指定管理者であるNPO法人に確認し、都への会計報告で、本来、給与手当に含めるべきものを誤って保険料に含めていたとのことでございます。

この誤りにつきましては、当該NPO法人において今後是正していくということでございます。

なお、この81万3500円は、当該年度に在職した職員の退職金共済金掛金であり、指定管理料から支払うこととして差し支えないものでございますが、この点について、委員会における指定管理料から支払っていないとした答弁は誤りでしたので、先の答弁をお詫びして訂正させていただきます。

2 杉並区が支払った指定管理料について

平成31年度・令和元年度決算に基づく「杉並区立施設長寿命化方針」が全議員宛に配付されており、ここで「施設別コスト計算」が明らかにされている（令和3年4月21日付配付物）。

施設別コスト計算においては、杉並芸術会館について区が支出した指定管理料は3億937万2000円となっている。証拠として、別紙のとおり提出する。

以上

(4) 文化施設

① 施設一覧（令和2年4月1日現在）

名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	構造 (主たる 建物)
1 杉並芸術会館	高円寺北2-1-2	4,977.74	平成20	S造
2 杉並公会堂※	上荻1-23-15	9,846.27	平成18	SRC造
平均		7,412.01		
合計		14,824.01		

※杉並公会堂については、PFI事業により整備し、民間事業者が運営する施設です。

② 施設利用状況

■杉並芸術会館（令和元年度）

施設名	部屋名	面積	稼働率	施設 稼働率	備考
杉並芸術 会館	座・高円寺1（小劇場1）	440.00㎡	100%	86%	
	座・高円寺2（区民ホール）	330.00㎡	84%		
	阿波踊りホール	160.00㎡	73%		

※座・高円寺2（区民ホール）及び阿波踊りホールのみ、さざんかねっとによる一般利用者への貸し出しを実施。

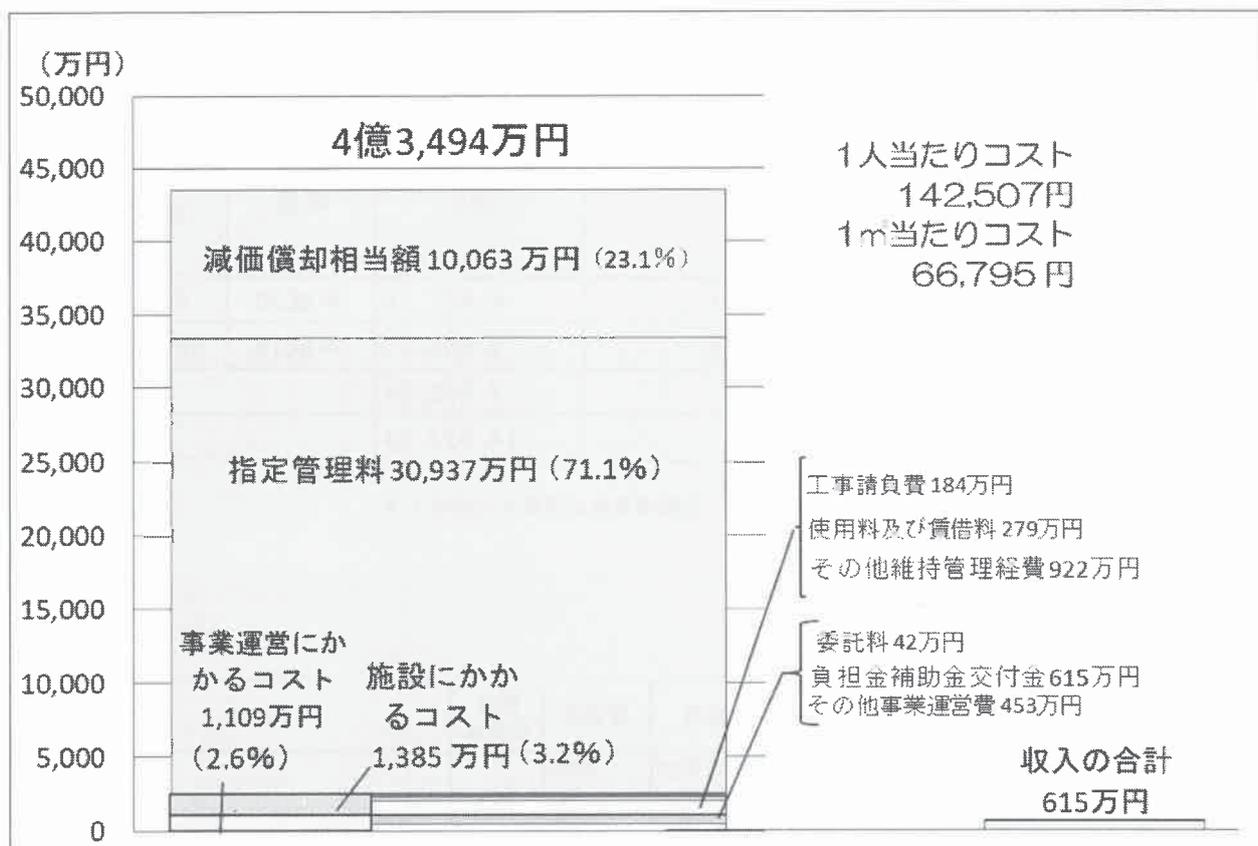
※令和2年3月9日～31日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館。

③ 施設別コスト計算

■杉並芸術会館（令和元年度）（千円）

施設名		杉並芸術会館	
収入	国庫・都支出金	6,149	
	その他（諸収入等）	5	
	①現金収支（収入） 計	6,154	
支出	コストにか かるとるに 施設に 工事請負費	1,845	
		使用料及び賃借料	2,786
		その他維持管理経費	9,217
		計	13,848
	コストに かかる営 業に	委託料	419
		負担金補助金交付金	6,149
		その他事業運営費	4,526
	計	11,094	
	指定管理料	計	309,372
	②現金収支（支出） 計	334,314	
③減価償却相当額 計	100,629		
コスト合計（②+③）		434,943	
収支差額（①-コスト合計）		-428,789	

図 杉並芸術会館トータルコスト（令和元年度）



※1人当たりコスト、1㎡当たりコストは、減価償却相当額及び工事請負費を除く

3 杉並第 11009 号
令和 3 年 5 月 21 日

杉並区監査委員 宛

杉並区長 田中 良

抗 弁 書

杉並芸術会館（座・高円寺）に関する職員措置請求書に関し、下記のとおり抗弁書を提出します。

記

1 杉並芸術会館（座・高円寺）の概要

- (1) 名 称 杉並区立杉並芸術会館（愛称：「座・高円寺」）
- (2) 所在地 杉並区高円寺北二丁目 1 番 2 号
- (3) 敷地面積 1,649.26 m²
- (4) 施設構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 3 階・地下 3 階建て
- (5) 施設規模 建築面積:1,107.86 m²、延床面積:4,977.74 m²
- (6) 施設構成とその概要

区分	概要	
①小劇場 （座・高円寺 1）	○面積 440 m ² ○客席 238～316 席	可変式ホールとして、様々な舞台構成が可能な舞台芸術公演の場
②区民ホール （座・高円寺 2）	○面積 330 m ² ○客席 固定席 256 席 （最大 298 席）	区民等が行う文化・芸術活動等に貸し出す場
③阿波踊りホール	○面積 160 m ²	阿波踊り団体の練習利用の場 （それ以外は一般貸出し）
④けいこ場	○面積 ・けいこ場 1 150 m ² ・けいこ場 2 66 m ² ・けいこ場 3 73 m ²	演劇や舞踊等の練習等の利用の場
⑤アーカイブ （演劇資料室）	○面積 32 m ²	演劇、舞踊等の関係図書・資料を収集保存・提供する場

区分	概要	
⑥カフェスペース	○面積 150 m ² (厨房含む)	指定管理者の芸術文化普及振興事業と自主事業に活用する場
⑦楽屋	○部屋数 小劇場用 4 室 区民ホール用 2 室	小劇場及び区民ホールの利用のための楽屋
⑧作業場等	○面積 ・作業場 1 64 m ² ・作業場 2 49 m ² ・音響・映像作業室 14 m ²	主に小劇場利用の準備や映像・音響の制作・編集等を行う場
⑨その他	1階エントランスロビー、地下2階ロビー、事務室、トイレ、駐車場、自転車駐車場など	

(7)開館日 平成21年5月

(8)指定管理者 NPO 法人劇場創造ネットワーク(第1期から第4期(現在まで))

指定管理期間	第1期：平成18年11月～平成23年3月
	第2期：平成23年4月～平成28年3月
	第3期：平成28年4月～令和3年3月
	第4期：令和3年4月～令和8年3月

(9)指定管理業務等の概要

区分	概要		
①指定管理業務	芸術文化普及振興事業	ア 芸術文化の普及振興事業に関する業務 ・演劇、舞踊などの舞台芸術の鑑賞事業 ・芸術文化の情報発信及び教育事業の実施 ・多様な芸術文化活動の支援及び機会の提供 など	<ul style="list-style-type: none"> ・区が支出する指定管理料の他、利用料金収入等により実施 ・アの業務実施に要する経費に対する指定管理料は、指定管理者の財源獲得努力を前提に、アの業務実施に係る総事業経費(支出額)の3分の1以内で区が支出
	施設維持管理業務	イ 施設の管理運営業務 ・施設及び設備等の保守管理 ・清掃、保安業務等の環境維持管理 など	
		ウ 施設並びに附帯設備及び備付器具の維持管理業務(大規模修繕を除く)	
		エ 施設利用の手続き及び利用料金の徴収	
		オ その他区が必要と認める業務	
②自主事業	指定管理者は、施設の目的に合致し、かつ①の業務を妨げない範囲で、自主事業を実施することが可能	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の自己責任と費用により実施 	

2 職員措置請求に対する抗弁

(1) 情報公開請求への対応について

①令和2年7月29日付けの情報公開請求に対しては、情報公開条例に基づき、指定管理者から意見を聴取し、他の事業者等が当該情報を得ることによって競争上の地位を害する恐れがあると認められる情報（以下「経営上のノウハウに該当する情報」という。）である場合は、非公開とした。なお、この時点で区は、指定管理者がNPO法人として東京都（以下「都」という。）に提出した会計報告（以下「都会計報告」という。）との突合はしていない。

②令和2年10月19日付けの情報公開請求に対しては、指定管理者から改めて意見を聴取したうえで、一部の情報について開示箇所を広げつつ、経営上のノウハウに該当する情報は非公開とした。なお、この時点においても区は都会計報告との突合はしていない。

③令和3年1月14日付けの情報公開請求に対しては、令和2年第4回区議会定例会において、都会計報告と区への会計報告（以下「区会計報告」という。）の整合性に関する指摘があったことを踏まえ、都会計報告と区会計報告（以下「都・区会計報告」という。）の内容を突合したうえで、指定管理者と協議を重ね、区民等の知る権利を保障する観点から、以下のとおり区会計報告の情報公開範囲を拡大した。

ア 施設維持管理に関する決算数値

都会計報告（全面公開）と計上科目がほぼ一致していることから、区会計報告においても全面公開とした。

イ 芸術文化普及振興事業に関する決算数値

都会計報告（全面公開）では、芸術文化普及振興事業の総額に対する科目毎の経費を記載している一方、区会計報告ではその内訳として、令和元年度においては実施した事業を公演事業（14事業）・教育普及事業（4事業）・通常経費に分類したうえで、表1の例示のとおり、各事業の総経費（支出）、a チケット・参加費・提携収入（以下「チケット等収入」という。）、b 助成金・協賛金及びc 区指定管理料が、それぞれ記載されている。

区は、区会計報告における各事業の規模・収入内訳等に関する情報について、指定管理者から意見を聴取したうえで、秘匿性が高く、経営上のノウハウに該当する情報であると判断し非公開情報とした一方、演劇資料室、フロントスタッフ人件費、制作補助人件費、託児受託運営費、NPOからの自己資金については、競争上の地位を害する恐れが少ないことから公開情報とした。

区会計報告における各事業収支の例示

<表 1 >

	支出	収入			
		a チケット等収入	b 助成金・協賛金		c 区指定管理料
事業名 A	3,000,000 円	500,000 円	2,000,000 円	〇〇庁	500,000 円
事業名 B	1,000,000 円	500,000 円	500,000 円	〇〇省	0 円
事業名 C	2,000,000 円	500,000 円	0 円		1,500,000 円
合計	6,000,000 円	1,500,000 円	2,500,000 円		2,000,000 円

- 区会計報告においては、白部分を公開しており、グレー部分が非公開となっている。
 ○非公開情報（グレー部分）を公開することにより、以下の情報が判明する。
- ・事業名 A-C 共通: 各事業の規模（個別の交渉により出演料等を決定）や収入内訳、助成金・協賛金の相手方。
 - ・事業名 A: 助成金・協賛金の割合が高く依存していること。
 - ・事業名 B: チケット等収入と助成金・協賛金のみで事業が成り立つこと。
 - ・事業名 C: 助成金・協賛金が無く、区指定管理料が収入源であること。

（２）指定管理業務に係る決算処理について

①令和元年度の指定管理料収入

指定管理者は、杉並区立杉並芸術会館条例（以下「条例」という。）第 17 条及び同条例施行規則（以下「施行規則」という。）第 16 条に基づき、各年度の事業報告書を区へ報告している。

区は同事業報告書の中で、指定管理業務の「施設維持管理業務」と「芸術文化普及振興事業」に関する 2 種類の区会計報告を受けている。一方、指定管理者は NPO 法人としての活動報告書については、指定管理業務とその他事業の会計報告をまとめて一つの書式として、毎年度、都へ報告を行っている。

【区会計報告】

指 定 管 理 業 務	『施設維持管理業務の会計報告』である 「杉並芸術会館指定管理業務収支計算書」
	『芸術文化普及振興事業の会計報告』である 「芸術文化普及振興事業」

【都会計報告】

『指定管理業務（施設維持管理及び芸術文化普及振興事業）の会計報告』及び『その他事業の会計報告』である 「活動計算書」

ア 都・区会計報告の差

令和元年度の都・区会計報告において、「指定管理料」と表記されている額に 47,400,000 円の差が生じているが、表 2 のとおり、都会計報告における「指定管理料」と、区会計報告における「指定管理料（施設維持管理）」251,871,067 円及び「区補助金（芸術文化普及振興事業）」47,400,000 円の合計額 299,271,067 円は一致する。

また、平成 30 年度の都・区会計報告において、「指定管理料」と表記されている額に 45,600,000 円の差が生じているが、表 3 のとおり、都会計報告における「指定管理料」と、区会計報告における「指定管理料（施設維持管理）」250,928,376 円及び「区補助金（芸術文化普及振興事業）」45,600,000 円の合計額 296,528,376 円は一致する。

この区会計報告における「区補助金（芸術文化普及振興事業）」との表記は、平成 27 年度以降に使用されており、区は「指定管理料」と読み替えていたものであるが、本来「指定管理料」と表記すべき誤りであるため、今後は添付資料 2 のように表記するよう指定管理者に是正を指示済みである。

【令和元年度】

<表 2 >

	都	区
指定管理料	299,271,067 円	251,871,067 円 (施設維持管理)
「区補助金」欄 【※指定管理料（芸術文化 普及振興事業費）の誤り】		47,400,000 円
合計	299,271,067 円	299,271,067 円

【平成 30 年度】

<表 3 >

	都	区
指定管理料	296,528,376 円	250,928,376 円 (施設維持管理)
「区補助金」欄 【※指定管理料（芸術文化 普及振興事業費）の誤り】		45,600,000 円
合計	296,528,376 円	296,528,376 円

イ 都会計報告と区政経営報告書の差（10,101,933円）

令和元年度区政経営報告書(事実証明書1)P367記載の309,373,000円は計画値(1,000円未満を四捨五入とした予算額)であり、区決算値は、添付資料1-1・1-2(予算執行票)のとおり、指定管理料と休館に伴い発生した指定管理者の損害等の区負担分の合計額309,371,988円である。そのため、都会計報告(299,271,067円)との差額は、10,100,921円となる。

この差額10,100,921円については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による施設休館(令和2年3月9日～3月31日)に伴う指定管理者の損害等の区負担分として、指定管理者へ補填(令和2年5月)したものである。

10,100,921円の内訳は、a施設利用料補填、b主催事業補填、c提携公演団体損害補填の3つである。そのうちのa施設利用料補填は、都会計報告では「雑収入」に、区会計報告では「指定管理業務収支計算書 区施設利用料金損失分補填金」に、b主催事業補填は、都会計報告では「事業収入(文化芸術振興)」に、区会計報告では「芸術文化普及振興事業 共同事業運営費」にそれぞれ計上されていた。

また、c提携公演団体損害補填は、指定管理者の会計に帰属するものではない(区からの損害補填が指定管理者を経由して提携団体に支払われる)ことから、指定管理者が都・区会計報告は不要であると判断し報告しないことを区も了承したものである。ただし、改めて両方で協議し、区会計報告においては、令和2年度分の事業報告書の提出と合わせて、令和元年度収支報告書(添付資料2)の報告を令和3年5月中を目途に受ける予定であり、その金額・計上科目は表4のとおりである。

<表4：修正後の内容>

	金額		計上科目	
			都	区(添付資料2)
指定管理料	299,271,067円		指定管理料収入	
休館に伴い発生した指定管理者の損害等の区負担分	10,100,921円			
内訳	a 施設利用料補填	953,716円	雑収入	施設維持管理 区損失分補填金
	b 主催事業補填	210,250円	事業収入 (文化芸術 振興)	芸術文化普及 振興事業 区損失分補填金
	c 提携公演団体損害補填	8,936,955円	報告不要	芸術文化普及 振興事業 区損失分補填金
合計	309,371,988円			

都・区会計報告記載の指定管理料と添付資料 1-1・1-2（予算執行票）記載の区支払額の差額については、前述(P6)の理由により生じているものであり、区の損害ではない。また、区は、指定管理者から条例第 17 条及び施行規則第 16 条に基づく事業報告書を受け、その内容を確認していることから、指定管理者が義務の履行を怠っているととも、杉並区長がこれを長く放置しているという請求人の指摘は当たらない。

条例第 17 条

指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

施行規則第 16 条

条例第 17 条に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 条例第 4 条第 1 項に規定する施設等の利用状況
- (3) 条例第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する利用料金の収入状況その他の管理の業務に係る経費の収支状況
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

②令和元年度に指定管理者が行った利用料金の減免について

指定管理者は、条例第5条第2項に定める利用料金を徴収するとともに、条例第6条及び施行規則第10条第1項に基づき利用料金の減額及び免除を行っている。

区は、条例第17条及び施行規則第16条に基づき、指定管理者から四半期毎に、指定管理業務による利用や行政使用、一般利用の利用実績に関する施設利用状況報告（添付資料3）を受けるとともに、必要に応じて説明を聴取してその内容を確認しているため、事業報告書への記載を不要としており、請求人が指摘するような、利用料金収入の「不当な差別的取扱い」はないと認識している。

条例第6条

指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

施行規則第10条第1項

条例第6条の規定による利用料金の減額又は免除は、次のとおりとする。

- (1) 区が自ら行政目的のために利用するとき 免除
- (2) 官公署が直接公益のために利用するとき 5割
- (3) 指定管理者が条例第2条に規定する事業（以下「会館の事業」という。）のために利用するとき 免除
- (4) 公共的団体（指定管理者を除く。）が直接公益のために利用するとき 5割
- (5) 区又は指定管理者との共催で行う事業のために利用するとき 免除
- (6) 区又は指定管理者の後援で行う事業のために利用するとき 5割
- (7) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要と認めたとき 免除

③令和元年度の人件費支出について

令和元年度の都・区会計報告の人件費総額の差額は、表5のとおり813,500円となっている。これは、都会計報告において、本来「人件費」の「給与手当」に含めるべき退職金共済掛金813,500円を、誤って「その他経費」の「保険料」に計上していたためであり、この誤りについては、NPO法人として、令和3年5月に開催予定の理事会を経て都へ修正申告することを確認している。

また、NPO法人独自の自主事業のうち、カフェレストランに従事している職員の退職金共済掛金は、NPO法人の自己資金で負担している。このほか、指定管理業務に従事者が自主事業に従事する場合もあるが、当該従事者の退職金共済掛金を指定管理業務と自主事業の収入割合から算定するとした場合、その収入割合はごく僅か（令和元年度：0.2%程度）であるため、指定管理料で負担することには合理性があると認識している。

<表 5 >

都会計報告(A) 事業費(指定管理)		区会計報告(B) 施設維持管理		(A)-(B)
給与手当	87,651,300円	給料手当	88,464,800円	△813,500円
保険料	1,499,737円	保険料	686,237円	813,500円

④指定管理者であるNPO法人が都に提出した活動計算書の記載について

芸術文化普及振興事業は、「杉並区立杉並芸術会館の管理に関する基本協定書」及び同年度協定書に明記されているとおり、指定管理業務である。これについて、これまで都会計報告では、①事業費(指定管理)・②事業費(芸術文化振興)・③事業費(レストラン)と区分けられているため、②事業費(文化芸術振興)が指定管理業務外であると誤解を招く表現となっていた。

そのため、今後は都会計報告において、表6のとおり、指定管理業務とその他事業が明確に区別できるよう改善する旨の意向を指定管理者から受けている。

【都会計報告】

科 目	
支	事業費(指定管理)
	事業費(芸術文化振興)
出	事業費(レストラン)
	管理費

【都会計報告修正案】 下線部修正箇所 <表 6 >

科 目	
支	<u>事業費(指定管理業務:施設維持管理)</u>
	<u>事業費(指定管理業務:芸術文化普及振興事業)</u>
出	<u>事業費(自主事業)</u>
	管理費

⑤都会計報告における令和元年度及び平成30年度の協賛金の取扱いについて

ア 都会計報告における協賛金の計上科目が年度毎に違っているとの指摘について、協賛金の種類によって表7のとおり「事業収入(文化芸術振興)」もしくは「助成金収入」の科目に振り分けているが、その処理の仕方は同様であり、年度毎に違うという事実はない。

<表 7 >

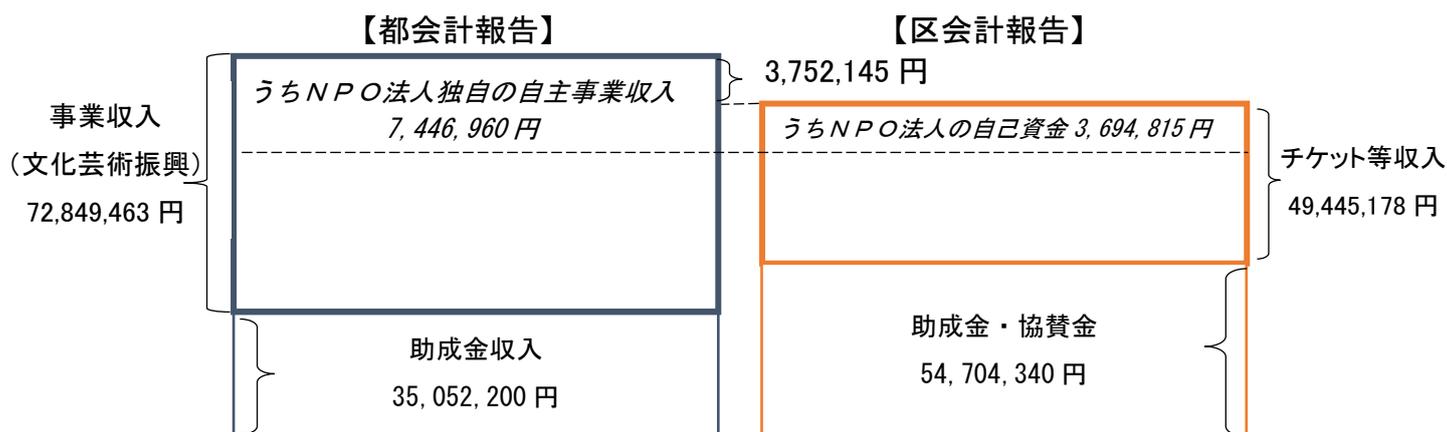
	都会計報告における計上科目及び金額	
	令和元年度	平成30年度
協賛金A・B	事業収入(文化芸術振興) 2,000,000円	事業収入(文化芸術振興) 2,130,000円
協賛金C	助成金収入 220,000円	助成金収入 170,000円
合計	2,220,000円	2,300,000円

イ 令和元年度

令和元年度の都会計報告の「事業収入（文化芸術振興）」及び「助成金収入」と区会計報告の「チケット等収入」及び「助成金・協賛金」のそれぞれの合計額の差額は、図1のとおり、NPO法人独自の自主事業収入7,446,960円が区会計報告には含まれていないことが要因で生じているものである。

都・区会計報告のそれぞれの合計額を比較すると、指摘のとおりその差は3,752,145円となるが、区会計報告（芸術文化普及振興事業）には、「NPO法人からの自己資金」3,694,815円が含まれており、この自己資金について、区会計報告上では収入となる（芸術文化普及振興事業を実施するうえで収入が不足したために、NPO法人の自己資金を充てたもので、芸術文化普及振興事業としては収入となる。）。一方、NPO法人の都会計報告では事業実施のための支出となるため、収入額としては計上されないものである。

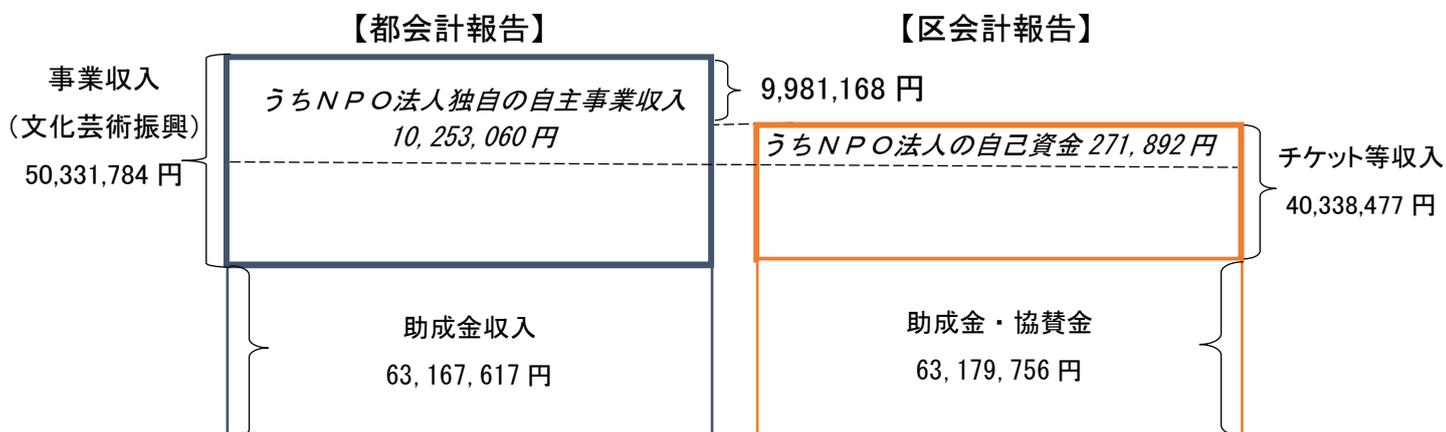
<図1>



ウ 平成 30 年度

平成 30 年度についても、図 2 のとおり、差額が生じている理由は、令和元年度と同様である。

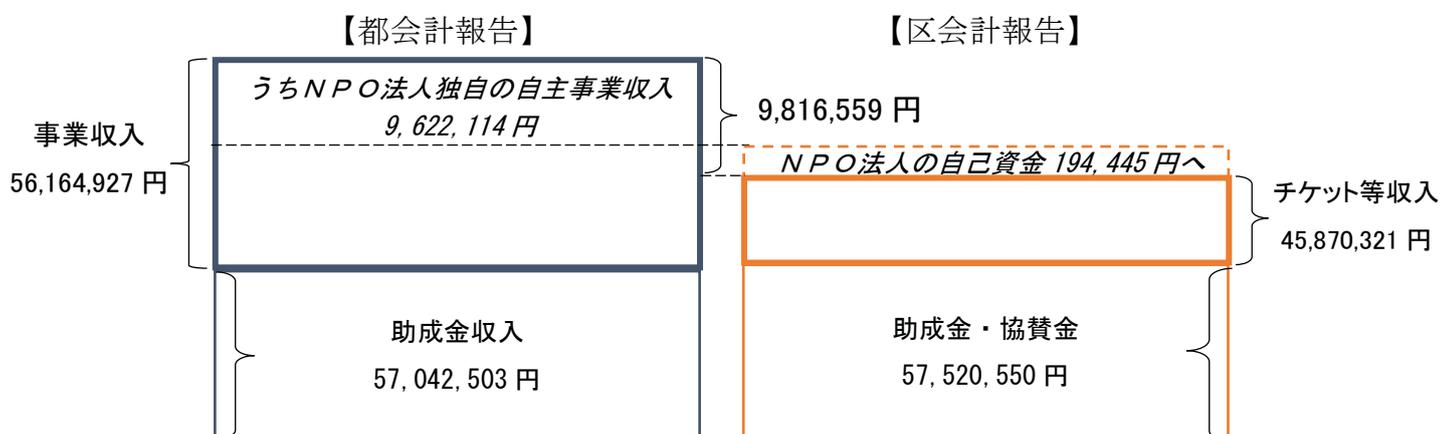
< 図 2 >



また、平成 27 年度から平成 29 年度についても、図 3 ～ 5 のとおり、差額が生じている理由は、令和元年度と同様である。

エ 平成 29 年度

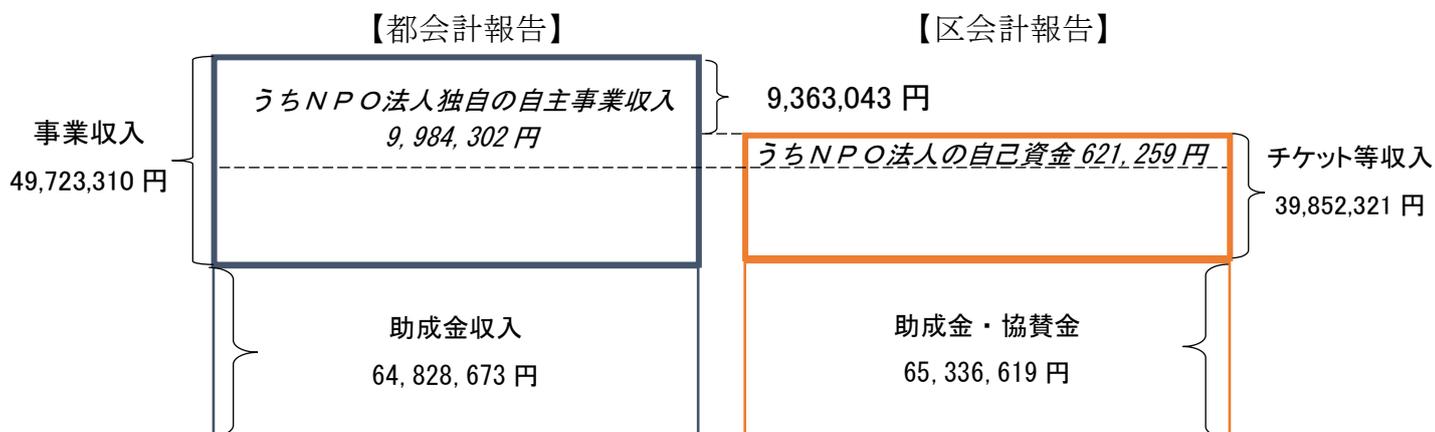
< 図 3 >



※平成 29 年度は、区会計報告（芸術文化普及振興事業）が黒字決算であったため、194,445 円が繰越金となった。

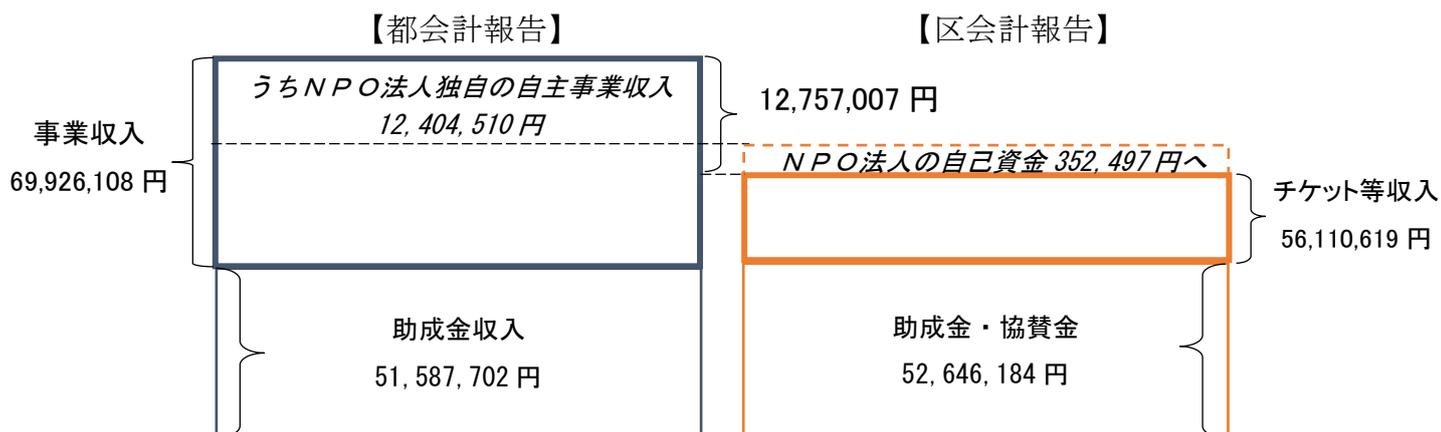
オ 平成 28 年度

< 図 4 >



カ 平成 27 年度

< 図 5 >



※平成 27 年度は、区会計報告（芸術文化普及振興事業）が黒字決算であったため、352,497 円が繰越金となった。

なお、区会計報告（芸術文化普及振興事業）においては、収入額と支出額を一致させるため、NPO 法人の自己資金を収入額として計上しているが、今後は添付資料 2 のとおり、収支差額として記載するよう、指定管理者に是正を指示済みである。

⑥平成 30 年度の協賛金収入について

平成 30 年度に指定管理者が獲得した各協賛金(①座・高円寺フレンズ、②劇場へいこう！サポーターズ、③なみちけパートナー)は、合計 2,300,000 円であるが、区会計報告の「助成金・協賛金」63,179,756 円(表 8 の[A])と、都会計報告の「助成金」63,167,617 円(表 8 の[B])の差額である 12,139 円が協賛金の額であると読み取れる記載となっていることについては、本請求書を受けて指定管理者に確認した結果、次の理由によるものであった。

(1)助成金について

都・区会計報告は、別々の担当者がそれぞれの会計処理を行っており、都会計報告には計上されているが、区会計報告では、NPO 法人独自の自主事業収入であるとの誤った判断により計上されていない助成金収入 2,117,861 円があった。

(2)協賛金について

都・区会計報告の両方に計上されているものの、都会計報告上、協賛金収入の科目を設けていなかったため、対価性が低い協賛金(170,000 円)は助成金収入に計上する一方、対価性が高い協賛金(2,130,000 円)は事業収入に計上した。
※本来この合計額 2,300,000 円は同じ科目に計上すべきものであり、今後の NPO 法人としての都会計報告では新たに「協賛金」の計上科目を新設して対応するとの報告を受けている。

この(1)、(2)を反映させると、表 8 のとおり、区会計報告の「助成金・協賛金」は 65,297,617 円([C])、都会計報告の「助成金」は 62,997,617 円([D])となり、その差は実際に協賛金として獲得した金額 2,300,000 円と一致する。

<表 8 >

区会計報告「助成金・協賛金」		
現在の報告額 [A] 63,179,756 円	+	未計上の助成金 2,117,861 円
	=	[C] 65,297,617 円
都会計報告「助成金」		
現在の報告額 [B] 63,167,617 円	-	対価性が低い協賛金 170,000 円
	=	[D] 62,997,617 円

差額(A-B)12,139 円

差額(C-D)2,300,000 円

= 協賛金として獲得した金額

このような会計報告の計上科目の誤りや未計上があったことは事実であり、今後は、区と指定管理者が共に確認体制を強化して適切な処理を行っていくことを確認している。

また、区会計報告に計上すべきであった助成金 2,117,861 円については、指定管理業務のうち芸術文化普及振興事業の収入に当たるものであるが、芸術文化普及振興事業に係る指定管理料の算定については、前述 (P2) のとおり、総事業経費(支出額)を基に計算されること、また、基本協定書第 31 条第 2 項に「芸術文化普及振興事業に伴う収入については NPO 法人の収入とする」と定められていることから、収入金額が区の指定管理料の算定に影響せず、報告の有無によって指定管理料の額が変わるものではないため、当該助成金が未計上であったことを理由とした指定管理料の返還は不要である。

なお、各協賛金の収入内訳に係る情報公開については、前述 (P3) のとおり、経営上のノウハウに該当する情報に当たるため、非公開としているところである。

⑦平成 30 年度の法人税の取扱いについて

当該法人税は、指定管理業務を実施し利益が発生した場合に利益分から負担するものであり、区が毎年度の指定管理料を算定する際は、表 9 (予算額) のとおり、収入額と支出額が一致し、利益が発生しないことを前提に査定していることから、利益の発生に課せられる法人税分は計上していない。

また、指定管理者は平成 30 年度区会計報告において、表 10 (決算額) のとおり、NPO 法人としての法人税を利益按分した法人税 762,000 円を、指定管理業務(施設維持管理)で得た利益分から支払っており、請求人が指摘する区への返還をすべきものではない。また、令和元年度の指定管理料(施設維持管理)の増 942,691 円については、人件費や物価上昇率等を勘案したものであり、前年度の法人税を加味して算定したのではないことから、指定管理料の値上げを要求したとの指摘も当たらない。なお、NPO 法人の経常収支差額がプラスになった場合の法人税の取り扱いについては、平成 29 年度以前も同様である。

区会計報告においては、指定管理者から、他の課税科目(消費税や印紙税など)と合わせて、指定管理業務による租税公課全体を明らかにすることが適当と考え、当該法人税についても「租税公課」の項目に計上したとの説明を受けている。決算額と法人税外表記を比較した表 10 (決算額) 及び表 11 (法人税外表記) のとおり、次年度への繰越金 3,175,722 円は一致する。

ただし、法人税を指定管理料から負担しているとの誤解を招く記載であるため、今後利益が発生した場合の法人税は、表 11 のとおり、指定管理業務に派生した別科目として計上するよう指定管理者に是正を指示済みである。

【予算額】

<表 9>

科目		
収 入	指定管理料収入	250,928,376 円
	施設利用料収入	17,330,000 円
	雑収入	800,000 円
	合計	269,058,376 円
支 出	人件費	102,976,600 円
	総務管理費	9,840,670 円
	施設維持管理	67,933,426 円
	舞台設備維持 管理費	73,141,680 円
	広報費	7,766,000 円
	租税公課 (法人税 0 円)	7,400,000 円
	繰越金	0 円
	合計	269,058,376 円
	収支差額	0 円

【決算額】

<表 10>

科目		
収 入	指定管理料収入	250,928,376 円
	施設利用料収入	23,854,100 円
	雑収入	780,915 円
	合計	275,563,391 円
支 出	人件費	100,933,355 円
	総務管理費	9,581,609 円
	施設維持管理	72,288,505 円
	舞台設備維持 管理費	72,684,957 円
	広報費	7,922,777 円
	租税公課 (法人税含む)	8,976,466 円 (うち法人税 762,000 円)
	繰越金【A】	3,175,722 円
	合計	275,563,391 円
	収支差額	0 円

【法人税外表記】

<表 11>

科目		
収 入	指定管理料収入	250,928,376 円
	施設利用料収入	23,854,100 円
	雑収入	780,915 円
	合計	275,563,391 円
支 出	人件費	100,933,355 円
	総務管理費	9,581,609 円
	施設維持管理	72,288,505 円
	舞台設備維持管理費	72,684,957 円
	広報費	7,922,777 円
	租税公課 (法人税抜き)	8,214,466 円
	合計	271,625,669 円
収支差額	3,937,722 円	
法人税	762,000 円	
繰越金【B】	3,175,722 円	

【A】=【B】

⑧区の総合的な所見

ア 情報公開請求に対する非公開情報については、前述(P3)の2-(1)-③に記載したとおり、この間、区民等の知る権利を保障する観点から、区の情報公開条例に基づき、経営上のノウハウに当たるため非公開とすることが妥当と判断しているものを除き、可能な限り公開していくこととしており、今後とも指定管理者と共に適時適正な対応を図っていく考えである。

イ 会計報告においては、指定管理料の算出に影響が生じるような不正行為や不適切な支払いは一切なく、区が指定管理者に指定管理料の返還を求めるべき事案も存在していないことを確認した。

ウ ただし、都・区会計報告における計上科目の不統一や誤表記に加え、一部誤解を招く記載があったことについては、誠に遺憾なことで認識している。そのため今後同様の事案が発生することがないように、区と指定管理者が共に一連の内容を共有するとともに区会計報告においては添付資料2のとおり、より適切な記載について確認したところであり、NPO 法人としての都会計報告についても同様の対応を図っていくものである。

予算執行票

年度	31	番号	0003447-005
----	----	----	-------------

執行区分	支出負担行為	支出命令	電話番号	3784
主管課	102300	文化・交流課		
担当課	102300	文化・交流課	予算区分	00 現年度予算
会計	01	一般会計		
款	03	生活経済費		
項	01	区民生活費		
目	03	区民生活施設費		
事業	003	杉並芸術会館の維持管理		
執行項目	001	管理・運営		
細項目	01	指定管理者		
節・細節	13	委託料	09	運営委託
性質				

件名	平成31年度杉並芸術会館の管理に関する指定管理者との年度協定の締結及び指定管理料の支払い			
金額	¥74,817,766 ※			

No.	項目/内容				
	物品CD	単価	数量	単位	金額
1	芸術文化普及振興事業委託 指定管理料				
		11,850,000.00	1.00	式	11,850,000
2	運営管理業務委託 指定管理料				
		62,967,766.00	1.00	件	62,967,766
3					
4					
5					
6					

摘要	支出予定	¥299,271,067	支払予定	¥74,817,766	請求日	2. 1. 7
			控除合計	¥0	支払予定日	
	確定額	¥299,271,067	差引支払	¥74,817,766	支払方法	登録口座(第一口座)
			支払累計	¥299,271,067	支出区分	前金払(分割)
			未払額	¥0	最終支払区分	通常

相手方	東京都杉並区成田西1丁目2番22号	
	特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク	
	理事長 牧野 望	(0000000500)



予算執行票

年度	31	番号	0077185-001
----	----	----	-------------

執行区分	支出負担行為	支出命令	電話番号 3783			
主管課	102300	文化・交流課				
担当課	102300	文化・交流課	予算区分 00 現年度予算			
会計	01	一般会計				
款	03	生活経済費				
項	01	区民生活費				
目	03	区民生活施設費				
事業	003	杉並芸術会館の維持管理				
執行項目	001	管理・運営				
細項目	01	指定管理者				
節・細節	13	委託料	09	運営委託		
性質						
件名	杉並芸術会館休館に伴う指定管理者の損害等に関する覚書の締結及び区負担額の支出					
金額	¥10,100,921 ※					
No.	項目/内容					
	物品CD	単価	数量	単位	金額	
1	休館に伴う指定管理者の損害等 区負担額					
		10,100,921.00	1.00	式	10,100,921	
2						
3						
4						
5						
6						
摘要	支出予定	¥10,100,921	支払予定	¥10,100,921	請求日	2. 5. 15
			控除合計	¥0	支払予定日	
			差引支払	¥10,100,921	支払方法	登録口座(第一口座)
			支払累計	¥10,100,921	支出区分	通常
			未払額	¥0	最終支払区分	通常
相手方	東京都杉並区成田西1丁目2番22号					
	特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク					
	理事長 牧野 望				(000000500)	



令和元年度 指定管理業務 収支報告書

平成31年4月1日から令和2年3月31日

特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク

(単位:円)

科目	施設維持管理	芸術文化普及振興事業	計
【Ⅰ経常収入の部】			
受取助成金等			
助成金収入		52,484,340	52,484,340
協賛金収入		2,220,000	2,220,000
事業収益			
指定管理料収入	251,871,067	47,400,000	299,271,067
施設利用料収入	19,335,000		19,335,000
事業収入		45,540,113	45,540,113
その他収益			
雑収入	1,226,118		1,226,118
区損失分補填金	953,716	9,147,205	10,100,921
経常収入合計	273,385,901	156,791,658	430,177,559
【Ⅱ経常支出の部】			
事業費			
人件費			
給与手当	88,464,800	11,228,596	99,693,396
法定福利費	12,364,430		12,364,430
通勤費	2,375,224	1,079,466	3,454,690
福利厚生費	217,900		217,900
委託人件費	2,575,913		2,575,913
その他経費			
原材料費			0
外注費	47,279,384	3,884,422	51,163,806
支払報酬	57,183,237	80,937,821	138,121,058
広報宣伝費	8,029,545	25,972,801	34,002,346
研修費	121,900	15,000	136,900
諸会費	180,240		180,240
賃借料	98,100	1,398,484	1,496,584
保険料	686,237	279,484	965,721
減価償却費			0
道具運搬費		3,457,686	3,457,686
修繕維持費	7,822,612		7,822,612
消耗品費	10,853,300	7,503,927	18,357,227
水道光熱費	23,959,417		23,959,417
交際接待費	67,828	752,239	820,067
旅費交通費	172,101	10,006,846	10,178,947
通信費	1,450,600	846,079	2,296,679
租税公課	9,004,300	806,600	9,810,900
新聞図書費	304,296	101,714	406,010
補填費		9,754,205	9,754,205
支払手数料	185,268	1,748,221	1,933,489
印刷製本費		154,024	154,024
雑費	139,435	557,906	697,341
経常支出合計	273,536,067	160,485,521	434,021,588
経常収支差額	▲ 150,166	▲ 3,693,863	▲ 3,844,029
【Ⅲ経常外収入の部】			
【Ⅳ経常外支出の部】			
雑損失		952	952
経常外支出合計	0	952	952
税引前当期収支差	▲ 150,166	▲ 3,694,815	▲ 3,844,981
法人税等	0	0	0
当期収支差額	▲ 150,166	▲ 3,694,815	▲ 3,844,981

1 施設利用状況報告

(1) 座・高円寺 施設利用状況(稼働率)一覽表

施設名	項目	単位	稼働率												合計/平均	備考	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
座・高円寺1	月間日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	28	28	28	359
	月間コマ数	コマ	90	93	90	93	93	90	93	90	84	84	84	84	84	84	1077
	保守点検日数	日	9	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142
	稼働可能日数	日	81	69	90	93	93	90	93	90	84	84	84	84	84	84	269
	稼働可能コマ数	コマ	81	69	90	93	93	90	93	90	84	84	84	84	84	84	869
	稼働日数	日	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	808
	稼働コマ数	コマ	57	48	90	27	36	0	12	90	24	45	36	21	381	330	478
	稼働率	%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	稼働率	%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	座・高円寺2	月間日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	28	28	359
月間コマ数		コマ	90	93	90	93	93	90	93	90	84	84	84	84	84	1005	
保守点検日数		日	12	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	74	
稼働可能日数		日	78	84	87	84	81	84	75	78	81	75	75	75	75	80	1003
稼働可能コマ数		コマ	78	84	87	84	81	84	75	78	81	75	75	75	75	80	1003
稼働日数		日	12	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80
稼働コマ数		コマ	12	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
稼働率		%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
稼働率		%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
阿波おどり		月間日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	28	28	359
	月間コマ数	コマ	90	93	90	93	93	90	93	90	84	84	84	84	84	1011	
	保守点検日数	日	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	76	
	稼働可能日数	日	83	86	84	87	87	84	84	84	81	78	81	81	81	84	1001
	稼働可能コマ数	コマ	83	86	84	87	87	84	84	84	81	78	81	81	81	84	1001
	稼働日数	日	14	16	20	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	193
	稼働コマ数	コマ	14	16	20	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	213
	稼働率	%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	稼働率	%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	けいこ場1	月間日数	日	29	30	29	30	30	29	30	29	26	26	26	26	26	339
月間コマ数		コマ	87	90	87	90	90	87	90	87	78	78	78	78	78	109	
保守点検日数		日	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	146	
稼働可能日数		日	69	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
稼働可能コマ数		コマ	69	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
稼働日数		日	14	16	20	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	193
稼働コマ数		コマ	14	16	20	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	213
稼働率		%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
稼働率		%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
けいこ場2		月間日数	日	29	30	29	30	30	29	30	29	26	26	26	26	26	339
	月間コマ数	コマ	87	90	87	90	90	87	90	87	78	78	78	78	78	109	
	保守点検日数	日	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	146	
	稼働可能日数	日	69	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
	稼働可能コマ数	コマ	69	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
	稼働日数	日	14	16	20	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	193
	稼働コマ数	コマ	14	16	20	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	213
	稼働率	%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	稼働率	%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	けいこ場3	月間日数	日	29	30	29	30	30	29	30	29	26	26	26	26	26	339
月間コマ数		コマ	87	90	87	90	90	87	90	87	78	78	78	78	78	109	
保守点検日数		日	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	146	
稼働可能日数		日	69	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
稼働可能コマ数		コマ	69	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
稼働日数		日	14	16	20	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	193
稼働コマ数		コマ	14	16	20	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	213
稼働率		%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
稼働率		%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

※稼働率=稼働可能日数÷総利用日数×100(%)

※(自主)施設見学室、劇場観劇ア카데미授業、託児利用等

●稼働率 日数ベースに換算 (総利用日数÷稼働可能日数)
 1月: 92% (25日/26日)
 2月: 96% (26日/27日)
 3月: 71% (5日/7日)

(2) 座・高円寺 来館者数一覽表

場所	単位	来館者数												合計	備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
座・高円寺1	人	3,446	4,076	5,172	3,831	4,897	5,719	2,974	5,366	2,986	2,099	2,632	626	43,824	45,059	571,997
座・高円寺2	人	2,528	5,512	5,985	4,946	5,174	5,355	5,411	5,587	3,608	3,363	2,049	403	49,921	52,403	556,160
阿波おどりホール	人	2,025	2,430	2,617	2,240	2,050	2,585	2,450	2,595	1,710	1,807	1,093	173	24,439	27,644	320,284
カフェ	人	1,051	1,250	1,172	1,428	1,177	1,062	1,082	1,125	1,231	853	1,093	151	12,676	14,752	221,917
けいこ場1	人	780	500	368	438	500	620	525	618	500	483	560	160	6,072	6,408	71,930
けいこ場2	人	212	400	570	664	299	560	724	671	495	905	868	54	6,422	7,506	89,005
けいこ場3	人	485	332	379	414	366	526	482	447	432	440	496	54	4,853	5,814	71,298
劇場事務室	人	900	930	900	930	930	900	930	900	840	840	870	470	10,340	10,770	119,930
2F237	人	1,945	1,493	1,196	151	291	179	128	222	67	95	173	51	4,991	5,139	43,376
演劇資料室	人	8	7	12	4	10	5	9	7	4	5	5	0	76	56	1,198
その他	人	2,850	894	877	865	868	852	887	861	847	864	836	279	11,780	13,333	126,399
合計		16,230	17,824	18,248	15,911	16,562	18,364	15,602	18,399	12,720	11,754	11,409	2,371	175,394	188,884	2,193,494

3杉並第 11616 号
令和3年5月 26 日

杉並区監査委員 宛

杉並区長 田中 良

杉並芸術会館(座・高円寺)に関する職員措置請求書に基づく
監査の実施に伴う抗弁書の一部修正及び追加について

令和3年5月 21 日付3杉第 11009 号により提出した表記の抗弁書について、記載内容の一部誤り及び資料の追加について、下記の通り報告します。

記

- 1 修正箇所:(2)③7行目及び8行目の「退職金共済金掛金」の記載
修正内容:正)退職金共済掛金
誤)退職金共済金掛金
- 2 追加資料:利用料金減免の実績一覧(平成 27 年度～令和2年度)

○利用料金減免の実績一覧(平成27年度～令和2年度)

対象施設:座・高円寺1、座・高円寺2、阿波おどりホール、けいこ場1、けいこ場2、けいこ場3

1日:3コマ(午前(9～12時)、午後(13～17時)、夜間(18～22時))

	杉並区立杉並芸術会館条例施行規則第10条第1項に規定されている減免の種類	(添付資料3) 施設利用 状況報告 該当箇所	減免 割合	利用実績(コマ数)					
				平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度
1	区が自ら行政目的のために利用するとき	行政利用	10割	73	50	49	67	55	28
2	官公署が直接公益のために利用するとき	一般貸館の一部	5割	1	6	2	1	2	0
3	指定管理者が条例第2条に規定する事業のために利用するとき ※1	自主(※3)+提携 +けいこ場1・2・3	10割	4,562	4,541	4,543	4,336	4,256	3,268
4	公共的団体(指定管理者を除く。)が直接公益のために利用するとき	一般貸館の一部	5割	0	4	0	0	0	0
5	区又は指定管理者との共催で行う事業のために利用するとき ※2	一般貸館または 阿波連の一部	10割	0	3	9	0	2	8
6	区又は指定管理者の後援で行う事業のために利用するとき ※2	一般貸館または 阿波連の一部	5割	37	34	29	54	40	6
7	前各号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要と認めたととき	-	10割	0	0	0	0	0	0
	合計			4,673	4,638	4,632	4,458	4,355	3,310

※1
座・高円寺1、けいこ場1・2・3については、杉並区公共施設予約システム(さざんかネット)での一般貸出をせず、指定管理者が条例第2条に規定する事業(座・高円寺の利用に関すること、舞台芸術の公演、舞台芸術の普及向上、その他区長が必要と認める事業)である芸術文化普及振興事業を実施している。

※2
上記5及び6による減免は、全て「区との共催または後援で行う事業」であり、「指定管理者との共催または後援で行う事業」の実績はなし(平成27年度～令和2年度)

※3
(添付資料3)施設利用状況報告の「自主」は、指定管理者の「主催事業」のことを指す。

資 料

杉並区立杉並芸術会館条例

平成17年12月 6日
条例第52号

改正	平成20年 3月14日 条例第 3号	平成23年10月 7日 条例第24号
	平成26年 3月18日 条例第11号	平成27年 3月13日 条例第 9号
	平成27年12月 8日 条例第44号	令和 2年 3月16日 条例第17号

(設置)

第1条 芸術文化の振興を図るため、演劇、舞踊等の舞台芸術の創造及び発信並びに区民の文化活動の拠点として杉並区立杉並芸術会館（以下「会館」という。）を杉並区高円寺北二丁目1番2号に設置する。

(事業)

第2条 会館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会館の利用に関すること。
- (2) 舞台芸術の公演に関すること。
- (3) 舞台芸術の普及向上に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(休館日及び開館時間)

第3条 会館の休館日及び開館時間は、規則で定める。

(利用の手続等)

第4条 会館の施設並びに附帯設備及び備付器具（以下「施設等」という。）を利用しようとするものは、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設等をき損するおそれがあるとき。
 - (3) その他管理上支障があるとき。

(利用料金等)

第5条 前条第1項の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）は、指定管理者（第13条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第7条までにおいて同じ。）に利用料金を利用するときまでに納付しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところによる。

- 2 会館の施設及びその利用料金は、別表のとおりとする。
- 3 会館の附帯設備及び備付器具並びにそれらの利用料金は、規則で定める。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

一部改正〔平成20年条例3号・26年11号〕

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の承認の取消し等)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の施設等の利用の承認を取り消し、利用を停止し、又は利用条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の目的又は区長の指示に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により会館の施設等の利用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。

(特別の設備等)

第10条 会館を利用しようとするものは、特別の設備をし、又は備付器具以外の器具等を利用しようとするときは、区長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、その利用が終わったとき又は第9条の規定により利用の承認を取り消されたとき若しくは利用を停止されたときは、直ちに利用部分を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、会館の施設等に損害を与えた場合は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 区長は、会館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、会館の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

(1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 第4条第1項の規定により会館の施設等の利用を承認すること又は同条第3項の規定により、同項各号のいずれかに該当すると認めるときに、利用を承認しないこと。

(3) 第9条の規定により、同条第1号若しくは第3号に該当するとき、利用者が利用の目的若しくは指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が特に必要と認めたときに、会館の施設等の利用の承認を取り消し、利用を停止し、又は利用条件を変更すること。

(4) 会館の施設等の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(管理の業務を行うことができない法人等)

第13条の2 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「無限責任社員等」という。）となっている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

2 区長又は副区長が無限責任社員等となっている法人その他の団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。）は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

3 杉並区教育委員会の教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となっている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

追加〔平成23年条例24号〕、一部改正〔平成27年条例9号〕

(指定管理者の指定)

第14条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

(2) 舞台芸術に関する高度な専門的知識を有すること。

(3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

(4) 会館の効用を最大限に発揮するとともに、安定した質の高い芸術文化の振興事業を実施することができること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第15条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するとき、前条第3項の規定による指定

を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- (2) 前条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に会館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表に定める額及び第5条第3項の規定により規則で定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第5条第1項、第6条及び第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「指定管理者（第13条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第7条までにおいて同じ。）」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条及び第7条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「区長」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成20年条例3号・26年11号〕

（指定管理者の告示）

第16条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第17条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

（協定の締結）

第18条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
 - (2) 個人情報の取扱いその他の会館の管理の基準に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会館の管理に関し必要な事項
- （委任）

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第13条から第18条までの規定は公布の日から、次項及び附則第3項の規定は平成18年4月1日から施行する。

（平成20年規則第46号で平成21年4月26日から施行）

一部改正〔平成20年条例3号〕

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

一部改正〔平成20年条例3号〕

3 杉並区立区民会館条例（昭和32年杉並区条例第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

一部改正〔平成20年条例3号〕

附 則（平成20年3月14日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月7日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月18日条例第11号）抄

改正 平成27年12月8日条例第44号

1 この条例は、平成27年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第14項の規定 公布の日

- (2) 第1条の規定 平成26年4月1日
- (3) 第16条の規定 平成27年4月1日
- (4) 第3条、第5条、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条、第20条、第22条、第26条及び第28条の規定 平成29年4月1日
一部改正〔平成27年条例44号〕

6 第10条による改正後の杉並区立杉並芸術会館条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金から適用する。

附 則（平成27年3月13日条例第9号）抄

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 旧教育長在職期間中は、第4条による改正後の杉並区立杉並芸術会館条例第13条の2第3項の規定は適用せず、第4条による改正前の杉並区立杉並芸術会館条例第13条の2第3項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成27年12月8日条例第44号）抄

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日条例第17号）抄

- 1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。ただし、次項から附則第22項までの規定は、公布の日から施行する。
- 10 第5条の規定による改正後の杉並区立杉並芸術会館条例別表(1)に規定する区民ホール及び阿波踊りホールの利用の承認、利用料金の納付その他の施行日以後の利用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 11 第5条の規定による改正後の杉並区立杉並芸術会館条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第5条、第15条関係）

- (1) 小劇場・区民ホール等

区分		利用料金				
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)	延長利用 料金
小劇場	平日	22,000円	44,000円	58,000円	111,000円	5,500円
	土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日	26,000円	53,000円	70,000円	134,000円	6,600円
区民ホール	平日	9,300円	18,000円	24,000円		2,300円
	土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	9,300円	22,000円	29,000円		2,300円

阿波踊りホール	阿波踊り及び集会以外の利用	平日	6,400円	8,500円	8,500円		1,600円
		土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	6,400円	10,000円	10,000円		1,600円
	集会利用	平日	3,200円	4,200円	4,200円		800円
		土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	3,200円	5,100円	5,100円		800円
けいこ場 1	平日	4,300円	8,700円	11,000円	21,000円	1,000円	
	土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	4,800円	9,600円	12,000円	23,000円	1,200円	
けいこ場 2	平日	1,800円	3,600円	4,800円	9,100円	400円	
	土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	1,900円	3,900円	5,300円	9,900円	400円	
けいこ場 3	平日	2,000円	4,100円	5,500円	10,000円	500円	
	土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	2,200円	4,500円	6,000円	11,000円	500円	

付記

- 1 利用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を利用する場合は、管理上支障がない限り利用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金又は規定延長利用料金（以下「規定利用料金等」という。）の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 3 小劇場を公演の練習、準備又は後片付け（公演の当日に行うものを除く。）のために利用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等の5割に相当する額を徴収する。
- 4 区民ホールの舞台のみを利用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等（入場料等を徴収する場合は付記2による額）の8割に相当する額を徴収する。

(2) 阿波踊りホール（阿波踊り利用）

区分	利用料金（1時間当たり）
	午前9時から午後10時まで
阿波踊りホール（阿波踊り利用）	700円

付記

- 1 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる利用料金を徴収する。

2 利用者が入場料等を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

全部改正〔平成26年条例11号〕、一部改正〔令和2年条例17号〕

杉並区立杉並芸術会館条例施行規則

平成17年12月 6 日
規則第129号

改正	平成20年 6 月19日規則第47号	平成21年 5 月 1 日規則第56号
	平成26年 5 月30日規則第39号	平成26年10月 1 日規則第73号
	平成28年 3 月25日規則第45号	平成29年 3 月 1 日規則第 3 号

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区立杉並芸術会館条例（平成17年杉並区条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 杉並区立杉並芸術会館（以下「会館」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 年始 1月1日から同月3日まで
- (2) 年末 12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理日 区長がその都度定める。

追加〔平成20年規則47号〕

(開館時間等)

第3条 会館の開館時間及び受付時間は、次のとおりとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、開館時間及び受付時間を変更することができる。

- (1) 開館時間 午前9時から午後10時まで
- (2) 受付時間 午前9時から午後8時まで

追加〔平成20年規則47号〕

(区民ホール等の抽選申込み)

第4条 条例第4条第1項の規定により、別表第1に掲げる会館の施設を利用しようとするもので、次の各号のいずれかに該当するものは、あらかじめ利用を希望する旨を区長に申し出ること（以下「抽選申込み」という。）ができる。

- (1) 区内に住所を有している者
 - (2) 区内の事務所又は事業所に勤務している者
 - (3) 区内の学校に在学している者
 - (4) 区内の団体に所属している者
 - (5) 別に定めるところにより、あらかじめ杉並区公共施設予約システム（電子計算組織により施設の使用又は利用の申請等の事務を自動的に処理するシステムをいう。以下「予約システム」という。）の利用者登録を行った団体で、構成員の1人以上が前各号のいずれかに該当するもの
- 2 抽選申込みは、別表第1に定める抽選申込期間内に区民ホール等抽選申込書（第1号様式）を区長に提出することにより行わなければならない。ただし、予約システムによる抽選申込みは、別に定める手続によるものとする。
- 3 区長は、抽選申込みを行ったものの中から、利用予定者を決定するものとする。この場合において、当該抽選申込みが重複したときは、抽選により決定するものとする。

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成26年規則39号・73号〕

(利用の申請)

第5条 条例第4条第1項の規定により、小劇場（けいこ場1、けいこ場2又はけいこ場3を小劇場と一体で利用する場合で、区長が相当の理由があると認めるときを含む。以下この項、次項、次条第4項、第9条第1項第1号、第12条第1項第4号から第6号まで及び別表第2において同じ。）並びにその附帯設備及び備付器具の利用の申請をしようとするものは、同表に定める利用の申請期間内（附帯設備及び備付器具にあつては、小劇場の利用の申請の時から小劇場を利用する時まで）

に小劇場利用申請書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 条例第4条第1項の規定により、別表第2に掲げる会館の施設（小劇場を除く。以下この項、次条第4項及び第9条第1項第1号において同じ。）並びにその附帯設備及び備付器具の利用の申請をしようとするものは、同表に定める利用の申請期間内（附帯設備及び備付器具にあっては、当該施設の利用の申請の時から当該施設を利用する時まで）に区民ホール等利用申請書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。
- 3 条例第4条第1項の規定により、阿波踊りホール（阿波踊り利用に限る。以下この項において同じ。）並びにその附帯設備及び備付器具の利用の申請をしようとするものは、別表第3に定める利用の申請期間内（附帯設備及び備付器具にあっては、阿波踊りホールの利用の申請の時から阿波踊りホールを利用する時まで）に阿波踊りホール（阿波踊り利用）利用申請書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、前条第3項の利用予定者が条例第4条第1項の規定により、利用の申請をしようとするときは、別表第1に定める利用の申請期間内に区民ホール等利用申請書を区長に提出しなければならない。
- 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、条例第4条第1項の規定により、別表第1に掲げる会館の施設の利用の申請を予約システムによりしようとするものは、別に定める手続によらなければならない。

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成21年規則56号〕

（利用の承認）

- 第6条 区長は、前条第1項の申請（別表第2付記4の申請を除く。）があったときは、当該申請の日の属する月の末日までにその可否を決定するものとする。この場合において、当該申請が重複したときは、抽選により決定するものとする。
- 2 区長は、前条第2項及び第3項の申請があったときは、当該申請の順序により承認するものとする。ただし、同時に当該申請があったときは、抽選により決定するものとする。
 - 3 区長は、前条第4項の申請があったときは、その利用を承認するものとする。
 - 4 区長は、条例第4条第1項の規定により、その利用を承認したときは、小劇場にあっては小劇場利用承認書（第5号様式）を、別表第2に掲げる会館の施設にあっては区民ホール等利用承認書（第6号様式）を、阿波踊りホール（阿波踊り利用に限る。）にあっては阿波踊りホール（阿波踊り利用）利用承認書（第7号様式）を交付するものとする。
 - 5 第2項から前項までの規定にかかわらず、予約システムによる別表第1に掲げる会館の施設の利用の申請については、別に定める手続により承認するものとする。

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成26年規則73号〕

（利用期間）

- 第7条 同一のものが会館の施設並びに附帯設備及び備付器具（以下「施設等」という。）を連続して利用することができる期間は、小劇場、けいこ場1、けいこ場2及びけいこ場3にあっては30日、区民ホール及び阿波踊りホールにあっては3日を限度とする。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成21年規則56号〕

（利用時間）

- 第8条 会館の施設等の利用時間は、利用の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 前項の利用時間を延長しようとするときは、利用時間延長申請書（第8号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、利用の申請を行うときに限り、第5条第1項から第3項までに規定する利用申請書をもって利用時間延長申請書に代えることができる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、予約システムによる利用時間の延長の申請は、別に定める手続によるものとする。

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成21年規則56号・26年39号〕

（利用料金の納付期限の特例）

- 第9条 会館の施設の利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるときまでに会館の施設の利用料金を納付しなければならない。

ただし、当該納付期限が、休館日であるときは、その日後その日に最も近い休館日でない日をもって納付期限とする。

- (1) 小劇場の利用の承認を受けた場合及び別表第2に掲げる会館の施設を利用しようとする日（以下「施設の利用日」という。）の1月前までに利用の承認を受けた場合 利用の承認を受けた日の14日後
 - (2) 施設の利用日の10日前までに利用の承認を受けた場合 利用の承認を受けた日の7日後
 - (3) 施設の利用日の3日前までに利用の承認を受けた場合 利用の承認を受けた際
- 2 利用者の事情により、条例第5条第1項に定める納付期限までに利用料金を納付することができない場合で、指定管理者（条例第13条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が相当の理由があると認めるときは、利用者は、指定管理者が指定したときまでに利用料金を納付することができる。

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成21年規則56号〕

（附帯設備及び備付器具の利用料金）

第9条の2 条例第5条第3項に規定する会館の附帯設備及び備付器具並びにそれらの利用料金は、別表第4のとおりとする。

追加〔平成21年規則56号〕、一部改正〔平成26年規則39号〕

（利用料金の減免）

第10条 条例第6条の規定による利用料金の減額又は免除は、次のとおりとする。

- (1) 区が自ら行政目的のために利用するとき 免除
 - (2) 官公署が直接公益のために利用するとき 5割
 - (3) 指定管理者が条例第2条に規定する事業（以下「会館の事業」という。）のために利用するとき 免除
 - (4) 公共的団体（指定管理者を除く。）が直接公益のために利用するとき 5割
 - (5) 区又は指定管理者との共催で行う事業のために利用するとき 免除
 - (6) 区又は指定管理者の後援で行う事業のために利用するとき 5割
 - (7) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき 免除
- 2 前項の規定は、利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合には適用しない。ただし、入場料等の額（利用者が入場者1人から徴収する金額のうち最高のものをいう。）が5,000円以下の場合については、この限りでない。
- 3 条例第6条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、利用するときまでに利用料金減額・免除申請書（第9号様式）を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、指定管理者は、その資格を証することのできる書類の提出を求めることができる。

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成21年規則56号・26年39号〕

（利用の取消し）

第11条 利用者が、利用の取消しをしようとするときは、利用承認取消申請書兼利用料金還付請求書（第10号様式）に第6条第4項に規定する承認書を添えて区長に提出しなければならない。

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成26年規則39号・73号〕

（利用料金の還付）

第12条 条例第7条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができる場合は、次に掲げる場合をいい、それぞれ所定額を還付することができる。

- (1) 天災地変等によって利用することができなくなったとき 全額
- (2) 区の都合によって利用することができなくなったとき 全額
- (3) 前2号に規定するもののほか、利用者の責任によらない理由によって利用することができなくなり、指定管理者が相当の理由があると認めるとき 全額
- (4) 小劇場の利用者が、利用日の13月前までに利用の取消しを申し出て、指定管理者が相当の理由があると認めるとき 全額
- (5) 小劇場の利用者が、利用日の10月前までに利用の取消しを申し出て、指定管理者が相当の理由があると認めるとき 5割
- (6) 会館の施設（小劇場を除く。次号において同じ。）の利用者が、利用日の3月前までに利用の取消しを申し出て、指定管理者が相当の理由があると認めるとき 全額

- (7) 会館の施設の利用者が、利用日の1月前までに利用の取消しを申し出て、指定管理者が相当の理由があると認めるとき 5割
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が会館の施設を利用しなかった場合は、附帯設備及び備付器具の利用料金は、全額還付する。
- 3 前2項の規定による還付を受けようとするものは、利用承認取消申請書兼利用料金還付請求書に第6条第4項に規定する承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成21年規則56号・26年39号・73号〕

(利用の承認の取消し等)

第13条 条例第9条の規定により、会館の施設等の利用の承認を取り消し、利用を停止し、又は利用条件を変更したときは、利用承認取消・利用停止・利用条件変更通知書（第11号様式）により、利用者に通知するものとする。

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成21年規則56号〕

(行為の禁止)

第14条 会館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外において火気を使用すること。
- (2) 許可なくして会館内において、飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (3) 許可なくして広告物を掲示し、又は配布すること。
- (4) 他人が嫌悪し、又は他人に迷惑となるような服装又は行為をすること。
- (5) 泥酔者が入館すること。
- (6) 許可なくして他の室に入ること。
- (7) その他区長が管理上必要と認めて禁止した事項

追加〔平成20年規則47号〕

(備付器具の返還)

第14条の2 利用者は、利用終了後直ちに係員に連絡し、備付器具を係員の立会いの上返還しなければならない。

追加〔平成21年規則56号〕

(指定管理者の指定方法等)

第15条 条例第14条第1項に規定する規則で定める方法は、特別の事情があると区長が認める場合を除き、公募による方法とする。

2 条例第14条第2項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（第12号様式）に次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款その他これに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 収支予算書、収支決算書その他の経営状況に関する書類
- (5) 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、指定管理者の指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた別に定める書類を審査し、かつ、条例第14条第3項各号に掲げるもののほか、条例第13条に規定する管理の業務（以下「管理の業務」という。）の実績、事業の継続性等を総合的に勘案して、現指定管理者に引き続き管理を行わせることが相当と認めるときは、公募をしないで現指定管理者を区議会の議決を経て指定管理者に指定することができる。

一部改正〔平成20年規則47号・21年56号〕

(事業報告書)

第16条 条例第17条に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 条例第4条第1項に規定する施設等の利用状況
- (3) 条例第5条第2項及び第3項に規定する利用料金の収入状況その他の管理の業務に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
一部改正〔平成20年規則47号〕

(指定管理者に関する読替え)

第17条 条例第13条の規定により指定管理者が管理の業務を行う場合についての第2条ただし書及び同条第3号、第3条ただし書、第4条、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項から第4項まで、第7条ただし書、第8条第2項、第11条、第14条第7号、別表第1付記1ただし書、別表第2付記以外の部分、付記1ただし書、付記2ただし書及び付記5並びに別表第3付記以外の部分の規定の適用については、第2条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「休館日」とあるのは「区長の承認を得て、休館日」と、同条第3号中「区長」とあるのは「区長の承認を得て、指定管理者」と、第3条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「開館時間」とあるのは「区長の承認を得て、開館時間」と、第4条、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項から第4項まで、第7条ただし書、第8条第2項、第11条、第14条第7号、別表第1付記1ただし書並びに別表第2付記以外の部分、付記1ただし書、付記2ただし書及び付記5中「区長」とあるのは「指定管理者」と、別表第3付記以外の部分中「又は区長」とあるのは「又は指定管理者」とする。

追加〔平成20年規則47号〕

(使用料の徴収に関する準用規定)

第18条 第9条から第10条まで、第12条及び別表第4並びに第9号様式及び第10号様式の規定は、条例第15条第2項の規定により区長が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第9条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者(条例第13条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」とあるのは「区長」と、「指定管理者が」とあるのは「区長が」と、第9条の2(見出しを含む。)並びに第10条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項第7号中「指定管理者」とあるのは「区長」と、同条第3項中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「利用料金減額・免除申請書」とあるのは「使用料減額・免除申請書」と、「指定管理者」とあるのは「区長」と、第12条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項第3号から第7号までの規定中「指定管理者」とあるのは「区長」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用承認取消申請書兼利用料金還付請求書」とあるのは「利用承認取消申請書兼使用料還付請求書」と、「指定管理者」とあるのは「区長」と、別表第4中「利用料金」とあるのは「使用料」とし、使用料減額・免除申請書及び利用承認取消申請書兼使用料還付請求書の様式については、利用料金減額・免除申請書及び利用承認取消申請書兼利用料金還付請求書にそれぞれ所要の調整を加えたものとする。

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成21年規則56号・26年39号〕

(入場料等の額)

第19条 条例別表(1)付記2ただし書及び(2)付記2ただし書の規則で定める額は、5,000円とする。

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成26年規則39号・29年3号〕

(委任)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成20年規則47号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年6月19日規則第47号)

- 1 この規則は、平成21年4月26日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成20年6月23日から同年7月7日までの間における杉並区立杉並芸術会館条例(平成17年杉並区条例第52号)附則第2項の規定により行う小劇場の利用の申請に係るこの規則による改正後の杉並区立杉並芸術会館条例施行規則別表第2の規定の適用については、同表小劇場の項中「前年の2月1日の午前10時から同月7日」及び「前年の5月1日の午前10時から同月7日」とあるのは「前年の6月23日の午前10時から同月27日」と、「3月1日」及び「6月1日」とあるのは「7月1日」とする。

附 則 (平成21年5月1日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 5 月30日規則第39号）

1 この規則は、平成26年 6 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 4 条第 2 項及び第11条第 1 項の改正規定、第12条第 3 項の改正規定（「利用取消届兼利用料金還付請求書」を「利用承認取消申請書兼利用料金還付請求書」に改める部分に限る。）、第18条の改正規定（「利用取消届兼利用料金還付請求書」を「利用承認取消申請書兼利用料金還付請求書」に、「利用取消届兼使用料還付請求書」を「利用承認取消申請書兼使用料還付請求書」に改める部分に限る。）並びに別表第 1 から別表第 3 まで及び第10号様式の改正規定 平成26年 10月 1 日

(2) 第 9 条の 2 第 1 項の改正規定、同条第 2 項を削る改正規定、第10条第 3 項を削り、同条第 4 項を同条第 3 項とする改正規定、第18条の改正規定（「第 9 条の 2 の見出し及び同条」を「第 9 条の 2（見出しを含む。）」に、「同条第 4 項」を「同条第 3 項」に改める部分に限る。）及び第19条の改正規定並びに次項の規定 平成27年 1 月 1 日

2 平成27年 1 月 1 日から平成29年 3 月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体の施設の利用に係る利用料金の減額については、この規則による改正後の杉並区立杉並芸術会館条例施行規則（以下「新規則」という。）第10条第 1 項第 6 号中「5 割」とあるのは、「条例別表(1)に規定する利用料金の 5 割」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 新規則第 1 号様式から第 3 号様式まで、第 5 号様式及び第 6 号様式は、平成27年 1 月 1 日以降の利用に係る申請について適用し、同日前の利用に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月 1 日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月25日規則第45号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条—第 6 条、第17条関係）

区分	抽選申込期間		利用の申請期間
	登録団体抽選申込期間（別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体のみが抽選申込みを行うことができる期間をいう。以下同じ。）	一般抽選申込期間	
区民ホール 阿波踊りホール（阿波踊り以外の利用）	利用日の属する月の 8 月前の月の15日の 午前10時から23日の 午後 8 時まで	利用日の属する月の 7 月前の月の 1 日の 午前10時から 9 日の 午後 8 時まで	1 登録団体抽選申込期間内に抽選申込みを行った利用予定者 利用日の属する月の 8 月前の月の24日の午前10時から末日の午後 8 時まで 2 一般抽選申込期間内に抽選申込みを行った利用予定者 利用日の属する月の 7 月前の月の10日の午前10時から14日の午後 8 時まで

付記

- 1 抽選申込期間及び利用の申請期間（以下「抽選申込期間等」という。）の初日が休館日であるときは、特に定めがない限り、その日後その日に最も近い休館日でない日を抽選申込期間等の初日とする。ただし、抽選申込期間の初日が年始の休館日であるときは、区長が別に定める日とする。
- 2 抽選申込期間等の終日が休館日であるときは、特に定めがない限り、その日前その日に最も近い休館日でない日を抽選申込期間等の終日とする。

全部改正〔平成26年規則39号〕

別表第2（第5条、第6条、第9条、第17条関係）

区分		利用の申請期間	
		区が自ら行政目的のために利用するとき、指定管理者が会館の事業のために利用するとき、区若しくは指定管理者との共催で行う事業のために利用するとき、又は区長が特に必要と認めたとき。	その他のものが利用するとき。
小劇場	利用日（小劇場を連続して利用しようとする場合にあっては、利用しようとする日の初日とする。以下この表において同じ。）が1月から3月までの間のいずれかの日の場合	利用日の属する年の前々年の11月1日の午前10時から同月7日の午後8時まで	利用日の属する年の前々年の12月1日の午前10時から同月7日の午後8時まで
	利用日が4月から6月までの間のいずれかの日の場合	利用日の属する年の前年の2月1日の午前10時から同月7日の午後8時まで	利用日の属する年の前年の3月1日の午前10時から同月7日の午後8時まで
	利用日が7月から9月までの間のいずれかの日の場合	利用日の属する年の前年の5月1日の午前10時から同月7日の午後8時まで	利用日の属する年の前年の6月1日の午前10時から同月7日の午後8時まで
	利用日が10月から12月までの間のいずれかの日の場合	利用日の属する年の前年の8月1日の午前10時から同月7日の午後8時まで	利用日の属する年の前年の9月1日の午前10時から同月7日の午後8時まで
区民ホール		利用日の属する月の8月前の月の1日の午前10時から利用日の3日前の日の午後8時まで（利用日の属する月の8月前の月の15日から7月前の月の26日までを除く。）	利用日の属する月の7月前の月の27日の午前10時から利用日の3日前の日の午後8時まで
阿波踊りホール（阿波踊り以外の利用）		利用日の属する月の8月前の月の5日の午前10時から利用日の3日前の日の午後8時まで（利用日の属する月の8月前の月の15日から7月前の月の26日までを除く。）	利用日の属する月の7月前の月の27日の午前10時から利用日の3日前の日の午後8時まで
けいこ場1 けいこ場2 けいこ場3	けいこ場1、けいこ場2又はけいこ場3を連続して利用	利用日（けいこ場1、けいこ場2又はけいこ場3を連続して利用	利用日の属する月の7月前の月の1日の午前10時から

	しようとする場合にあっては、利用しようとする日の初日とする。(以下この表において同じ。)の属する月の8月前の月の1日の午前10時から利用日の3日前の日の午後8時まで	利用日の3日前の日の午後8時まで
--	--	------------------

付記

- 1 利用の申請期間の初日が休館日であるときは、特に定めがない限り、その日後その日に最も近い休館日でない日を利用の申請期間の初日とする。ただし、当該期間の初日が年始の休館日であるときは、区長が別に定める日とする。
- 2 利用の申請期間の終日が休館日であるときは、特に定めがない限り、その日前その日に最も近い休館日でない日を利用の申請期間の終日とする。ただし、当該期間の終日が年始の休館日であるときは、区長が別に定める日とする。
- 3 小劇場は、舞台芸術の公演等を目的として利用するものとする。
- 4 小劇場において、利用の申請期間に利用の申請がない場合は、利用日の3日前の日の午後8時までの間は、利用の申請をすることができる。
- 5 区長は、付記4の申請があったときは、当該申請の順序により承認するものとする。ただし、同時に当該申請があったときは、抽選により決定するものとする。

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成26年規則39号〕

別表第3（第5条、第17条関係）

区分	利用の申請期間	
		阿波踊りに関する活動を区内で行う団体であって区長が別に指定するものが利用するとき、又は区長が特に必要と認めたととき。
利用日が1月から3月までの間のいずれかの日の場合	利用日の属する年の前年の5月1日の午前10時から利用日の3日前の日の午後8時まで	利用日の属する月の8月前の月の10日の午前10時から利用日の3日前の日の午後8時まで
利用日が4月から6月までの間のいずれかの日の場合	利用日の属する年の前年の8月1日の午前10時から利用日の3日前の日の午後8時まで	
利用日が7月から9月までの間のいずれかの日の場合	利用日の属する年の前年の11月1日の午前10時から利用日の3日前の日の午後8時まで	
利用日が10月から12月までの間のいずれかの日の場合	利用日の属する年の2月1日の午前10時から利用日の3日前の日の午後8時まで	

付記

- 1 利用の申請期間の初日又は終日が休館日であるときの取扱いについては、別表第2の付記の例による。
- 2 利用日の属する月の8月前の月の15日から7月前の26日までの間は、利用の申請をすることができない。

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成26年規則39号〕

別表第4（第9条の2、第18条関係）

区分	附帯設備及び備付	利用料金	備考
----	----------	------	----

	器具			
小劇場	紗（しや）幕	1枚1回	400円	
	舞台シート	1枚1回	100円	
	調光装置A	一式1回	4,900円	
	照明セットA	一式1回	9,100円	調光装置A スポットライトA（30台） スポットライトB（20台） スポットライトC（25台） エフェクトマシン（2台）
	照明セットB	一式1回	14,000円	調光装置A スポットライトA（60台） スポットライトB（40台） スポットライトC（50台） エフェクトマシン（2台）
	デジタルミキサー	一式1回	1,200円	
区民ホール	紗（しや）幕	1枚1回	200円	
	舞台シート	1枚1回	200円	
	調光装置B	一式1回	4,900円	
	照明セットA	一式1回	5,500円	調光装置B スポットライトA（30台）
	照明セットB	一式1回	7,300円	調光装置B スポットライトA（30台） スポットライトB（10台） スポットライトC（10台） エフェクトマシン（2台）
	照明セットC	一式1回	10,000円	調光装置B スポットライトA（60台） スポットライトB（20台） スポットライトC（20台） エフェクトマシン（2台）
阿波踊りホール （阿波踊り利用）	大太鼓	1台1回	100円	
	締太鼓	1台1回	100円	
小劇場 区民ホール 阿波踊りホール けいこ場1 けいこ場2 けいこ場3	グランドピアノ	1台1回	2,500円	特に調律を希望する場合は利用者負担とする。
	演台	1台1回	300円	
	司会卓	1台1回	200円	
	調光装置	一式1回	1,500円	
	調光卓	一式1回	1,100円	
	スポットライトA	1台1回	100円	
	スポットライトB	1台1回	100円	パーライト
	スポットライトC	1台1回	100円	ソースフォーズームライト

ピンスポットライト	1台1回	900円	
ムービングライトA	1台1回	1,400円	24,000ルーメン
ムービングライトB	1台1回	1,000円	35,000ルーメン
ムービングライトC	1台1回	800円	15,000ルーメン
ムービングライトD	1台1回	700円	10,000ルーメン
アッパーホリゾン トライト	1台1回	100円	
ロアーホリゾン トライト	1台1回	100円	
ミラーボール	1台1回	100円	
エフェクトマシン	1台1回	300円	
デジタルミキサー	一式1回	100円	
アナログミキサー	一式1回	300円	
マイクロホン	1台1回	100円	
ワイヤレスマイク ロホンシステム	一式1回	300円	
ステージスピーカ ー	一式1回	600円	
はね返りスピーカ ー	1台1回	200円	
小型スピーカーA	一式1回	300円	6.5インチ
小型スピーカーB	一式1回	200円	8インチ
小型スピーカーC	一式1回	100円	5インチ
コンパクトディス クプレーヤー	1台1回	100円	
ミニディスクレコ ーダー	1台1回	100円	
カセットテープレ コーダー	1台1回	100円	
プロジェクターA	1台1回	1,800円	7,000ルーメン
プロジェクターB	1台1回	300円	4,000ルーメン
プロジェクターC	1台1回	100円	3,500ルーメン
スクリーン	1台1回	600円	
持込器具の電源	1キロワッ ト1回	100円	1キロワット未満の 端数は切り捨てる。1 回の利用単位は、3時 間以内とする。

付記 午前と午後、午後と夜間又は午前と夜間に利用する場合（阿波踊りホール（阿波踊り利用）
にあっては、2時間以上利用する場合）の利用料金は、1回の利用料金とする。

追加〔平成21年規則56号〕

第1号様式

（第4条関係）

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成26年規則39号〕

第2号様式

(第5条関係)

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成26年規則39号〕

第3号様式

(第5条関係)

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成26年規則39号〕

第4号様式

(第5条関係)

全部改正〔平成21年規則56号〕

第5号様式

(第6条、第11条、第12条関係)

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成26年規則39号〕

第6号様式

(第6条、第11条、第12条関係)

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成26年規則39号〕

第7号様式

(第6条、第11条、第12条関係)

全部改正〔平成21年規則56号〕

第8号様式

(第8条関係)

追加〔平成20年規則47号〕

第9号様式

(第10条、第18条関係)

追加〔平成20年規則47号〕

第10号様式

(第11条、第12条、第18条関係)

追加〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成26年規則39号〕

第11号様式

(第13条関係)

全部改正〔平成28年規則45号〕

第12号様式

(第15条関係)

一部改正〔平成20年規則47号・21年56号〕

杉並区立杉並芸術会館の 管理に関する基本協定書



目 次

第1章 総則	
第1条 (本協定の目的)	1
第2条 (指定管理者の指定の意義)	1
第3条 (基本方針等)	1
第4条 (信義誠実の原則)	1
第5条 (用語の定義)	1
第6条 (管理物件)	2
第7条 (指定期間)	2
第2章 本業務の範囲と実施条件	
第8条 (本業務の範囲)	2
第9条 (業務以外の営業活動の禁止)	2
第10条 (甲が行う業務の範囲)	2
第11条 (業務実施条件)	2
第12条 (業務範囲及び業務実施条件の変更)	3
第3章 本業務の実施	
第13条 (本業務の実施)	3
第14条 (職員の配置)	3
第15条 (第三者による実施)	3
第16条 (管理物件の修繕等)	3
第17条 (安全管理)	3
第18条 (緊急時の対応)	4
第4章 備品等の扱い	
第19条 (備品)	4
第20条 (消耗品)	4
第5章 事業実施に係る甲の確認事項	
第21条 (事業計画)	4
第22条 (事業報告)	4
第23条 (業務実施状況の確認)	5
第6章 本業務の実施に係る評価及び改善勧告等	
第24条 (運営に関する懇談会の設置)	5
第25条 (業務の質の確保)	5
第26条 (改善勧告)	5
第7章 指定管理料及び利用料金等	
第27条 (指定管理料の支払い)	6
第28条 (指定管理料の変更)	6
第29条 (利用料金等収入の取り扱い)	6
第30条 (事業収入等)	6

第31条 (会計処理の原則)	6
第32条 (指定管理料の流用の禁止)	6
第33条 (指定管理料の返還)	6
第8章 損害賠償及び不可抗力	
第34条 (損害賠償等)	7
第35条 (一般的損害)	7
第36条 (第三者への賠償)	7
第37条 (保険)	7
第38条 (不可抗力発生時の対応)	7
第39条 (不可抗力によって発生した費用等の負担)	7
第40条 (不可抗力による全部又は一部の業務実施の免除)	7
第9章 指定期間の満了	
第41条 (業務の引継ぎ等)	8
第42条 (原状復帰義務)	8
第43条 (備品の扱い)	8
第10章 指定期間満了前の指定の取消し	
第44条 (甲による指定の取消し)	8
第45条 (乙による指定取消しの申出)	9
第46条 (不可抗力による指定の取消し)	9
第47条 (指定期間終了時の取扱い)	9
第11章 その他	
第48条 (権利・義務の譲渡の禁止)	9
第49条 (本業務の範囲外の業務)	9
第50条 (書面によることの原則)	9
第51条 (協定の変更)	9
第52条 (責任の負担)	9
第53条 (疑義についての協議)	9
第54条 (裁判管轄)	10
別紙1 用語の定義	11
別紙2 管理物件	12
別紙3 基本方針及び業務の基準	14

杉並区立杉並芸術会館の管理に関する基本協定書

杉並区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク（以下「乙」という。）は、杉並区立杉並芸術会館条例（平成17年杉並区条例第52号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、次のとおり、杉並区立杉並芸術会館（以下「本施設」という。）の管理に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、条例に定める設置目的に基づき、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、各種サービスの効果及び効率を向上させ、本施設を演劇、舞踊等の舞台芸術の創造及び発信並びに区民の文化活動の拠点とし、もって芸術文化の振興を図ることにあることを確認する。

（基本方針等）

第3条 乙は、次の各号に掲げる基本方針に基づいて第8条に定める本施設の運営管理業務及び芸術文化の普及振興事業に関する業務等（以下「本業務」という。）を実施するものとし、実施に当たっては、公共性、公平性の確保に努めるものとする。

- (1) 優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。
 - (2) 舞台芸術の普及・向上を図るための環境をつくり、発展させるための事業を実施する。
 - (3) 区民等に対し、多様な文化活動や交流が行える場を提供する。
 - (4) 地域の振興とまちづくりの視点を持って運営する。
 - (5) 区民との協働により施設を運営する。
- 2 芸術監督の設置及び芸術文化の普及振興事業の実施方針は次のとおりとする。
- (1) 芸術文化の普及振興事業の企画及び実施についての責任と権限を有する芸術監督を設置し、甲が任命する。
 - (2) 乙は、芸術監督と協議し、芸術監督の承認のもと、芸術文化の普及振興事業を企画し、実施する。
- 3 施設の運営管理方針は次のとおりとする。
- (1) 本施設の設置目的を最大限に実現することを目指し、適切な運営管理に努める。
 - (2) 多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応できるよう創意工夫のうえ、質の高いサービスの提供に努めて利用者へのサービス向上を図るとともに、経費削減等の効率的な運営に努める。
 - (3) すべての区民が文化活動の機会と場を得られるよう、区民の利用機会を十分に確保するとともに、施設の提供に当たっては、公平な取扱いに努める。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な立場に立って、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

(管理物件)

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、本施設と管理物品からなる。本施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

(指定期間)

第7条 乙の指定管理者としての指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 本業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 芸術文化の普及振興事業に関する業務

(2) 施設の運営管理に関する業務

(3) 施設並びに附帯設備及び備付器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務（大規模修繕を除く。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙3及び仕様書に定めるとおりとする。

(業務以外の営業活動の禁止)

第9条 乙は、第8条に掲げる業務以外の業務を行ってはならない。ただし、第49条に定めるものは除く。

(甲が行う業務の範囲)

第10条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

(1) 本施設の目的外使用許可

(2) 第16条第3項の規定により甲が実施する管理物件の修繕業務

(業務実施条件)

第11条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 関係法令等の遵守

乙は、本施設の管理運営にあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び本業務に係る法令等の内容を遵守するものとする。

(2) 個人情報の保護

ア 乙は、杉並区個人情報保護条例（昭和61年杉並区条例第39号）の規定に基づき、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

イ 乙又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(3) 情報公開

乙は、杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）の規定に基づき、情報の公開を行うために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(4) 環境への配慮

乙は、杉並区環境及びエネルギー管理取扱要綱の規定を遵守するものとする。

(5) 休館日等

休館日、開館時間、利用の手続等は、杉並区立杉並芸術会館条例施行規則（平成17年杉並区規則第129号。以下「規則」という。）で定めるところによる。

(6) 政治・宗教活動の禁止

乙は、本業務の実施に際し、政治・宗教活動を行ってはならない。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第12条 甲及び乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知により、第8条に定める本業務の範囲及び第11条に定める業務実施条件について、変更に関する協議を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 本業務の範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第13条 乙は、本施設に係る関係法令等、本協定及び杉並区立杉並芸術会館の管理に関する年度協定書（以下「年度協定書」という。）、仕様書、乙が甲に提出した提案書（以下「提案書」という。）及び事業計画に基づき本業務を実施するものとする。

2 本業務に関する解釈の基準は、基本協定書、年度協定書、仕様書、提案書・事業計画の順とする。

(職員の配置)

第14条 乙は、本業務を実施するため必要な資格および人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

(第三者による実施)

第15条 乙は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、その委託又は請負に関する一切の責任を負うものとし、これに伴い発生する損害、費用等についても、乙が負担するものとする。

(管理物件の修繕等)

第16条 乙は、管理物件の修繕・工事等を行う必要が生じた場合は、事前に甲に申し出るものとする。

2 乙は、管理物件の改造、増築、移設、意匠の変更等を行う場合には、事前に甲に協議し承認を得るものとする。

3 管理物件の修繕は、1件につき百三十万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき百三十万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては乙の費用と責任において実施するものとする。

4 その他、前3項の規定に定めない修繕・工事等が発生した場合は、甲と乙の協議において決定するものとする。

(安全管理)

第17条 乙は、施設管理者を定めなければならない。

2 施設管理者は、法令に定める施設設備の点検を行わなければならない。

- 3 施設管理者は、前項の点検以外に自主的に点検を行い、事故の未然防止、事故発生時の被害軽減に努めなければならない。

(緊急時の対応)

- 第18条 乙は、本業務の実施に伴い、事故や災害等の緊急事態が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲及び関係者に対して緊急事態発生 of 旨を通報しなければならない。
- 2 甲及び乙は、事故等が発生したときは、協力してその原因を調査し、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 備品等の扱い

(備品)

- 第19条 甲は、本施設の備品（杉並区物品管理規則（昭和39年杉並区規則第18号。以下「物品管理規則等」という。）に規定するものをいう。）について、本業務の実施に必要な範囲で、乙に無償で貸与する。
- 2 乙は、指定期間中、備品を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 乙は、自己の責任と負担において、新たな備品を購入又は調達できる。その場合は、あらかじめ甲と協議し、承認を得なければならない。
- 4 甲は、備品が経年劣化等により本業務の用に供することができなくなった場合は、乙との協議により、必要に応じて代替備品を購入又は調達するものとする。
- 5 乙は、故意又は過失により備品を滅失又はき損した場合は、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は乙の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。また、廃棄にかかる費用も同様とする。
- 6 第3項及び第5項を除き、備品の廃棄にかかる費用は、甲の負担とする。

(消耗品)

- 第20条 乙が指定管理料で取得した消耗品（物品管理規則等に規定するものをいう。）については甲の所有とし、その使用及び保管は十分注意するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画)

- 第21条 乙は、毎年度甲が指定する日までに次の各号に掲げる事項を記載した事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。
 - (1) 本業務の実施に関する事項
 - (2) 第49条に規定する自主事業の実施に関する事項
 - (3) 利用料金収入及び管理経費等の収支見込に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する事項
- 2 乙は、甲と協議のうえ事業計画書を変更することができる。

(事業報告)

- 第22条 乙は、毎会計年度終了後60日以内までに、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。
 - (1) 本業務の実施状況に関する事項
 - (2) 第49条に規定する自主事業の実施状況に関する事項
 - (3) 施設等の利用状況に関する事項
 - (4) 利用料金収入の実績及び管理経費等の収支状況に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する事項
- 2 乙は、甲が第44条、第45条又は第46条に基づいて、指定管理期間満了前におい

て乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- 3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に書面又は口頭による報告又は説明を求めることができるものとする。
- 4 前3項にかかる書面等の保管期間は5年とする。
- 5 乙は、3か月に一度、過去3か月間の業務内容を総括した四半期報を作成し、甲に提出するものとする。

(業務実施状況の確認)

第23条 甲は、前条の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う本業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を申し出ることができる。

- 2 甲は、本業務の実施状況等を確認するため、随時、本施設への立ち入りを申し出ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前二項の規定による申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

第6章 本業務の実施に係る評価及び改善勧告等

(運営に関する懇談会の設置)

第24条 甲は、芸術文化の普及振興事業及び施設運営の適正な遂行を図るため、「杉並芸術会館運営に関する懇談会」(以下「運営懇談会」という。)を設置する。

- 2 運営懇談会は、乙が行う事業、施設の運営全般に対して評価を行い、必要がある場合には、指定管理業務の改善について甲に意見を提出する。また、芸術監督の求めに応じて、芸術文化の普及振興事業に係る基本方針について、意見を述べるができる。
- 3 運営懇談会は、区民、学識経験者、文化団体関係者等で構成する。
- 4 運営懇談会の運営に関し必要な事務等については、別途定める。

(業務の質の確保)

第25条 甲は、基本協定、年度協定、仕様書及び事業計画に基づき提供する業務の質を確保するため、モニタリングを実施するものとする。

- 2 乙は、甲から第1項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

(改善勧告)

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合、甲は乙に対して業務の改善を勧告することができる。

- (1) 第23条及び第24条の規定に基づく評価等の結果、業務の改善が必要であると甲が認めた場合
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合
 - (3) 前2号以外で乙による本業務の実施状況が、本協定に規定する基準を満たしていないと甲が認めた場合
- 2 乙は、前項に定める勧告を受けたときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

第7章 指定管理料及び利用料金等

(指定管理料の支払い)

- 第27条 甲は、本業務の実施の対価として、予算の範囲内で乙に対して指定管理料を支払う。ただし、芸術文化の普及振興事業の実施に要する経費については、経費の三分の一以内とする。
- 2 指定管理料の算定に当たっては、甲が定める利用料金収入見込額を控除する。
 - 3 施設の利用料金収入が乙の責に帰すべき理由によらず著しく低額となる場合は、甲乙協議の上、指定管理料から控除する利用料金収入見込額を変更することができる。この場合の指定管理料については、この協議により定める。
 - 4 指定管理料の金額及び支払方法は、年度協定に定める。

(指定管理料の変更)

- 第28条 甲又は乙は、指定期間中において、賃金水準、物価水準の変動等により、当初合意された指定管理料が不相当であると認めるときは、相手方に指定管理料の変更に関する協議を申し出ることができる。
- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けたときは、協議に応じなければならない。
 - 3 指定管理料の変更の可否及び金額等については、前項の協議により定める。

(利用料金等収入の取り扱い)

- 第29条 条例第5条に規定する利用料金は、同条第4項の規定に基づき乙の収入とする。
- 2 前項に掲げる収入については、当該会計年度終了までは、甲の了解なくしては当該年度の収支計画以外の用途に充てることはできない。

(事業収入等)

- 第30条 乙が実施する芸術文化の普及振興事業に伴う収入（入場料、寄付金、企業協賛金、補助金その他の利用料金収入以外の収入）については、乙の収入とする。

(会計処理の原則)

- 第31条 乙は、本業務に係る経理事務を行うに当たり、本業務の経理区分を設けて他の経理区分と区別して処理しなければならない。
- 2 乙は、指定管理料の管理に当たっては、安全かつ適正に行わなければならない。
 - 3 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の金融機関口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(指定管理料の流用の禁止)

- 第32条 乙は、指定管理料を本協定に定める業務以外に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(指定管理料の返還)

- 第33条 甲は、乙が甲の承認なく指定管理料を本協定に定める業務以外に使用し、又は偽りの報告をしたと知った場合は、乙に対して指定管理料の返還を命ずることができる。
- 2 甲は、乙が本業務に支出した経費が指定管理料を著しく下回るようになったときは、乙と協議の上、その一部の返還を求めることができる。
 - 3 乙が実施した芸術文化の普及振興事業経費のうち、第27条第1項ただし書きにより甲が認めた経費が、甲が乙に支出した指定管理料に満たない場合は、その差額を甲に返還する。

第8章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第34条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失した場合は、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めた場合は、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

2 乙の故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したことにより、本業務の全部又は一部が実施できなかつた場合は、甲は、乙が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用に相当する額を指定管理料から減額することができるものとする。

(一般的損害)

第35条 乙は、本業務の実施に伴い生じた損害についてその費用を負担する。ただし、施設及び設備の設計・構造上の原因によるもの等、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については、甲が負担する。

(第三者への賠償)

第36条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰することができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第37条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次に掲げるものとする。

(1) 特別区自治体総合賠償責任保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次に掲げるものとする。

(1) 指定管理者賠償責任保険及び芸術文化の普及振興事業の内の公演事業における損害を担保するための保険

(2) その他乙が必要と認める保険

(不可抗力発生時の対応)

第38条 不可抗力により、本業務の実施が困難な事態が発生した場合は、乙は、その事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第39条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が生じた場合は、乙は、その内容や程度の詳細について書面をもって甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、損害状況等の確認を行った上で、乙との協議を行い、合理性の認められる範囲で当該費用を負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額に相当する額については、甲の負担に含まないものとする。

3 不可抗力の発生に起因して甲に生じた損害、損失及び増加費用については、甲が負担するものとする。

(不可抗力による全部又は一部の業務実施の免除)

第40条 不可抗力の発生により本業務の全部又は一部の実施ができなくなつたと認められるときは、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において、本協定に定める義務を

免れるものとする。

- 2 乙が前項により、本協定に定める義務を免れたときは、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用に相当する額を、指定管理料から減額することができるものとする。

第9章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

- 第41条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- 2 甲は、乙に対し、本協定の終了に先立ち、甲又は甲が指定する者による本施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

- 第42条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を引き渡さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、管理物件を原状回復せずに、別途甲が定める状態で引き渡すことができるものとする。

(備品の扱い)

- 第43条 本協定の終了に際し、備品の扱いについては、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 乙は、第19条第1項、第4項及び第5項に規定する備品については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぎなければならない。
 - (2) 第19条第3項の備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した備品については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができる。

第10章 指定期間満了前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

- 第44条 甲は、地方自治法第244条の2第11項の定めにより、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - (1) 業務に際し不正行為があったとき。
 - (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (3) 乙が本協定の内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
 - (4) 乙から、自らの責めに帰すべき事由により、本協定締結の解除の申出があったとき。
 - (5) その他、甲が必要と認めるとき。
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議しなければならない。
 - (1) 指定取消しの理由
 - (2) 指定取消しの要否
 - (3) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
 - (4) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じたときは、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定取消しの申出)

第45条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができる。

- (1) 甲が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
 - (3) その他、乙が必要と認めるとき。
- 2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第46条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができる。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用の負担については、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第47条 第44条から第46条までの規定により本協定が終了した場合は、第41条、から第43条までの規定を準用する。ただし、甲と乙が合意した場合はその限りではない。

第11章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第48条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第49条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲と乙は、自主事業を実施するにあたり、その実施条件等を別に定めることができるものとする。

(書面によることの原則)

第50条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾、命令、勧告及び取消しは、本協定に特別の定めがある場合を除き、原則として書面により行わなければならない。

(協定の変更)

第51条 本業務に関し、その前提条件及び内容に変更が生じたとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができる。

(責任の負担)

第52条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について、その責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第53条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定め

ない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

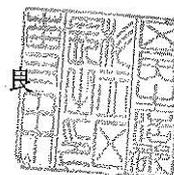
第54条 本協定に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月31日

甲 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区長 田 中



乙 杉並区成田西一丁目2番22号

特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク
理事長 牧野 望



別紙1 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「仕様書」とは、杉並区立杉並芸術会館指定管理者業務仕様書のことをいう。
- (4) 「自主事業」とは、施設の設置目的に関する本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (5) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- (6) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

別紙2 管理物件

1 施設の概要

- (1) 名称 杉並区立杉並芸術会館（愛称：「座・高円寺」）
- (2) 所在地 杉並区高円寺北二丁目1番2号
- (3) 敷地面積 1,649.26 m²
- (4) 施設構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
地上3階・地下3階建て
- (5) 施設規模 建築面積 1,107.86 m²
延床面積 4,977.74 m²
- (6) 施設構成 ホールA（小劇場）、ホールB（区民ホール）
ホールC（阿波踊りホール）、ホールD（けいこ場）3室
楽屋、アーカイブカフェ 等

2 ホール等の規模、特徴

芸術文化振興の拠点施設としての役割を果たすために、本施設は以下に掲げる施設内容を組み込んでいる。利用目的の異なる各施設の円滑で有効な利用を可能にするために、防音、遮音にも配慮し、それぞれの独立利用を可能としている。

施設名	規模、席数等	施設の特徴
ホールA （小劇場） （通称：座・高円寺1）	○面積 440 m ² ○客席 基本形状 238 席 （舞台のバリエーションにより） 244～316 席	舞台形式はブラックボックス形式。手動仮設床及び仮設可動パネルにより、舞台及び客席に可変性を持たせ、演目の内容に応じて舞台と客席のバリエーションを柔軟に変えられる。
ホールB （区民ホール） （通称：座・高円寺2）	○面積 330 m ² ○客席 ・固定席 256 席 ・最大 298 席	舞台形式はエンドステージ形式。固定席を基本としながら、利用目的と内容に応じて手動により客席数の変化に対応が可能である。
ホールC （阿波踊りホール） （通称：阿波おどりホール）	○面積 160 m ²	床はダンスなどにも使用できるフローリング仕様。壁面には鏡を備え、阿波踊りのほかダンスなどの練習にも活用できる。また、床面積に対して気積が大きいため、小規模なコンサートなどでの利用も可能である。
ホールD （けいこ場1） ホールD' （けいこ場2） ホールD'' （けいこ場3）	○面積 ・ホールD 150 m ² ・ホールD' 66 m ² ・ホールD'' 73 m ²	Dは本格的な演劇の稽古ができる規模を確保し、D'とD''は少人数での練習その他の用途に柔軟に活用できる仕様としている。地下3階に設けることにより、騒音や利用時間、温度条件などの面で有利な配置となっている。
アーカイブカフェ （アーカイブの通称：演劇資料室）	○面積 アーカイブ 32 m ² カフェ 150 m ² （厨房含む）	アーカイブは開放的なカフェと繋がる空間としている。さまざまな事業へ活用できる機能とスペースを備える。
楽屋	○部屋数 ・ホールA用 4 室 ・ホールB用 2 室	ホールA及びホールBの利用関係者のための楽屋である。ホールA用には規模のバリエーションをもたせ、演劇等の公演内容や人数等に合わせた利用が可能である。

作業場1 作業場2 効果音・ 映像製作室	○面積 ・作業場1 64 m ² ・作業場2 49 m ² ・音響・映像作業室 14 m ²	ホールAの活用に係る企画、準備、稽古、映像・音響の制作・編集などを行う機能を備える。それぞれには、搬入エレベーターにより地上階から容易に荷物を運び込むことが可能である。 また、練習、集会及び教育普及活動等さまざまな活動を行うことを目的としたワークショップにも活用できる。
パブリックス ペース	エントランスロビー、地下2階ロビー	
その他	事務室、トイレ、駐車場、自転車駐車場など	

3 管理物品

本施設の附帯設備及び備付器具

(杉並区物品管理規則(昭和39年杉並区規則第18号)に規定するもの)

※ 詳細については備品台帳を参照のこと

別紙3 基本方針及び業務の基準

1 管理の基本方針について

本施設は、演劇、舞踊等の舞台芸術を創造し、発信するとともに、区民に対し、多様な文化活動の場と機会を提供することを通じ、地域に根ざした芸術文化活動の拠点施設となる役割を有している。この役割を果たすために、以下のような基本方針で本施設を管理する。

(1) 優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。

優れた舞台芸術をつくり出して、広く内外に発信することにより、日頃、演劇や舞踊などの舞台芸術に接する機会の少ない区民に、鑑賞の機会を持ってもらうとともに、舞台芸術に対する関心と呼び起こし、愛好者の拡大と舞台芸術の振興に貢献する。

(2) 舞台芸術の普及・向上を図るための環境をつくり、発展させるための事業を実施する。

将来の舞台芸術を担っていく子どもたちをはじめ、全ての年代の区民を対象として、演劇など舞台芸術を中心に芸術文化への理解と見識を育むための教育的事業などを多面的に実施することで、新しい文化活動を杉並区に生み出し、発展させていくための事業展開を図る。

(3) 区民等に対し、多様な文化活動や交流が行える場を提供する。

杉並区では、世代を超えて、多くの人々が多様な文化活動を展開している。こうした区民の文化活動のニーズに応えるとともに、地域のさまざまな文化・芸術活動の創造と発信のための活動を支援するために、区民自らが文化活動に参加し、交流しあう場を提供する。

(4) 地域の振興とまちづくりの視点を持って運営する。

本施設の運営は、まちづくりと密接に関わっており、地域振興に重要な影響を与えるものである。従って、指定管理者としても、まちの一員としての自覚を持ち、阿波踊りの盛んな高円寺地域の個性と結びついた文化の創造と発信を行うとともに、地域の賑わいの創出など、地域振興の視点を持って施設を運営する。

(5) 区民との協働により施設を運営する。

本施設が、地域に根ざした芸術文化の拠点施設となるためには、区民に愛され親しまれる施設となるとともに、区民の多様な意見が反映された運営が必要である。そのため、区民参画の機関として運営懇談会を設けるとともに、様々な場面での区民との連携に努め、区民との協働を進める視点を持って施設を運営する。

2 芸術監督の設置

舞台芸術の創造と発信という本施設の役割を十分に発揮するために、芸術文化普及振興事業の企画及び実施についての責任と権限を有する芸術監督を設置する。

(1) 芸術監督は任期制とし、甲が選任する。

(2) 芸術監督は、芸術文化の普及振興事業に関する基本方針及び事業計画を定めるとともに、乙に対し、優れた舞台芸術の創造と発信を始めとする様々な芸術文化の普及振興事業が効果的に実施されるよう、適切な指導・助言を行う。

(3) 乙は、芸術監督と協議し、その承認を受けながら、芸術文化の普及振興事業を実施する。

(4) 芸術監督の任期、役割等については、別途定める。

3 芸術文化の普及振興事業に関する業務の基準

(1) 演劇、舞踊などの優れた舞台芸術の鑑賞事業を企画し実施する。

① 乙自らが企画し、実施する公演を年に数回実施する。

② 区民ニーズの高い舞台芸術団体等の招聘に努める。

(2) 芸術文化の普及・向上を図るための情報の発信と提供及び教育事業を企画し実施する。

- ① 区民が舞台芸術をはじめとする芸術文化に接し、自ら創造活動に参加する環境を築き、発展させるための教育・啓発事業を実施する。
- ② 「アーカイブカフェ」を活用するとともに、インターネットなどの多様なメディアを利用し、演劇資料などの芸術文化活動に関する情報収集と発信を行う。
- (3) 区民等が行う多様な芸術文化活動を支援し、促進するために活動の場や機会を提供する。
 - ① 全ての区民が等しく文化活動の機会と場を得られるように配慮しながら、区民が行う主体的な文化活動の場を提供する。
 - ② 区民等の自主的な文化活動への支援や交流を促進する事業を実施する。

4 施設の運営管理に関する業務の基準

(1) 休館日、開館時間等

- ① 原則として、年末年始（12月29日～1月3日）以外、休館日は設けない。ただし、乙の提案により施設の保守点検等施設の安全性を確保するなど、施設の運営上必要があると甲が認めるときは、館内整理日又は臨時休館日を設けることができる。
- ② 開館時間は原則として午前9時から午後10時までとするが、乙の提案により事業の実施の都合や区民ニーズへの対応などの必要があると甲が認めるときは、開館時間を延長することができる。

(2) 主な施設の運営基準

施設名	貸出し及び活用等に当たっての基準
ホールA (小劇場) (通称： 座・高円寺1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主として、演劇、舞踊等の優れた舞台芸術の公演を行うとともに、さまざまな舞台構成が可能である可変式ホールとしての特性と機能を活かした芸術文化の普及振興事業の場として活用する。
ホールB (区民ホール) (通称： 座・高円寺2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民等が行う文化・芸術活動や集会、発表会、講演会などの場として貸し出す。 ・ 他の公共施設との整合性を図るために、区の公共施設予約システム（「さざんかねっと」）に接続し、当該システムによる貸出しとする。
ホールC (阿波踊りホール) (通称： 阿波おどりホール)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阿波踊り団体の練習場としての利用を優先する。 ・ 阿波踊りの練習として利用しない日及び時間帯には、一般貸出しを行う。 ・ 貸出しに際しては、「さざんかねっと」との整合性に配慮しつつも、防音機能に優れたホールとしての特徴を活かし、多様な区民ニーズに応える視点から、柔軟な区民利用の方法を工夫する。
ホールD (けいこ場1) ホールD' (けいこ場2) ホールD'' (けいこ場3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 演劇、舞踊等の練習用としての利用を優先する。 ・ 練習用として利用しない時間等については、舞台芸術の普及振興事業の場として活用する。 ・ 上記以外の空き時間等について、区民への一般貸出しを行う。
アーカイブカフェ (アーカイブの 通称：演劇資料室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アーカイブは、演劇、舞踊等の関係図書や資料の保存、公開など、舞台芸術等の情報を収集し、保存し、提供する。 ・ カフェを運営する。 ・ カフェのスペースは、アーカイブの図書や資料の閲覧や、芸術文化普及振興事業等にも活用する。

(3) 施設利用の手続等

本施設の利用に関し、「(2)主な施設の運営基準」を踏まえ、以下の業務を行う。

- ① 施設等の利用申込の受付及び利用の承認又は不承認を行うこと。
- ② 利用の承認を取り消すこと、利用を停止すること、又は利用条件を変更すること。
- ③ 施設等を利用する上での必要な情報提供・助言を行うこと。

- ④ 利用者及び利用団体が利用する際の安全確保に万全を期すること。
- ⑤ 上記業務を遂行するために必要な人員及び専門スタッフを配置すること。
- (4) 利用料金の徴収等
 - 乙は、条例及び規則に規定する範囲で、利用料金の徴収等を行う。
 - ① 条例及び規則に定める利用料金を利用者から徴収すること。
 - ② 条例第6条に基づき、利用料金を減額又は免除すること。
 - ③ 条例第7条に基づき、利用料金の全部又は一部を還付すること。
- (5) 安全管理
 - ① 災害や事故が発生した場合の、利用者や客などの安全確保のための対応を行う。
 - ② 防災訓練・避難訓練などを計画的に実施するなど、災害対策や事故の防止等を行う。

5 施設等の維持管理に関する業務の基準

乙は善良な管理者の注意をもって、安全・衛生・機能の確保がなされるよう、以下のとおり施設等の適切な維持管理を行うものとする。

また、設備の故障等の緊急時には迅速に対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

(1) 施設及び設備の保守管理に関する業務

① 建物の保守管理

仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持する。

② 建築設備の保守管理

自動ドア、昇降機設備、シャッター等の日常点検、法定点検、定期点検等を行い、初期の性能を維持する。

③ 舞台関係設備の保守管理

舞台機構、舞台照明及び舞台音響について定期点検等を行い、その性能を維持するよう努める。

④ 備品等の保守管理

(ア) 備品

- ・ 施設の運営に支障をきたさないよう、舞台備品、事務備品それぞれについて、管理（大型備品については保守点検も含む）を行う。
- ・ 破損、不具合等が発生したときには、速やかに甲に報告する。

(イ) 消耗品

- ・ 施設の運営に支障をきたさないよう、必要な舞台消耗品、事務用消耗品を適宜購入し、管理を行う。不具合の生じたものに関しては、随時更新を行う。

(2) 施設的环境維持管理に関する業務

① 清掃業務

施設的环境を維持し、快適な環境を保つため、清掃業務を適切に行う。

(ア) 業務内容

日常清掃及び定期清掃を適切な業務計画に基づき実施し、床や壁、ガラス、照明器具その他施設内の各所ごとに、ごみ、ほこり、汚れがない状態を維持する。

(イ) 留意事項

貸出し対象施設の清掃時間等については、施設利用者等の妨げにならないように配慮する。また、ごみ処分についても、周辺環境に配慮しながら適切に行う。

② 保安警備業務

施設における事故や犯罪、火災等の災害の発生を警戒、防止し、施設利用者の安全を確保するとともに、施設・設備等の保全を図るため、保安警備業務を適切に行う。

③ 施設保全業務

施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の保全に努める。また、建築物や

設備等の不具合を発見した際には、速やかに甲に報告するとともに、必要な修繕を行う。

6 その他の業務

乙は、上記3から5に掲げる業務のほか、以下に掲げる業務を行う。

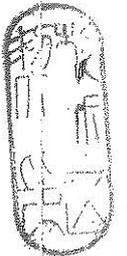
(1) 関係機関等との連絡調整など

- ① 甲との連絡調整のための会議、打合せ等を定期的に又は随時行う。
- ② その他必要に応じて、甲又は関係機関等との連絡調整を行う。

(2) 自己評価の実施

乙は、業務の質と利用者への適切なサービスの向上を図るため、利用者からのアンケート実施等意見聴取を行うとともに、定期的に自己評価を実施し、結果を速やかに甲に報告し、今後の業務に反映させるよう努めるものとする。

- (3) 甲に対する必要な資料、報告の提出
- (4) その他本業務に必要な関係業務



平成 3 1 年度
杉並区立杉並芸術会館の
管理に関する年度協定書

目 次

第1条（目 的）	1
第2条（業 務）	1
第3条（業務履行の質の確保及び履行状況の評価）	1
第4条（労働関係法令遵守の確認）	1
第5条（暴力団等の確認にかかる照会）	1
第6条（指定管理料）	2
第7条（指定管理料の支払い）	2
第8条（疑義等の決定）	2
別紙 指定管理料について	3

平成31年度杉並区立杉並芸術会館の管理に関する年度協定書

杉並区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク（以下「乙」という。）とは、杉並区立杉並芸術会館（以下「芸術会館」という。）の管理に関して平成28年3月31日に締結した芸術会館の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、芸術会館の管理に関する年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、基本協定に基づいて実施する本年度の業務及び当該業務の実施の対価として支払う指定管理料を定めることを目的とする。

（業 務）

第2条 乙の業務は、基本協定第8条第1項及び第2項のとおりであることを確認する。

（業務履行の質の確保及び履行状況の評価）

第3条 乙は、指定管理業務を実施するにあたり、業務の安定した履行を確保するため、様々な観点から、質を高める取り組みを行うよう努めなければならない。

- 2 甲は、「履行評価基準」に基づき、指定管理者の履行状況の評価するものとし、乙においても添付する「履行評価表」により自己評価を行うものとする。
- 3 履行評価に関する詳細な日程等は、甲が別途定めるものとする。

（労働関係法令遵守の確認）

第4条 指定管理業務従事者の労働関係法令を確保するため、乙は、「労働関係法令遵守に関する報告書」を四半期ごとに提出しなければならない。

- 2 前項の報告書をもとに、甲は、原則として年2回以上乙との面談の形式による確認を行うものとする。
- 3 甲は、提出された報告書に疑義がある場合など、乙に対して確認調査のため資料の提出を求めるとともに、甲が指定する職員及び社会保険労務士等による調査を行うことができるものとする。

（暴力団等の確認にかかる照会）

第5条 乙は、杉並区暴力団排除条例（平成24年杉並区条例第5号）に基づく措置を講ずるため必要があると認めるときは、警察等への照会について、甲に依頼することができるものとする

(指定管理料)

第6条 指定管理料は別紙のとおりとし、前金払いとする。

(指定管理料の支払い)

第7条 甲は、乙に第6条に規定する指定管理料を前金払いで四半期ごとに支払うものとする。

2 乙は各四半期の初めに指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。

3 甲は、当該請求書を受領してから30日以内に、乙に対して乙の指定した口座に指定管理料を支払うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 本協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区長 田 中 良

乙 杉並区成田西一丁目2番22号

特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク

理事長 牧 野 望

指 定 管 理 料 に つ い て

1 芸術文化の普及振興事業の実施に関する業務

支払対象期間	支 払 金 額 ※
第1四半期	11,850,000円
第2四半期	11,850,000円
第3四半期	11,850,000円
第4四半期	11,850,000円
合 計	47,400,000円

2 施設の運営管理に関する業務

支払対象期間	支 払 金 額 ※
第1四半期	62,967,769円
第2四半期	62,967,766円
第3四半期	62,967,766円
第4四半期	62,967,766円
合 計	251,871,067円

※ 消費税相当額を含む。